

2016年合格目標

上級コース

第1回講義
体験用テキスト

消費税法

テキスト

1



TAC

消費税法 上級コース テキストNo. 1 コントロールタワー

回数	教材 テ　　マ	テキスト	トレーニング	理論テキスト 理論マスタ	理論ドク ター
第1回	講義 ①-1 平成27年度改正点 課税の対象 非課税 定義	P. 3 ゝ P. 82	問題1 ゝ 問題10	1-1 ゝ 1-3 5-4	P. 2 ゝ P. 19 P. 156 ゝ P. 169
第2回	演習 ① (理論) 課税の対象・定義 (計算) 総合問題 講義 ①-2 免 税 理論対策講義	P. 85 ゝ P. 106	問題11 ゝ 問題15	1-4 1-5	P. 20 ゝ P. 32
第3回	講義 ② 課税標準及び税率 納税義務 (原則・納税義務の免除・課税事業者の選択・ 前年等の課税売上高による特例)	P. 109 ゝ P. 169	問題16 ゝ 問題27	2-1 1-6 1-7	P. 36 ゝ P. 43 P. 74 ゝ P. 78
第4回	演習 ② 一添削問題一 (理論) 輸出免税等・小規模事業者に係る納税 義務・前年等の課税売上高による特例 (計算) 総合問題		問題28		
第5回	講義 ③-1 仕入れに係る消費税額の控除(原則)	P. 175 ゝ P. 220	問題29 ゝ 問題38	3-1 ゝ 3-3	P. 80 ゝ P. 90
第6回	演習 ③ (理論) 課税標準及び税率・仕入税額控除(原則) ・課税売上割合 (計算) 総合問題 講義 ③-2 その他の税額控除 (売上返還等・特定課税仕入返還等・貸倒れ)	P. 223 ゝ P. 244	問題39 ゝ 問題46	3-13 ゝ 3-15	P. 118 ゝ P. 127
第7回	講義 ④ 仕入れに係る消費税額の控除の特例 (仕入返還等・非課税資産の輸出等) 仕入れに係る消費税額の調整 (著しい変動・転用)	P. 247 ゝ P. 287	問題47 ゝ 問題61	3-4 ゝ 3-8	P. 91 ゝ P. 103
第8回	演習 ④ 一添削問題一 (理論) 国内取引の判定・非課税 ・貸倒れ・非課税資産の輸出等 (計算) 総合問題		問題62		

テーマ番号		テ ー マ	上 級	
			No. 1	No. 2
課 税 の 対 象	1	課税の対象の概要	●	
	2	国内取引の課税の対象	●	
	3	輸入取引の課税の対象	●	
非 課 税	4	国内取引の非課税	●	
	5	輸入取引の非課税	●	
免 税	6	免税取引	●	
納 税 義 務	7	納税義務者	●	
	8	小規模事業者に係る納税義務の免除	●	
	9	課税事業者の選択	●	
	10	前年等の課税売上高による特例	●	
	11	相続があった場合の納税義務の免除の特例		●
	12	合併があった場合の納税義務の免除の特例		●
	13	会社分割があった場合の納税義務の免除の特例		●
	14	新設法人の納税義務の免除の特例		●
課 税 標 準 及 び 税 率	15	特定新規設立法人の納税義務の免除の特例		●
	16	国内取引の課税標準	●	
	17	輸入取引の課税標準	●	
仕入に係る 消費税額の 控除（原則）	18	税 率	●	
	19	仕入税額控除の基礎	●	
仕入に係る 消費税額の 控 除 の 特 例	20	仕入に係る消費税額の控除	●	
	21	非課税資産の輸出等	●	
	22	仕入に係る対価の返還等	●	
仕入に係る 消費税額の 調 整	23	簡易課税制度		●
	24	課税売上割合の著しい変動	●	
	25	調整対象固定資産の転用	●	
	26	棚卸資産に係る消費税額の調整		●

・テーマ番号		テ ー マ	上 級	
			No. 1	No. 2
そ の 他 の 税 額 控 除	27	売上げに係る対価の返還等	●	
	28	特定課税仕入れに係る対価の返還等	●	
	29	貸倒れ	●	
資産の譲渡等 の 時 期	30	資産の譲渡等の時期の原則		●
	31	長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例		●
	32	工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例		●
	33	小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例		●
課 税 期 間	34	課税期間		●
納 税 地	35	国内取引に係る納税地		●
	36	輸入取引に係る納税地		●
	37	輸出品販売場購入物品を譲渡した場合等の納税地		●
申 告 等	38	中間申告制度		●
	39	合併があった場合の中間申告制度		●
	40	確定申告制度		●
	41	還付を受けるための申告制度		●
	42	引取りの申告制度		●
	43	更正の請求等		●
届 出 等	44	届出等		●
国 等 に 対 する 特 例	45	国等に対する特例（仕入税額以外）		●
	46	国等に対する特例（仕入税額）		●
個 人 事 業 者	47	個人事業者		●

★ 第1章 課税の対象の概要

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
1	課税の対象の概要 1-1 課税の対象の概要	No. 1	第1回

★ 第2章 課税の対象

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
2	国内取引の課税の対象 2-1 課税の対象の概要 2-2 国内取引の判定 2-3 事業者が事業として行うもの 2-4 対価を得て行うもの 2-5 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供 2-6 資産の譲渡等の範囲 2-7 みなし譲渡	No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1	第1回 第1回 第1回 第1回 第1回 第1回 第1回
3	輸入取引の課税の対象 3-1 課税の対象の概要	No. 1	第1回

★ 第3章 非課税

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
4	国内取引の非課税 4-1 国内取引の非課税 4-2 土地等の譲渡及び貸付け 4-3 有価証券等の譲渡 4-4 利子に対価とする金銭の貸付け等 4-5 資産の譲渡で一定のもの 4-6 役務の提供で一定のもの 4-7 社会保険医療に係る資産の譲渡等 4-8 社会福祉事業等としての資産の譲渡等 4-9 助産に係る資産の譲渡等 4-10 埋葬料、火葬料に対価とする役務の提供 4-11 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等 4-12 一定の教育として行う役務の提供 4-13 教科用図書の譲渡 4-14 住宅の貸付け	No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1	第1回 第1回 第1回 第1回 第1回 第1回 第1回 第1回 第1回 第1回 第1回 第1回 第1回
5	輸入取引の非課税 5-1 輸入取引の非課税	No. 1	第1回

★ 第4章 免 税

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
6	免税取引		
	6-1 輸出免税等	No.1	第2回
	6-2 輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税	No.1	第2回
	6-3 租税特別措置法による免税	—	—
	6-4 輸入取引の免税	—	—

★ 第5章 納税義務

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
7	納税義務者		
	7-1 納税義務者の原則	No.1	第3回
	7-2 資産の譲渡等を行った者の実質判定	—	—
	7-3 信託財産に係る資産の譲渡等の帰属	—	—
	7-4 法人課税信託の受託者に関する消費税法の適用	—	—
9	課税事業者の選択		
	9-1 課税事業者の選択	No.1	第3回
	9-2 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合	No.1	第3回
	9-3 宥恕規定	No.1	第3回
10	前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例		
	10-1 前年等の課税売上高による特例	No.1	第3回
11	相続があった場合の納税義務の免除の特例		
	11-1 相続があった場合の納税義務	No.2	第3回
12	合併があった場合の納税義務の免除の特例		
	12-1 吸収合併があった場合の納税義務	No.2	第3回
	12-2 新設合併があった場合の納税義務	No.2	第3回
13	会社分割があった場合の納税義務の免除の特例		
	13-1 分割等（新設分割子法人）の納税義務	No.2	第3回
	13-2 分割等（新設分割親法人）の納税義務	No.2	第3回
	13-3 吸収分割（分割承継法人）の納税義務	No.2	第3回
14	新設法人の納税義務の免除の特例		
	14-1 新設法人の判定	No.2	第3回
	14-2 新設法人の納税義務	No.2	第3回
	14-3 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合	No.2	第3回
15	特定新規設立法人の納税義務の免除の特例		
	15-1 特定新規設立法人の判定	No.2	第3回
	15-2 特定新規設立法人の納税義務	No.2	第3回
	15-3 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合	No.2	第3回

★ 第6章 課税標準及び税率

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
16	国内取引の課税標準 16－1 課税標準の原則 16－2 課税標準の例外 16－3 一定の行為等	No.1 No.1 No.1	第3回 第3回 第3回
17	輸入取引の課税標準 17－1 課税標準の計算	No.1	第3回
18	税 率 18－1 税 率	No.1	第3回

★ 第7章 仕入に係る消費税額の控除（原則）

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
19	仕入税額控除の基礎 19－1 課税仕入れ等 19－2 仕入税額控除	No.1 No.1	第5回 第5回
20	仕入に係る消費税額の控除 20－1 仕入税額控除の原則 20－2 課税売上割合 20－3 個別対応方式 20－4 一括比例配分方式	No.1 No.1 No.1 No.1	第5回 第5回 第5回 第5回

★ 第8章 仕入に係る消費税額の控除の特例

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
21	非課税資産の輸出等 21－1 非課税資産の輸出を行った場合 21－2 資産の国外移送を行った場合	No.1 No.1	第7回 第7回
22	仕入に係る対価の返還等 22－1 仕入に係る対価の返還等 22－2 課税貨物に係る消費税額の還付	No.1 No.1	第7回 第7回
23	簡易課税制度 23－1 簡易課税制度の選択等 23－2 みなし仕入率 23－3 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合 23－4 有恕規定 23－5 災害等があった場合の選択届出に関する特例 23－6 災害等があった場合の不適用届出に関する特例	No.2 No.2 No.2 No.2 No.2 No.2	第1回 第1回 第1回 第1回 第1回 第1回

★ 第9章 仕入れに係る消費税額の調整

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
24	課税売上割合の著しい変動 24－1 調整対象固定資産 24－2 課税売上割合の著しい変動	No. 1 No. 1	第7回 第7回
25	調整対象固定資産の転用 25－1 調整対象固定資産の転用	No. 1	第7回
26	棚卸資産に係る消費税額の調整 26－1 免税事業者が課税事業者となった場合 26－2 事業を承継した場合 26－3 課税事業者が免税事業者となった場合	No. 2 No. 2 No. 2	第1回 第1回 第1回

★ 第10章 その他の税額控除

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
27	売上げに係る対価の返還等 27－1 売上げに係る対価の返還等	No. 1	第6回
28	特定課税仕入れに係る対価の返還等 28－1 特定課税仕入れに係る対価の返還等	No. 1	第6回
29	貸倒れ 29－1 貸倒れ	No. 1	第6回

★ 第11章 資産の譲渡等の時期

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
30	資産の譲渡等の時期の原則 30－1 資産の譲渡等の時期の原則	No. 2	第7回
31	長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例 31－1 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等	No. 2	第7回
32	工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例 32－1 工事の請負に係る資産の譲渡等	No. 2	第7回
33	小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例 33－1 小規模事業者に係る資産の譲渡等	No. 2	第7回

★ 第12章 課税期間

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
34	課税期間 34－1 課税期間の原則 34－2 課税期間の特例	No. 2 No. 2	第2回 第2回

★ 第13章 納税地

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
35	国内取引に係る納税地 35－1 個人事業者の納税地 35－2 法人の納税地 35－3 納税地の指定等	No.2 No.2 No.2	第5回 第5回 第5回
36	輸入取引に係る納税地 36－1 輸入取引に係る納税地	No.2	第5回
37	輸出物品販売場購入物品を譲渡した場合等の納税地 37－1 輸出物品販売場購入物品を譲渡した場合等の納税地	No.2	第5回

★ 第14章 申告等

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
38	中間申告制度 38－1 前期納税実績による場合 38－2 仮決算による場合 38－3 その他	No.2 No.2 No.2	第5回 第5回 第5回
39	合併があった場合の中間申告制度 39－1 吸収合併の場合 39－2 新設合併の場合	No.2 No.2	第5回 第5回
40	確定申告制度 40－1 確定申告制度 40－2 提出期限の特例	No.2 No.2	第5回 第5回
41	還付を受けるための申告制度 41－1 還付を受けるための申告	No.2	第5回
42	引取りの申告制度 42－1 申 告 42－2 納付等 42－3 納期限の延長	No.2 No.2 No.2	第5回 第5回 第5回
43	更正の請求等 43－1 更正の請求 43－2 更正又は決定	No.2 No.2	第5回 第5回

★ 第15章 届出等

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
44	届出等 44－1 届出等	No.2	第7回

★ 第16章 国等に対する特例

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
45	国等に対する特例（仕入税額以外） 45－1 事業単位の特例 45－2 資産の譲渡等の時期等の特例 45－3 国、地方公共団体の一般会計に関する特例 45－4 申告期限の特例	No.2 No.2 No.2 No.2	第7回 第7回 第7回 第7回
46	国等に対する特例（仕入税額） 46－1 特定収入に係る仕入税額の特例	No.2	第7回

★ 第17章 個人事業者

テーマ番号	テ ー マ 及 び 内 容	テキスト	回 数
47	個人事業者 47－1 個人事業者	No.2	第5回

条文構成のまとめ

(第1章 総則)

第1条 趣 旨

第2条 定 義

第3条 人格のない社団等

第4条 課税の対象

第5条 納税義務者

第6条 非課税

第7条 輸出免税等

第8条 輸出物品販売場

第9条 納税義務の免除

第9条の2 前年等の課税売上高の特例

第10条 相続があった場合

第11条 合併があった場合

第12条 分割があった場合

第12条の2 新設法人

第12条の3 特定新規設立法人

第13条 実質判定

第14条 信託財産の帰属

第15条 法人課税信託

第16条 長期割賦販売等

第17条 工事進行基準

第18条 現金基準

第19条 課税期間

第20条

 5 納税地

第27条

課税の対象
《何に対し》

納税義務者
《誰が》

資産の譲渡等の時期
《いつ》

納税地
《どこへ》

(第2章 課税標準及び税率)

第28条 課税標準

第29条 税 率

売上げに係る税額
《いくら》

(第3章 税額控除等)

第30条	仕入れに係る消費税額の控除	}	仕入れに係る税額 《いくら》
第31条	非課税資産の輸出等		
第32条	仕入れに係る対価の返還等		
第33条	調整対象固定資産（著しい変動）		
第34条	“ （転用・課→非）		
第35条	“ （転用・非→課）		
第36条	棚卸資産の調整		
第37条	簡易課税制度	}	△売上げに係る税額 《いくら》
第37条の2	災害等があった場合の特例		
第38条	売上げに係る対価の返還等		
第38条の2	特定課税仕入れに係る対価の返還等		
第39条	貸倒れに係る税額		
第40条	限界控除 一削除一		
第41条	税額控除の計算の細目		

(第4章 申告、納付、還付等)

第42条	中間申告	}	申告・納付・還付 《どうする》
第43条	仮決算		
第44条	中間申告書の提出がない場合		
第45条	確定申告		
第46条	還付を受けるための申告		
第47条	引取りに係る申告		
第48条	“ 納付、還付等		
第56条			

(第5章 雑 則)

第57条	届出等
第58条	帳簿の備付け等
第59条	申告義務の承継
第60条	国、地方公共団体等に対する特例
第62条	特定資産の譲渡等を行う事業者の義務
第63条	価格の表示

(第6章 罰 則)

凡 例

＜略式名称＞	＜正式名称＞
法	消費税法
法附則	消費税法附則
令	消費税法施行令
令附則	消費税法施行令附則
規	消費税法施行規則
基 通	消費税法基本通達
措 法	租税特別措置法
措 令	租税特別措置法施行令
措 規	租税特別措置法施行規則
措 通	租税特別措置法通達
国通法	国税通則法
国通令	国税通則法施行令
国通規	国税通則法施行規則
法 法	法人税法
法 令	法人税法施行令
所 法	所得税法
所 令	所得税法施行令
関税法	関税法
関税令	関税法施行令
関定法	関税定率法
関定令	関税定率法施行令
輸徴法	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

引用例

法2①八	消費税法第2条第1項第八号
基通5-2-1	消費税法基本通達5-2-1

消費税法 上級コース 理論暗記予定表

講義の回数	暗記予定理論	ラ ン ク	出 題 予 告	理 論 マ ス タ ー	目 標 時 間
No. 1	第1回	課税の対象	A ①	1-1	30分
		国内取引の判定	B ④	1-2	30分
		非課税	B ④	1-3	20分
	第2回	輸出免税等	B ②	1-4	15分
		輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税	B ⑥	1-5	40分
	第3回	課税標準及び税率	B ③	2-1	25分
		小規模事業者に係る納税義務	A ②	1-6	40分
		前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例	B ②	1-7	15分
	第5回	仕入れに係る消費税額の控除	A ③	3-1	50分
		帳簿等の意義	B	3-2	25分
		課税売上割合	B ③	3-3	20分
	第6回	売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除	B	3-13	25分
		特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除	B	3-14	25分
		貸倒れに係る消費税額の控除等	B ④	3-15	30分
	第7回	仕入れに係る対価の返還等	B	3-5	30分
		課税貨物に係る消費税額の還付	C	3-6	30分
		非課税資産の輸出等	B ④	3-4	30分
		課税売上割合が著しく変動した場合の消費税額の調整	B ⑤	3-7	35分
		調整対象固定資産を転用した場合の消費税額の調整	B ⑤	3-8	30分
No. 2	第1回	棚卸資産に係る消費税額の調整	B ⑧	3-9	30分
		中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例	A ⑤	3-10	40分
		災害等があった場合の簡易課税制度の届出に関する特例	B	3-12	30分
		簡易課税の適用がない分割等に係る課税期間	C	3-11	25分
	第2回	課税期間	B	1-19	35分
	第3回	相続があった場合の納税義務の免除の特例	B	1-8	15分
		合併があった場合の納税義務の免除の特例	B ⑥	1-9	25分
		会社分割があった場合の納税義務の免除の特例	B ⑥	1-10	40分
		新設法人の納税義務の免除の特例	B ⑥	1-11	15分
		特定新規設立法人の納税義務の免除の特例	B ⑦	1-12	25分
	第5回	確定申告制度	A ⑦	4-2	30分
		還付を受けるための申告制度	B ⑦	4-3	15分
		中間申告制度	B	4-1	45分
		引取りに係る課税貨物の申告制度	C	4-4	30分
		納税地	C	1-20	30分
	第7回	更正の請求	C	4-5	25分
		長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例	A ⑧	1-16	30分
		工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例	B ⑧	1-17	30分
		小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例	C	1-18	15分
		国、地方公共団体等に対する特例（仕入税額以外）	C	5-2	20分
		国、地方公共団体等に対する特例（仕入税額）	C	5-3	25分
		納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出	C	5-1	15分

出題予告欄の見方（①～⑧は下記の演習回の予告理論です）

① ⇨ 上級演習① ② ⇨ 上級演習② ③ ⇨ 上級演習③ ④ ⇨ 上級演習④
 ⑤ ⇨ 上級演習⑤ ⑥ ⇨ 上級演習⑥ ⑦ ⇨ 上級演習⑦ ⑧ ⇨ 上級演習⑧

（注）理論マスター5-4「定義」は、上級演習①及び⑧の出題予告に含めます。

消費税法 上級コース 理論暗記チェック表

マスター	理 論	ランク	チェック欄				
1-1	課税の対象	A					
1-2	国内取引の判定	B					
1-3	非課税	B					
1-4	輸出免税等	B					
1-5	輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税	B					
1-6	小規模事業者に係る納税義務	A					
1-7	前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例	B					
1-8	相続があった場合の納税義務の免除の特例	B					
1-9	合併があった場合の納税義務の免除の特例	B					
1-10	会社分割があった場合の納税義務の免除の特例	B					
1-11	新設法人の納税義務の免除の特例	B					
1-12	特定新規設立法人の納税義務の免除の特例	B					
1-13	資産の譲渡等を行った者の実質判定	C					
1-14	信託財産に係る資産の譲渡等の帰属	C					
1-15	法人課税信託の受託者に関する消費税法の適用	C					
1-16	長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例	A					
1-17	工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例	B					
1-18	小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例	C					
1-19	課税期間	B					
1-20	納税地	C					
2-1	課税標準及び税率	B					
3-1	仕入れに係る消費税額の控除	A					
3-2	帳簿等の意義	B					
3-3	課税売上割合	B					
3-4	非課税資産の輸出等	B					
3-5	仕入れに係る対価の返還等	B					
3-6	課税貨物に係る消費税額の還付	C					
3-7	課税売上割合が著しく変動した場合の消費税額の調整	B					
3-8	調整対象固定資産を転用した場合の消費税額の調整	B					
3-9	棚卸資産に係る消費税額の調整	B					
3-10	中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例	A					
3-11	簡易課税の適用がない分割等に係る課税期間	C					
3-12	災害等があった場合の簡易課税の届出に関する特例	B					
3-13	売上げに係る対価の返還等	B					
3-14	特定課税仕入れに係る対価の返還等	B					
3-15	貸倒れ	B					
4-1	中間申告制度	B					
4-2	確定申告制度	A					
4-3	還付を受けるための申告制度	B					
4-4	引取りに係る課税貨物の申告制度	C					
4-5	更正の請求	C					
5-1	納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出	C					
5-2	国、地方公共団体等に対する特例（仕入税額以外）	C					
5-3	国、地方公共団体等に対する特例（仕入税額）	C					
5-4	定 義	C					

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

P 3～82

第 1 回

< 今回の学習内容 >

講 義 ①－１

- **改正点**

- テーマ０ 平成27年度改正点

- **第 1 章 課税の対象の概要**

- テーマ 1 課税の対象の概要

- **第 2 章 課税の対象**

- テーマ 2 国内取引の課税の対象

- テーマ 3 輸入取引の課税の対象

- **第 3 章 非課税**

- テーマ 4 国内取引の非課税

- テーマ 5 輸入取引の非課税

本誌では、設例など各問題を収録していますが、解答にあたって次の形式で表記している部分があります。それぞれの取り扱いは次のとおりです。

課	…課税売上げ
免	…免税売上げ
非	…非課税売上げ
非輸	…非課税資産の輸出
F O B	…資産の国外移送（本船甲板渡し価格）
売返	…課税売上げに係る売上げに係る対価の返還等の税額控除の処理あり
免売返	…免税売上げに係る対価の返還等
免税事業者売返	…免税事業者であった時の課税売上げに係る売上げに係る対価の返還等
非売返	…非課税売上げに係る対価の返還等
貸倒	…貸倒れの税額控除の処理あり
貸倒回収	…貸倒回収の処理あり
A	…課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等
B	…その他の資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等
C	…課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等
仕返	…課税仕入れに係る仕入れに係る対価の返還等の処理あり
引還	…課税貨物に係る引取還付の処理あり
処理なし	…消費税の取り扱いなし

etc・・・

（注） 各問題において、課税仕入れとなるものについて、特段指示がない又は売上げとの対応関係が明らかでない場合には、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（C）とし、作成しています。

テーマ 0

平成27年度改正点

項目及び内容
0-1 国境を越えた役務の提供に係る課税の見直し
1 電気通信利用役務の提供についての国内取引の判定の見直し
2 課税方式の見直し（リバースチャージ方式の導入）
3 国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係る仕入税額控除の制限
4 登録国外事業者制度の創設
5 適用開始時期
0-2 国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供に係る課税の見直し
1 課税方式の見直し（リバースチャージ方式の導入）
2 適用開始時期

《平成27年度改正点のまとめ》

1 事業者向け電気通信利用役務の提供

2 消費者向け電気通信利用役務の提供

3 特定役務の提供

1 課税の対象（国内取引）（法4①）

2 納税義務者の原則（国内取引）（法5①）

3 国内取引の判定（法4③④、令6③）

4 課税標準（国内取引）（法28①②）

5 仕入れに係る消費税額の控除（原則課税）（法30①）

6 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合（法38の2①）

⑦ 参 考

- ・用語の意義
- ・条文上のイメージ
- ・リバースチャージ方式の適用除外
- ・課税の対象のイメージ
- ・平成27年度改正（特定課税仕入れ）に係る税額計算パターンの確認

0-1 国境を越えた役務の提供に係る課税の見直し



ポイント整理

1 電気通信利用役務の提供についての国内取引の判定の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税の対象となる国内取引に該当するかの判定場所を、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所等とする見直しが行われた。

2 課税方式の見直し（リバースチャージ方式の導入）

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外のものとに区分することとされた。

消費税法においては、課税資産の譲渡等を行った事業者が、当該課税資産の譲渡等に係る申告・納税を行うが、「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が「特定課税仕入れ」として、申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入された。

なお、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のもの（以下「消費者向け電気通信利用役務の提供」という。）については、その役務の提供を行った事業者が消費税の申告・納税を行うことになる。

3 国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係る仕入税額控除の制限

「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、当該役務の提供を行った事業者が消費税の申告・納税を行うが、国外事業者から提供を受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、当分の間、仕入税額控除ができないこととされている。

ただし、登録国外事業者から提供を受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、仕入税額控除を行うことができる。

4 登録国外事業者制度の創設

3のとおり、国外事業者から「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた国内事業者は、その仕入税額につき控除を行うことができないが、国税庁長官の登録を受けた登録国外事業者から「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けたものについては、仕入税額控除が可能となる制度が設けられている。

5 適用開始時期

この改正規定は、平成27年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用される。

ただし、登録国外事業者の登録申請は、平成27年7月1日から行うことができる。

1 改正の背景・内容

急速に普及しているインターネットによる電子商取引につき、国内の事業者が行う場合と国外の事業者が行う場合とで課税上のバランスが取れていないことが従来より指摘されていた。

そこで、この課税の公平性を確保するため、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引に消費税を課税することとなった。

具体的には、「事業者向け電気通信利用役務の提供」について、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入された。

2 電気通信利用役務の提供についての国内取引の判定の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税の対象となる国内取引に該当するかの判定場所を、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所等とする見直しが行われた。

これにより、国内に住所等を有する者に提供する「電気通信利用役務の提供」については、国内、国外いずれから提供を行っても国内取引となる。

(1) 国内取引の判定

電気通信利用役務の提供についての国内取引の判定については、次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

改正前（役務の提供が行われた場所が明らかでないもの）
役務の提供を <u>行う者</u> の役務の提供に係る事務所等の所在地
改正後（電気通信利用役務の提供）
役務の提供を <u>受ける者</u> の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地

(2) 国外事業者（法2①四の二）

非居住者である個人事業者及び外国法人をいう。

(3) 電気通信利用役務の提供（法2①八の三）

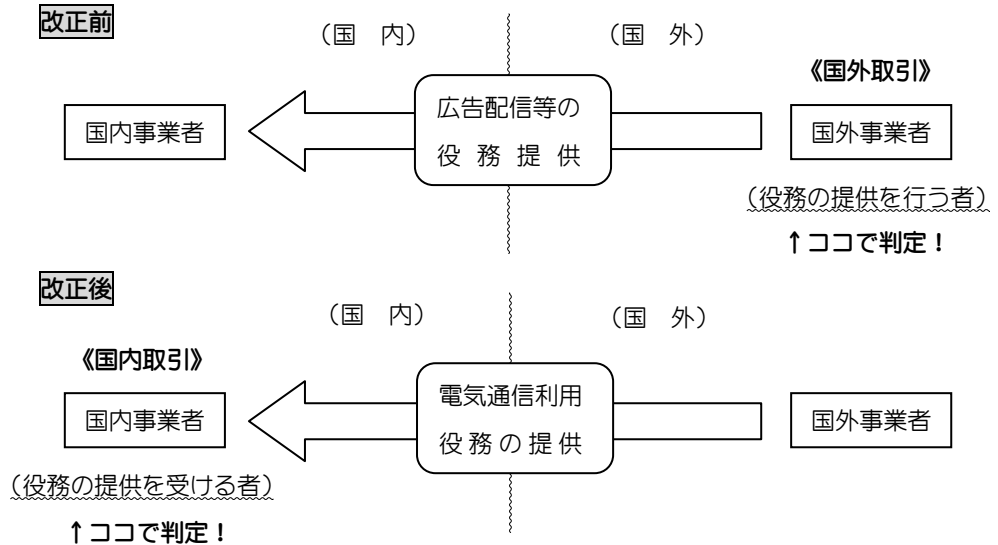
資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

【具体例】

電気通信回線（インターネット等）を介して行われる電子書籍や音楽、ソフトウェア等の配信のほか、ネット広告の配信やクラウドサービスの提供、さらには電話や電子メールなどを通じたコンサルタントなど

国内取引の判定の見直し

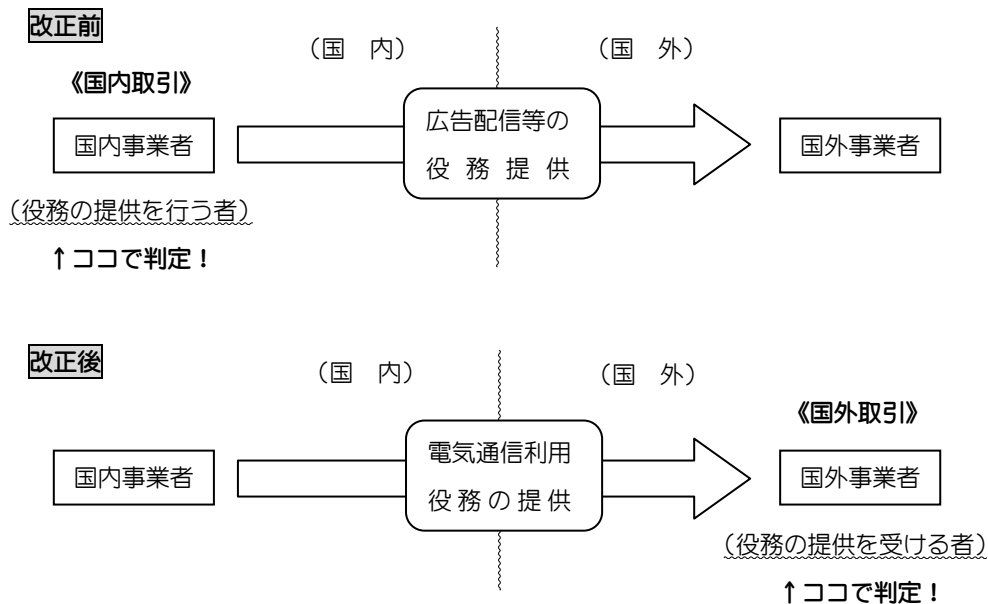
<ケース1> 国外事業者が役務提供を行う場合



留意点 内外判定に係る改正のポイント

今までは、国外取引であったものが、「国内取引」に該当することとなる。

<ケース2>国内事業者が役務提供を行う場合



留意点 内外判定に係る改正のポイント

今までは、国内取引であったものが、「国外取引」に該当することとなる。

設 例

次に掲げる取引が、国内取引に該当するかどうか判定しなさい。

なお、すべて平成27年10月1日以後に行われた取引である。

- (1) 国内の事業者（Ａ）が、国外の事業者（Ｂ）に対して電気通信利用役務の提供を行った。
- (2) 国外の事業者（Ｂ）が、国内の事業者（Ａ）に対して電気通信利用役務の提供を行った。
- (3) 国内の事業者（Ａ）が、国外の消費者（Ｃ）に対して電気通信利用役務の提供を行った。
- (4) 国外の事業者（Ｂ）が、国内の消費者（Ｄ）に対して電気通信利用役務の提供を行った。
- (5) 国内の事業者（Ａ）が、国内の消費者（Ｄ）に対して電気通信利用役務の提供を行った。
- (6) 国外の事業者（Ｂ）が、国内の事業者（Ａ）に対して電気通信利用役務の提供以外の役務の提供（役務の提供地は明らかではない）を行った。

解 説

【解 答】

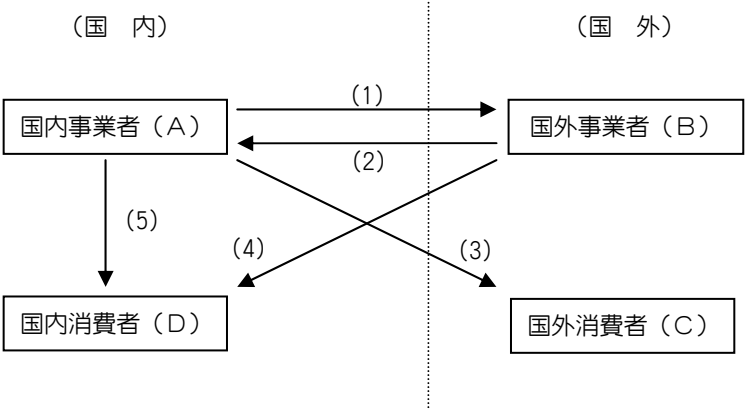
- (1) 国外取引
- (2) 国内取引
- (3) 国外取引
- (4) 国内取引
- (5) 国内取引
- (6) 国外取引

【解 説】

- (1) 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が、国外であるため、国外取引に該当する。
- (2) 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が、国内であるため、国内取引に該当する。
- (3) 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が、国外であるため、国外取引に該当する。
- (4) 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が、国内であるため、国内取引に該当する。
- (5) 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が、国内であるため、国内取引に該当する。
- (6) 役務の提供が行われた場所が明らかでないものに該当するため、「役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地」で判定をする。本問では役務の提供を行う者が、国外の事業者（Ｂ）であるため、国外取引に該当する。

（注） 電気通信利用役務の提供に該当するものについては、内外判定の改正が入ったが、該当しないものについては、今までどおりの判定となることに留意すること。

【図 解】電気通信利用役務の提供に係る内外判定



取引	改正前	改正後
(1)	国内取引：課 税	国外取引：不課税
(2)	国外取引：不課税	国内取引：課 税
(3)	国内取引：課 税	国外取引：不課税
(4)	国外取引：不課税	国内取引：課 税
(5)	国内取引：課 税	国内取引：課 税

3 課税方式の見直し（リバースチャージ方式の導入）

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外のものとに区分することとされた。

消費税法においては、課税資産の譲渡等を行った事業者が、当該課税資産の譲渡等に係る申告・納税を行うが、「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が「特定課税仕入れ」として、申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入された。

なお、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについては、その役務の提供を行った事業者が消費税の申告・納税を行うことになる。



(1) 事業者向け電気通信利用役務の提供（法2①八の四）

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件等からその役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

【具体例】

インターネット上での広告の配信やゲームをはじめとするアプリケーションソフトをインターネット上のWebサイトで販売する場所を提供するサービスなど

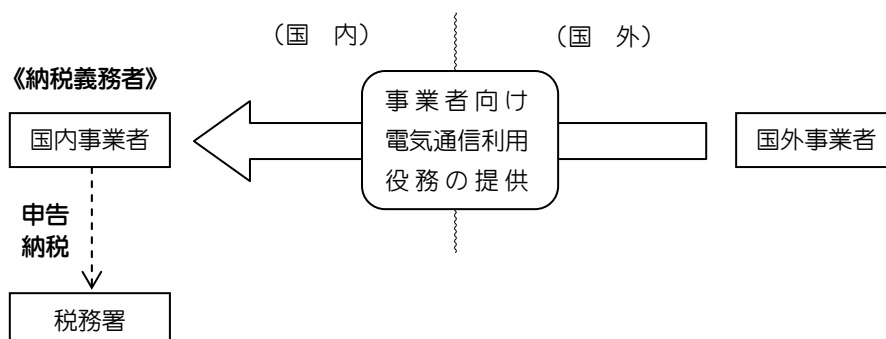
(2) (1)以外の電気通信利用役務の提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）

【具体例】

対価を得て行われるもので、消費者も含め広く提供される、インターネット等を通じて行われる電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェア（ゲームなどの様々なアプリケーションを含む。）の配信等

課税方式の見直し ～電気通信利用役務の提供～

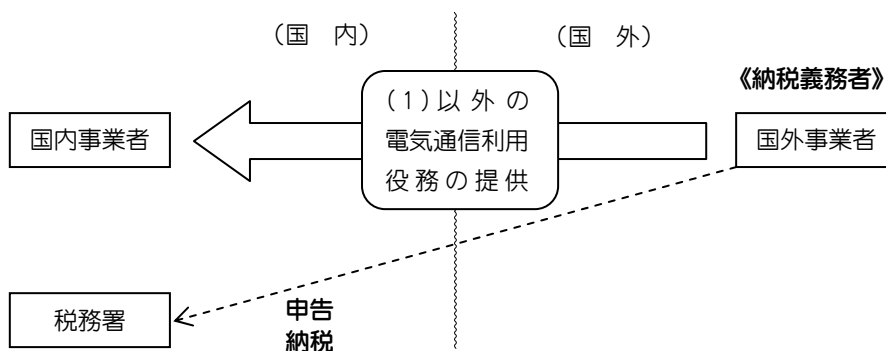
(1) 事業者向け電気通信利用役務の提供（リバースチャージ方式）



留意点

「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う。

(2) (1)以外の電気通信利用役務の提供（国外事業者申告納税方式）



留意点

「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについては、その役務の提供を行った事業者が消費税の申告・納税を行う。



リバースチャージ方式のイメージを教えてください。



国内の事業者が、特定資産の譲渡等（事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供）を受ける場合に、これを特定課税仕入れと言います（法5①）が、これは『サービスを輸入した』と考えると分かりやすいと思います。

課税貨物の輸入に係る消費税については、輸入者（仕入れを行った者等）が、課税貨物に係る消費税の納税義務者となり輸入時に納税するとともに、輸入時に納税した当該消費税について、確定申告の際に仕入税額控除を行います。

リバースチャージ方式は、この輸入時の納税を確定申告の際に行っていると考えてみてください。すなわち、一の行為によって、その取引等に課された（課される）消費税が、納税と控除の両面で登場することになります。

0-2 国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供に係る課税の見直し



ポイント整理

1 課税方式の見直し（リバースチャージ方式の導入）

特定役務の提供（注）については、国外事業者から国内において当該役務の提供を受けた事業者が「特定課税仕入れ」として申告・納税を行う、「リバースチャージ方式」が導入された。

（注）**特定役務の提供**（法２①八の五、令２の２）

資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の一定の役務の提供（注１、２）をいう。

（注１）映画等の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行うもの（不特定多数の者に対して行うものを除く。）とする。

（注２）電気通信利用役務の提供を除く。

国外事業者が行う、映画等の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行うもの（不特定多数の者に対して行うものを除く。）を「特定役務の提供」と位置付けることとなった。

具体的には、国外事業者が、対価を得て他の事業者に対して行う以下のようなものが該当する。

- ① 芸能人としての映画の撮影、テレビへの出演
- ② 俳優、音楽家としての演劇、演奏
- ③ スポーツ競技の大会等への出場

特定資産の譲渡等
（法２①八の二）

事業者向け電気通信利用役務の提供（法２①八の四）

特定役務の提供（法２①八の五）

2 適用開始時期

この改正規定は、平成28年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用される。

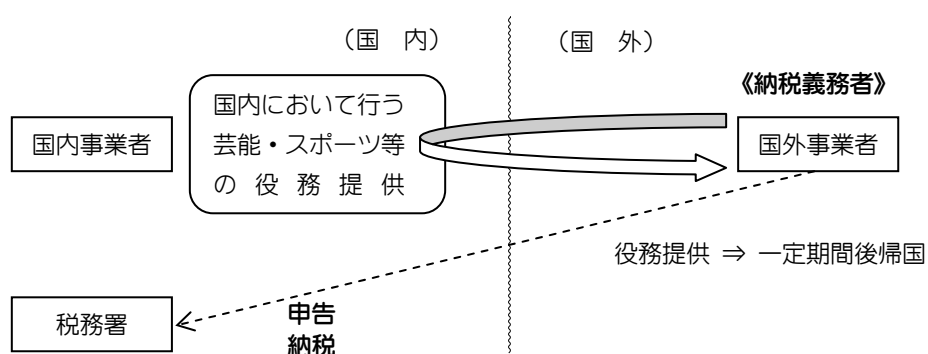
1 改正の背景・内容

これまで、国内で音楽の実演やスポーツ競技大会等への出場などの役務の提供を行えば、役務の提供を行った事業者が国外事業者であっても消費税法上の国内取引とされていた。なお、このような取引についても、役務の提供を行う国外事業者が課税事業者であれば、当該国外事業者には消費税の申告・納税義務が課されていた。

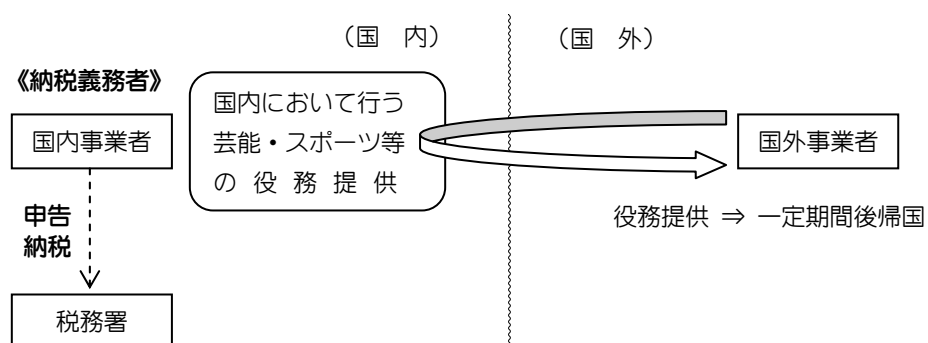
しかし、海外スポーツ選手等について、近年消費税の申告漏れが散見されたため、国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供についても、リバースチャージ方式が創設された。

課税方式の見直し ～特定役務の提供～

改正前



改正後（リバースチャージ方式）



留意点

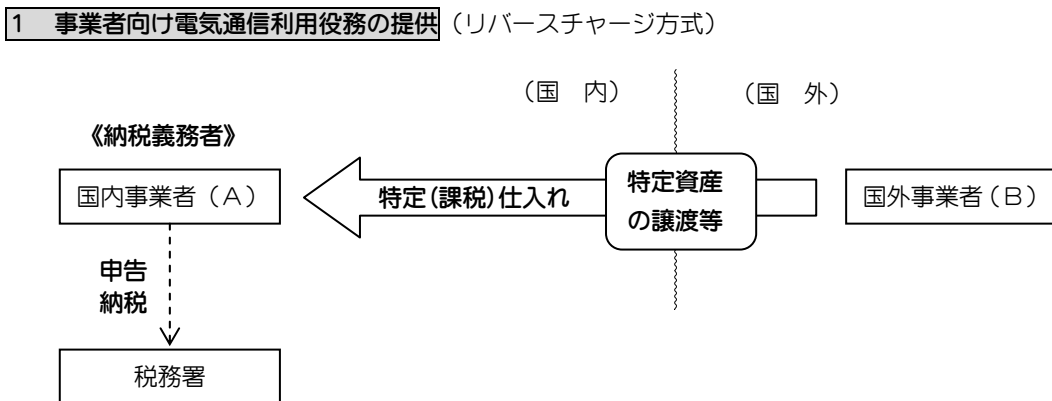
「特定役務の提供」については、国内において当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う。

《平成27年度改正点のまとめ》

下記のパターンに分けて整理してほしい。

- | | |
|----------------------------------|------------|
| 1 事業者向け電気通信利用役務の提供 (リバースチャージ方式) | — 特定資産の譲渡等 |
| 2 消費者向け電気通信利用役務の提供 (国外事業者申告納税方式) | |
| 3 特定役務の提供 (リバースチャージ方式) | |

【図 解】

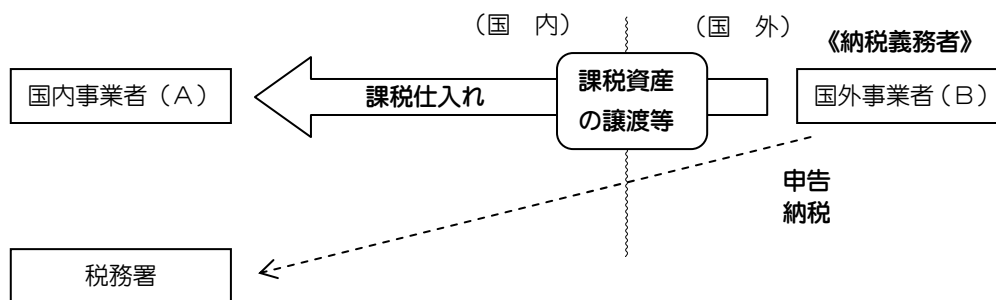


※国内事業者（A）の仕入取引について

Aにおける消費税法上の取扱いは次のとおりとなる。

- ① テーマ0-1 P.5 2により、国内取引となる。
- ② 当該仕入れは、「特定仕入れ」といい、Aが行う当該仕入れは、課税の対象となる。
- ③ 当該仕入れは、「特定課税仕入れ」といい、Aが納税義務者となる。
- ④ 当該仕入れは、「特定課税仕入れ」といい、Aの仕入税額控除の対象となる。

2 消費者向け電気通信利用役務の提供（国外事業者申告納税方式）

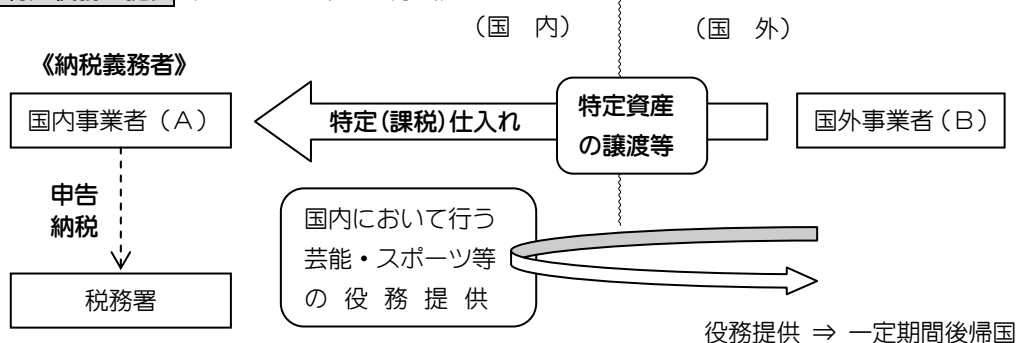


※国内事業者（A）の仕入取引について

Aにおける消費税法上の取扱いは次のとおりとなる。

- ① テーマ0-1 P. 5 2により、国内取引となる。
- ② 当該仕入れは、「特定仕入れ」にはならない。
- ③ 当該仕入れは、「特定課税仕入れ」にはならず、Aは納税義務者とはならない。
- ④ 当該仕入れは、国内における「課税仕入れ」となり、Aの仕入税額控除の対象となる。
(ただし、国外事業者（B）が、登録国外事業者である場合に限る。)

3 特定役務の提供（リバースチャージ方式）



※国内事業者（A）の仕入取引について

Aにおける消費税法上の取扱いは次のとおりとなる。

- ① Bの役務提供地が国内であるため、国内取引となる。
- ② 当該仕入れは、「特定仕入れ」といい、A社が行う当該仕入れは、課税の対象となる。
- ③ 当該仕入れは、「特定課税仕入れ」といい、Aが納税義務者となる。
- ④ 当該仕入れは、「特定課税仕入れ」といい、Aの仕入税額控除の対象となる。

1 課税の対象（国内取引）（法 4 ①）

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定仕入れには、消費税を課する。

※ 1 特定資産の譲渡等（法 2 ①八の二）

事業者向け電気通信利用役務の提供（P. 10）及び特定役務の提供（P. 14）をいう。

※ 2 特定仕入れ（法 4 ①）

事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。

2 納税義務者の原則（国内取引）（法 5 ①）

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務がある。

※ 1 留意点（法 5 ①）

上記の「課税資産の譲渡等」からは、「特定資産の譲渡等」を除く。

※ 2 特定課税仕入れ（法 5 ①）

課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。

3 国内取引の判定（法 4 ③④、令 6 ③）

① 資産の譲渡等

次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

イ 資産の譲渡又は貸付け

譲渡又は貸付けが行われる時にその資産が所在していた場所（船舶、特許権等で所在していた場所が明らかでないものは、一定の場所）

ロ 役務の提供（ハを除く。）

役務の提供が行われた場所（国際運輸、国際通信等で役務の提供が行われた場所が明らかでないものは、一定の場所）

ハ 電気通信利用役務の提供

電気通信利用役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地

ただし、その所在地がないときは、国外で行われたものとする。

ニ 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

② 特定仕入れ

特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、①ロ又はハの場所が国内にあるかどうかにより行う。

4 課税標準（国内取引）（法28①②）**(1) 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準**

課税資産の譲渡等の対価の額とする。

※1 留意点（法5①）

上記の「課税資産の譲渡等」からは、「特定資産の譲渡等」を除く。

(2) 特定課税仕入れに係る消費税の課税標準

特定課税仕入れに係る支払対価の額とする。

5 仕入れに係る消費税額の控除（原則課税）（法30①）

課税事業者が、国内において行う課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額、その課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額及びその課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額を控除する。

(1) 国内において課税仕入れを行った場合

課税仕入れを行った日

(2) 国内において特定課税仕入れを行った場合

特定課税仕入れを行った日

(3) 一般申告課税貨物につき申告書を提出した場合

一般申告課税貨物を引き取った日

(4) 課税貨物につき特例申告書を提出した場合

特例申告書の提出日（決定があった場合には決定の通知日）

※1 留意点（法30①）

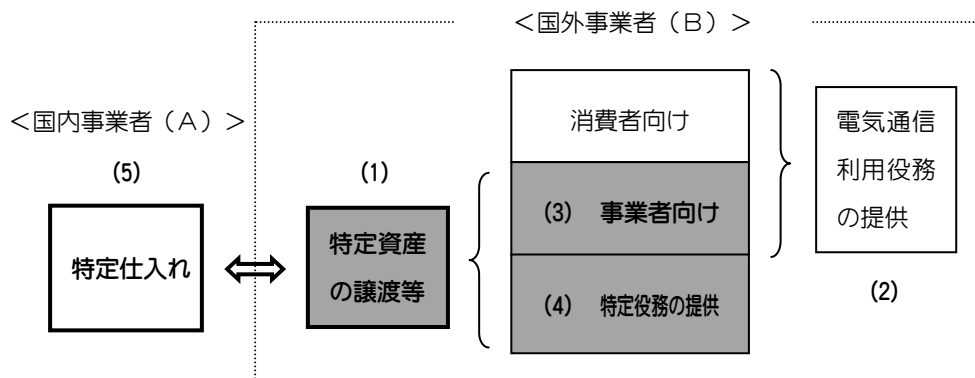
上記の「課税仕入れ」からは、「特定課税仕入れ」を除く。

6 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合（法38の2①）

課税事業者が、国内において行った特定課税仕入れにつき、値引き又は割戻しを受けたことにより、特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除する。

参 考 用語の意義

【図 解】 「特定資産の譲渡等」と「特定仕入れ」の関係



(1) 特定資産の譲渡等（法２①八の二）

事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

(2) 電気通信利用役務の提供（法２①八の三）

資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

(3) 事業者向け電気通信利用役務の提供（法２①八の四）

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件等からその役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

(4) 特定役務の提供（法２①八の五、令２の２）

資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の一定の役務の提供（注１、２）をいう。

（注１）映画等の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行うもの（不特定多数の者に対して行うものを除く。）とする。

（注２）電気通信利用役務の提供を除く。

(5) 特定仕入れ（法４①）

事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。

(6) 特定課税仕入れ（法５①）

課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。

参考 条文上のイメージ

イメージは次のとおりである。暗記の際にイメージすると良いであろう。

売上げ側については、課税の対象たる「資産の譲渡等」から特定資産の譲渡等が除かれ、それと同時に特定仕入れが対象に加えられた。

1 課税の対象（国内取引）（法4①）

国内において事業者が行った資産の譲渡等

特定資産の譲渡等を除く。

には、消費税を課する。

及び特定仕入れ

2 納税義務者の原則（国内取引）（法5①）

事業者は、

国内において行った課税資産の譲渡等

特定資産の譲渡等を除く。

につき、消費税を納める義務がある。

及び特定課税仕入れ

仕入れ側については、控除の対象たる「課税仕入れ」から特定課税仕入れが除かれ、それと同時に特定課税仕入れが対象に加えられた。

5 仕入れに係る消費税額の控除（原則課税）（法30①）

課税事業者が、

国内において行う課税仕入れ

特定課税仕入れを除く。

又は保税地域から引き取る課税貨物については、

若しくは特定課税仕入れ

etc

理論テキスト 1-1等

参考 リバースチャージ方式の適用除外

事業者が、特定資産の譲渡等（事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供）を受けた場合であっても、次のイ又はロに該当する課税期間については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされるため、リバースチャージ方式による申告を行う必要はない。また、その仕入税額控除も不可となる。

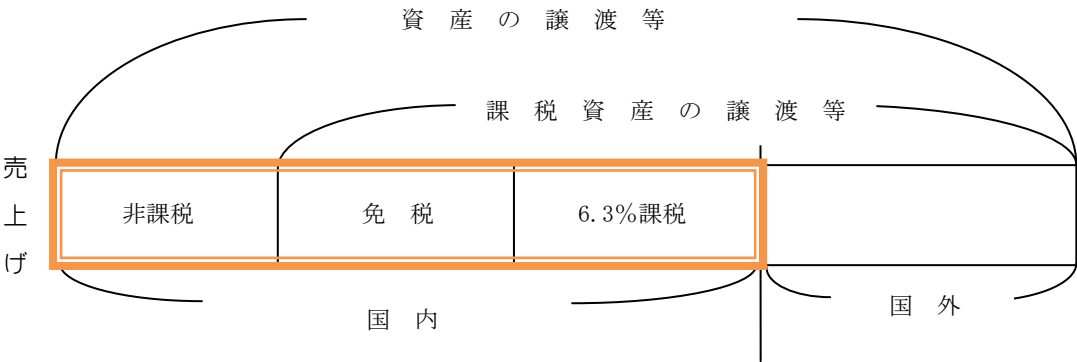
イ 原則課税で、かつ、課税売上割合が95%以上の課税期間

ロ 簡易課税制度が適用される課税期間

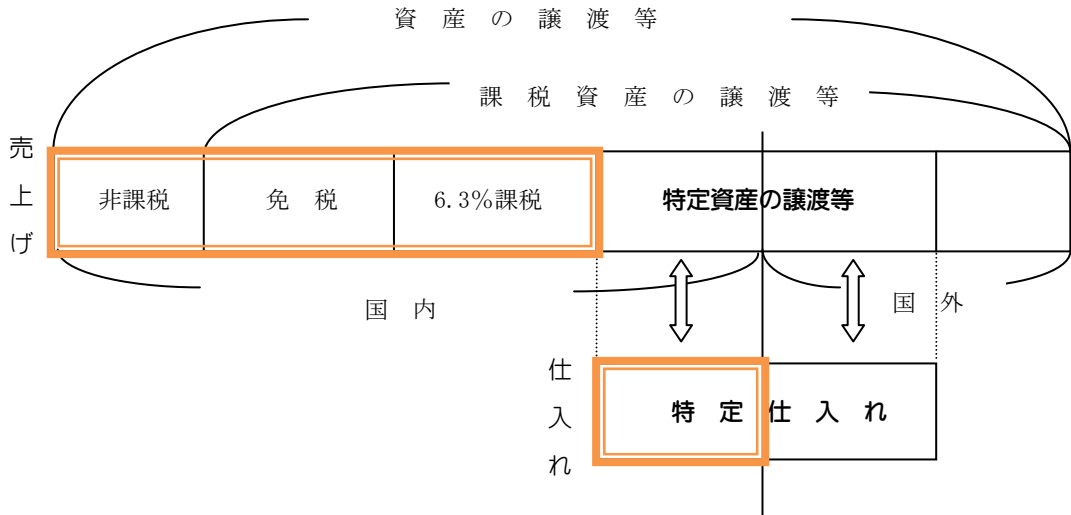
 参 考 課税の対象のイメージ

 ……課税の対象

改正前



改正後





参 考 平成27年度改正（特定課税仕入れ）に係る税額計算パターンの確認

- ⇒ 課税標準額・仕入税額控除の計算 … P. 116参照
- ⇒ 仕入返還等・特定課税仕入返還等 … P. 234参照
- ⇒ 原則課税による計算パターン（全体像）… P. 293参照

■ 特定資産の譲渡等と特定課税仕入れが計算に与える影響

主な計算区分ごとに示すと次のようになる。

特定課税仕入れは、あくまで仕入取引であって、課税資産の譲渡等ではないので、「特定課税仕入れ」に係る支払対価の額を課税標準として消費税の申告・納税を行っていたとしても、事業者免税点制度や簡易課税制度が適用されるか否かの判定には、特定課税仕入れに係る支払対価の額は含まれない。（基通1-4-2（注）4）

	特定資産の譲渡等	特定課税仕入れ
基準期間における課税売上高	×	×
特定期間における課税売上高	×	×
課税標準額	×	○
課税期間における課税売上高	×	×
課税売上割合	×	×
控除対象仕入税額	×	○
仕入返還等	×	○
売上返還等	×	×
特定課税仕入返還等	×	○
貸倒れ	×	×

改正点

<メ モ>

テーマ 1 課税の対象の概要

項 目 及 び 内 容	参照条文	重要度
1－1 課税の対象の概要		
1 概 要	_____	_____

1-1 課税の対象の概要



ポイント整理

1 概 要

間接税である消費税は、その流通の過程で二重三重に税金が課されないように、多段階累積控除という方法により、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を控除し、「納付税額」を計算することとなる。

このため、消費税法の学習において、最も重要な論点は、どの取引に消費税が課され、どの取引に消費税が課されないのかを正確に分類することである。

そこで、まず第一にすべての取引を「課税の対象となる取引」と「課税の対象とならない取引（＝不課税取引）」とに分類することから始める。

消費税の課税の対象は、「国内取引」と「輸入取引」からなっており、「国外取引」は、課税の対象とはならない。

テーマ 2 国内取引の課税の対象

項 目 及 び 内 容	参照条文	重要度
2－1 課税の対象の概要		
1 国内取引の課税の対象	法 4 ①	☆☆☆
2 資産の譲渡等	法 2 ①八	☆☆☆
3 特定仕入れ	法 4 ①	☆☆
4 国内取引の課税の対象の 4 要件	—————	☆☆☆
2－2 国内取引の判定		
1 資産の譲渡等の場合	法 4 ③一～三、 令 6 ①～③	☆☆☆
2 特定仕入れの場合	法 4 ④	☆☆
2－3 事業者が事業として行うもの		
1 概 要	—————	——
2 事業者が事業として行うもの	—————	☆☆☆
3 付随行為	令 2 ③	☆☆☆
2－4 対価を得て行うもの		
対価を得て行うもの	—————	☆☆☆
2－5 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供		
資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供	—————	☆
2－6 資産の譲渡等の範囲		
1 資産の譲渡等に類する行為	法 2 ①八、令 2 ①	☆
2 収 用	令 2 ②	☆☆
3 付随行為	令 2 ③	☆
2－7 みなし譲渡		
1 概 要	—————	——
2 みなし譲渡	法 4 ⑤	☆☆☆

2-1 課税の対象の概要



ポイント整理

1 国内取引の課税の対象（法4①）

国内において事業者が行った**資産の譲渡等**（特定資産の譲渡等を除く。）及び**特定仕入れ**には、消費税を課する。

※ 特定資産の譲渡等（法2①八の二）

事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

2 資産の譲渡等（法2①八）

定 義	事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。）をいう。
-----	---

※ カッコ内についてはテーマ2-6（P.48）にて詳細に学習

3 特定仕入れ（法4①）

定 義	事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。
-----	---------------------------

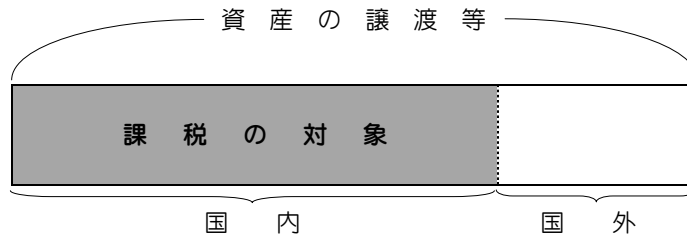
4 国内取引の課税の対象の4要件

- (1) 国内において行うものであること
- (2) 事業者が事業として行うものであること
- (3) 対価を得て行うものであること
- (4) 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること

1 国内取引の課税の対象（資産の譲渡等）

国内取引の課税の対象は、「国内において事業者が行った資産の譲渡等」である。

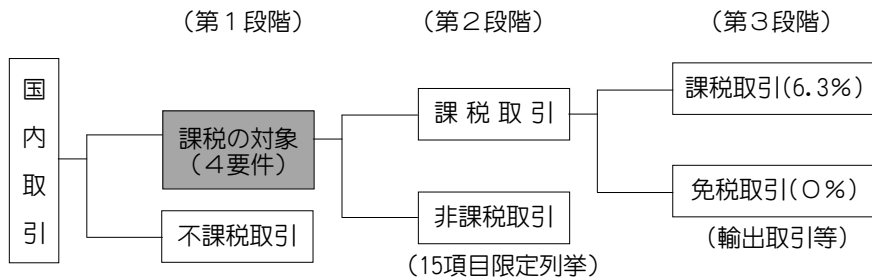
この場合の「資産の譲渡等」とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」である。



② 参 考 消費税を課する

法4①の「消費税を課する。」とは、言わば、課税の「対象に置く（消費税法を適用する）」ことを意味する表現であり、「課税の対象＝6.3%課税取引」にはならないことに注意する。

《国内取引の分類》



2 用語の意義

(1) 特定資産の譲渡等の定義（法２①八の二）

事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

① 事業者向け電気通信利用役務の提供の定義（法２①八の四）

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件等からその役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

② 特定役務の提供の定義（法２①八の五、令２の２）

資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の一定の役務の提供(注１、２)をいう。

(注１) 映画等の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行うもの（不特定多数の者に対して行うものを除く。）とする。

(注２) 電気通信利用役務の提供を除く。

③ 電気通信利用役務の提供の定義（法２①八の三）

資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

④ 国外事業者の定義（法２①四の二）

非居住者である個人事業者及び外国法人をいう。

(2) 特定仕入れ（法４①）

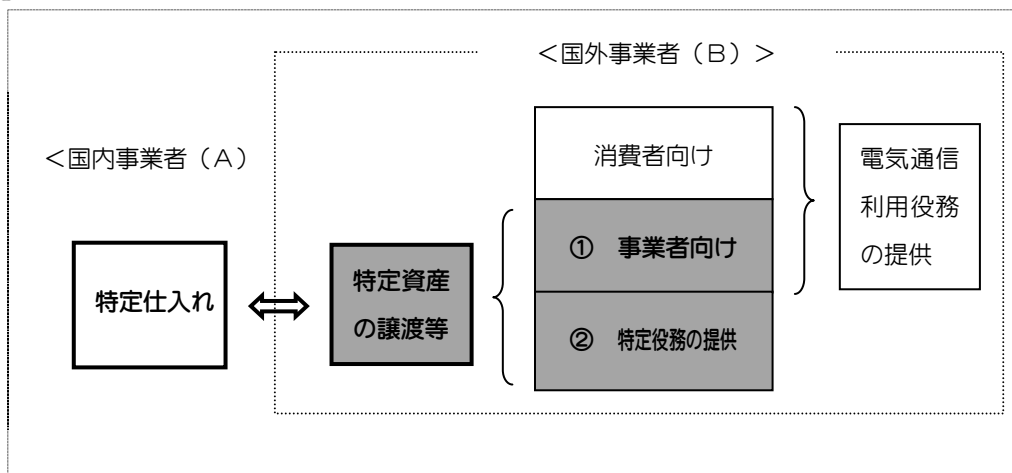
事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。



留意点

今般の改正で、「特定資産の譲渡等」が課税の対象から外され、「特定仕入れ」が課税の対象に加えられた。

参 考 「特定資産の譲渡等」と「特定仕入れ」の関係



3 その他の参考通達

(1) 国外事業者の範囲（基通1-6-1）

国外事業者とは、所法第2条第1項第5号《定義》に規定する非居住者である個人事業者及び法第2条第4号《定義》に規定する外国法人をいうのであるから、例えば、これらの事業者が、国内に電気通信利用役務の提供を行う事務所等を有していたとしても国外事業者に該当することに留意する。

(2) 電気通信利用役務の提供（基通5-8-3）

電気通信利用役務の提供とは、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいうのであるから、例えば、次のようなものが該当する。

- ① インターネットを介した電子書籍の配信
- ② インターネットを介して音楽・映像を視聴させる役務の提供
- ③ インターネットを介してソフトウェアを利用させる役務の提供
- ④ インターネットのウェブサイト上に他の事業者等の商品販売の場所を提供する役務の提供
- ⑤ インターネットのウェブサイト上に広告を掲載する役務の提供
- ⑥ 電話、電子メールによる継続的なコンサルティング

(注) 電気通信利用役務の提供に該当しない他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供には、例えば、次のようなものが該当する。

- イ 国外に所在する資産の管理・運用等について依頼を受けた事業者が、その管理等の状況をインターネットや電子メール（以下基通5-8-3において「インターネット等」という。）を利用して依頼者に報告するもの
- ロ ソフトウェア開発の依頼を受けた事業者が、国外においてソフトウェアの開発を行い、完成したソフトウェアについてインターネット等を利用して依頼者に送信するもの

(3) 事業者向け電気通信利用役務の提供（基通5-8-4）

事業者向け電気通信利用役務の提供とは、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供で、その役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいうのであるから、例えば、次のようなものが該当する。

- ① インターネットのウェブサイト上への広告の掲載のようにその役務の性質から通常事業者向けであることが客観的に明らかなもの
- ② 役務の提供を受ける事業者に応じて、各事業者との間で個別に取引内容を取り決めて締結した契約に基づき行われる電気通信利用役務の提供で、契約において役務の提供を受ける事業者が事業として利用することが明らかなもの

(注) 消費者に対しても広く提供されるような、インターネットを介して行う電子書籍・音楽の配信又は各種ソフトウェアやゲームを利用させるなどの役務の提供は、インターネットのウェブサイト上に掲載した規約等で事業者のみを対象とするものであることを明示していたとしても、消費者からの申込みが行われ、その申込みを事実上制限できないものについては、その取引条件等からは事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しないのであるから留意する。

(4) 職業運動家の範囲（基通5-8-5）

令第2条の2《特定役務の提供の範囲》に規定する「職業運動家」には、運動家のうち、いわゆるアマチュア、ノンプロ等と称される者であっても、競技等の役務の提供を行うことにより報酬・賞金を受ける場合には、これに含まれることに留意する。

(注) 運動家には、陸上競技などの選手に限られず、騎手、レーサーのほか、大会などで競技する囲碁、チェス等の競技者等が含まれることに留意する。

(5) 特定役務の提供から除かれるもの（基通5-8-6）

特定役務の提供は、国外事業者が他の事業者に対して行う役務の提供であっても不特定かつ多数の者に対して行うものは除かれるのであるから、例えば、国外事業者である音楽家自身が国内で演奏会等を主催し、不特定かつ多数の者に役務の提供を行う場合において、それらの者の中に事業者が含まれていたとしても、当該役務の提供は特定役務の提供には該当しないことに留意する。

(6) 特定役務の提供を行う者の仲介等（基通5-8-7）

特定役務の提供は、令第2条の2《特定役務の提供の範囲》に規定する役務の提供が該当するのであるから、例えば、次のものは特定役務の提供には該当しないことに留意する。

- ① 特定役務の提供を受ける者が、特定役務の提供を行う者との契約の締結等のために、特定役務の提供を行う者以外の者に依頼する仲介等
- ② 特定役務の提供を受ける者が、特定役務の提供を行う者の所属していた法人その他の者に支払う移籍料等と称するものを対価とする取引で、権利の譲渡又は貸付けに該当するもの

<メ モ>

2-2 国内取引の判定



ポイント整理

1 資産の譲渡等の場合

(1) 資産の譲渡又は貸付け（法4③一、令6①）

原則	譲渡又は貸付けが行われる時における、その資産の所在場所
例外	船舶、航空機、特許権等である場合には、その譲渡又は貸付けが行われる時における、登録機関の所在地その他一定の所在地等

(2) 役務の提供（(3)を除く。）（法4③二、令6②）

原則	役務の提供が行われた場所
例外	その役務の提供が国際運輸、国際通信等で役務の提供が行われた場所が明らかでないものは、一定の場所

(3) 電気通信利用役務の提供（法4③三）

電気通信利用役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地

(4) 金銭の貸付け等（令6③）

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

2 特定仕入れの場合（法4④）

特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、1(2)又は(3)の場所が国内にあるかどうかにより行う。

1 資産の譲渡又は貸付けの場合の例外的細目（令6①）

資 産 等 の 種 類	判 定 場 所
船 舶	船舶の登録機関の所在地
航 空 機	航空機の登録機関の所在地
鉱 業 権	鉱区の所在地
租 鉱 権	租鉱区の所在地
採 石 権 等	採石場の所在地
特 許 権	権利の登録機関の所在地 { 2以上の国で登録している場合には、権利の 譲渡又は貸付けを行う者の住所地 }
実 用 新 案 権	
意 匠 権	
商 標 権	
回 路 配 置 利 用 権	
育 成 者 権	
上記権利の利用権等	
公 共 施 設 等 運 営 権	公共施設等の所在地
著 作 権	これらのものの譲渡又は貸付けを行う者の住所地
特別の技術による生産方式 (ノウハウ)	
営 業 権	これらの権利に係る事業を行う者の住所地
漁 業 権	
入 漁 権	
有 価 証 券 (ゴルフ場利用株式等を除く)	有価証券が所在していた場所
登 録 国 債	登録国債の登録機関の所在地
合名会社等の出資者持分	持分に係る法人の本店又は主たる事務所の所在地
金 銭 債 権	金銭債権に係る債権者の譲渡に係る事務所等の所在地
ゴルフ場利用株式等	ゴルフ場等の所在地
上記のほかその所在していた場所が明らかでない場合 (令6①十)	譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地

※ { 住 所 地……住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
事務所等の所在地……事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

設 例

甲社は、日本とイギリスの両国で登録されている外国法人D社の商標の専用使用権を国内で登録し、D社に対して使用料を支払った。

また、この商標権について、D社の承諾を得て内国法人E社に対して通常使用権を設定し、E社から使用料を受け取った。

(平成20年度本試験問題)

解 説

D社に対する使用料の支払いは、日本とイギリスの両国で登録されていることから、権利の貸付けを行う者（D社）の住所地で国内取引の判定をする。したがって、国外取引となる。

また、E社からの使用料の受取りは、甲社の専用使用権に基づく使用料であり、登録地が国内であることから国内取引となる。

プラスα 株券の発行がない株式等の譲渡に係る内外判定

株券の発行がない株式は、「有価証券に類するもの」に該当することとなるが、株券の発行がない株式はその所在場所がないことから、「その所在していた場所が明らかでない場合」に該当することとなり、「譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地（令6⑩十）」で判定することとなる。

また、株式の電子化により株券の引渡しが行われなくなった株式についても、同様に「譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地（令6⑩十）」で判定することとなる。

■ 船荷証券の譲渡に係る内外判定（基通5-7-11）

船荷証券の譲渡は、その船荷証券に表彰されている貨物の譲渡であるから、原則としてその船荷証券の譲渡が行われる時においてその貨物が現実に所在している場所により国内取引に該当するかどうかを判定する。ただし、その船荷証券に表示されている「荷揚地」が国内である場合のその船荷証券の譲渡については、その写しの保存を要件として国内取引に該当するものとして取り扱って差し支えない。

なお、本邦からの輸出貨物に係る船荷証券の譲渡は、その貨物の荷揚地が国外であることから、国外取引に該当する。

《船荷証券の譲渡に係る内外判定》

原 則		貨物の所在場所で判定する
特 例	荷揚地が国内	国内取引に該当する
	荷揚地が国外	国外取引に該当する

設 例

内国法人が課税貨物に係る船荷証券を他の内国法人に譲渡した。

なお、譲渡時において当該貨物は国外に所在し、当該船荷証券の荷揚地は国内である。

解 説

「荷揚地が国内」とあることから、国内取引に該当し、課税の対象となる。

さらに、外国貨物（輸入許可前の貨物）の譲渡であるため、免税取引に該当する。

2 役務の提供の場合の例外の細目（令6②）

役 務 の 提 供 の 種 類	判 定 場 所
国 際 運 輸	出発地、発送地又は到着地のいずれか
国 際 通 信	発信地又は受信地のいずれか
国 際 郵 便 等	差出地又は配達地のいずれか
保 険	保険会社の保険契約に係る事務所等の所在地
生産設備等の建設又は製造に関する調査、企画、立案等に係る役務の提供 〔専門的な科学技術に関する知識を必要とするものに限る〕	建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所
上記のほか役務の提供が国内及び国外にわたって行われるものその他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの （令6②六）	役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

（注）「情報の提供」及び「設計」に係る項目は削除された。

（1）電気通信利用役務の提供についての国内取引の判定の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税の対象となる国内取引に該当するかの判定場所を、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所等とする見直しが行われた。

これにより、国内に住所等を有する者に提供する「電気通信利用役務の提供」については、国内、国外いずれから提供を行っても国内取引となる。

《電気通信利用役務の提供に係る国内取引の判定》

電気通信利用役務の提供についての国内取引の判定については、次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

改正前（役務の提供が行われた場所が明らかでないもの）
役務の提供を <u>行う者</u> の役務の提供に係る事務所等の所在地
改正後（電気通信利用役務の提供）
役務の提供を <u>受ける者</u> の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地

<メ モ>

2-3 事業者が事業として行うもの



ポイント整理

1 概 要

法人においては、その行う行為はすべて「事業」に該当するため、各取引について「事業者が事業として」の要件を満たしているか否かの判定をする必要はない。

個人事業者においては、事業者の立場と消費者の立場の二面性があるため、各取引について「事業者が事業として」の要件を満たしているか否かの判定を行わなければならない。

（個人事業者の論点については、テキストNo.2で学習）

2 事業者が事業として行うもの

法 人	事業活動を行う目的で設立されるものであるため、 その行う行為はすべて「事業として」 に該当する。
個人事業者	「事業者の立場」と「消費者の立場」の二面性があり、「 事業者の立場 」で行う行為のみが「 事業として 」に該当する。

3 付随行為（令2③）

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。（詳細はテーマ2-6（P.55）にて学習）

(1) 事業としての意義（基通5-1-1）

「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいう。

(注) 1 個人事業者が生活の用に供している資産を譲渡する行為は「事業として」には該当しない。

2 法人が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、その全てが「事業として」に該当する。

(2) 個人事業者と給与所得者の区分（基通1-1-1）

事業者とは、自己の計算において独立して事業を行う者をいうため、雇用契約に基づき、給与を対価として役務の提供を行う者は、事業者には該当しない。

 留意点

給与を対価とする役務の提供は不課税取引となる。

2-4 対価を得て行うもの



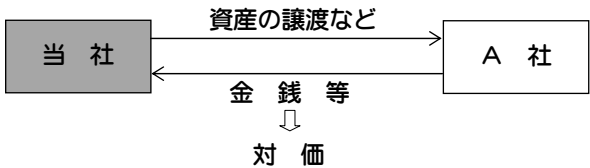
ポイント整理

■ 対価を得て行うもの（基通5-1-2）

意義	「対価を得て」とは、 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に対して反対給付を受けることをいう。
----	--

※ 「対価を得て行う」とは？

【図 解】



対価の性質のない取引	(1) 保険金、共済金等（基通5-2-4） (2) 損害賠償金（基通5-2-5） (3) 立退料（基通5-2-7） (4) 配当金（基通5-2-8） (5) 寄附金・祝金・見舞金等（基通5-2-14） (6) 補助金・助成金等（基通5-2-15） (7) 保証金・権利金等（返還義務があるもの）（基通5-4-3） (8) 収用に伴う収益補償金・移転補償金・経費補償金等（基通5-2-10）
------------	---

(1) 損害賠償金（基通5-2-5）

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受け取る損害賠償金
対価性のあるもの	① 損害を受けた棚卸資産等が加害者に引き渡される場合で、その棚卸資産等がそのまま又は軽微な修理を加えることにより使用できるときにその加害者から収受する損害賠償金 ② 無体財産権の侵害を受けたことにより収受する損害賠償金 ③ 不動産等の明渡し遅滞により収受する損害賠償金

設 例

- ① 雑収入は、当課税期間中に賃貸借契約を解除したマンション（居住用）の賃借人Aがそのマンション明渡し期日から1月遅れて退去したため、当該Aから受け取った通常の家賃の1.5倍に相当する損害賠償金である。
- ② 雑収入は、甲社が店舗の賃借人Bと締結していた賃貸借契約を当該Bが中途解約することになったため、契約に基づき受け取った賃貸料相当額の解約金である。

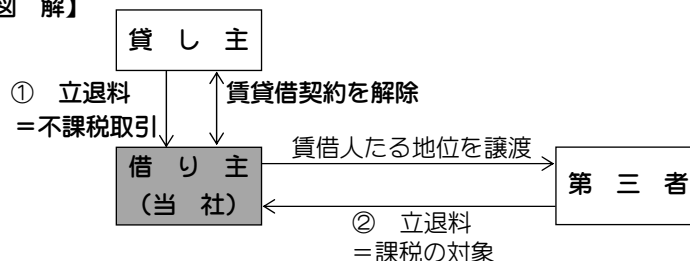
解 説

- ① マンションの賃借人Aから受け取った損害賠償金は、不動産の明渡し遅滞により受け取るものであり、実質的に資産の貸付けの対価に該当するものであるため、課税の対象となる。なお、居住用であるため非課税取引となる。
- ② 店舗の賃借人Bからの解約金は、建物の賃貸借契約の中途において解約された場合に受け取るものであり、賃貸料の逸失利益に対する補填であるため、不課税取引に該当する。

(2) 立退料（基通5-2-7）

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	建物等の賃借人が建物等の契約の解除に伴い賃貸人から収受する立退料
対価性のあるもの	建物等の賃借人たる地位を賃貸人以外の第三者に譲渡した場合に収受する立退料

【図 解】



立退料は、上記の通達で明示しているように、原則として資産の譲渡等の対価に該当しないが、②の場合の立退料は、資産の譲渡等の対価に該当することになる。

(3) 借家保証金、権利金等（基通5-4-3）

建物又は土地等の賃貸借契約等の締結又は更改に当たって受ける保証金、権利金、敷金又は更改料（更新料を含む。）のうち返還しないこととなるものは、権利の設定の対価であるから資産の譲渡等の対価に該当するが、当該賃貸借契約の終了等に伴って返還することとされているものは、資産の譲渡等の対価に該当しない。

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	返還義務のあるもの
対 価 性 の あ る も の	返還義務のないもの

(4) 解約手数料等（基通5-5-2）

予約の取消し、変更等に伴って予約を受けていた事業者が収受するキャンセル料、解約損害金等は、逸失利益等に対する損害賠償金であり、資産の譲渡等の対価に該当しないが、解約手数料、取消手数料等を対価とする役務の提供のように、資産の譲渡等に係る契約等の解約又は取消し等の請求に応じ、対価を得て行われる役務の提供は、資産の譲渡等に該当する。

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	予約の取消し、変更等に伴うキャンセル料、解約損害金 （例）土地売買契約の破棄に伴い収受する違約金 宿泊旅館の予約変更に伴い収受する違約金
対 価 性 の あ る も の	上記の請求等に応ずる事務手数料（解約手数料、取消手数料、払戻手数料等）

（注）上記の対価が区分されずに一括授受されている場合は、全体が不課税取引とされる。

(5) 会費、組合費等、入会金（基通5-5-3、5-5-4）

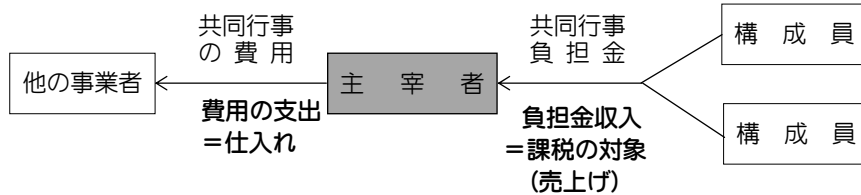
同業者団体、組合等がその構成員から受ける会費、組合費等、入会金（返還しないものに限る。）については、その同業者団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって資産の譲渡等の対価であるかどうかを判定する。

(6) ゴルフクラブ等の入会金（基通5-5-5）

ゴルフクラブ、宿泊施設その他レジャー施設の利用又は一定の割引率で商品等を販売するなど会員に対する役務の提供を目的とする事業者が会員等の資格を付与することと引換えに収受する入会金（返還しないものに限る。）は、資産の譲渡等の対価に該当する。

(7) 共同行事に係る負担金等（基通5-5-7）

同業者団体等の構成員が共同して行う宣伝等（以下「共同行事」という。）に要した費用を賄うためにその共同行事の主宰者がある参加者から収受する負担金等については、その主宰者において資産の譲渡等の対価に該当する。



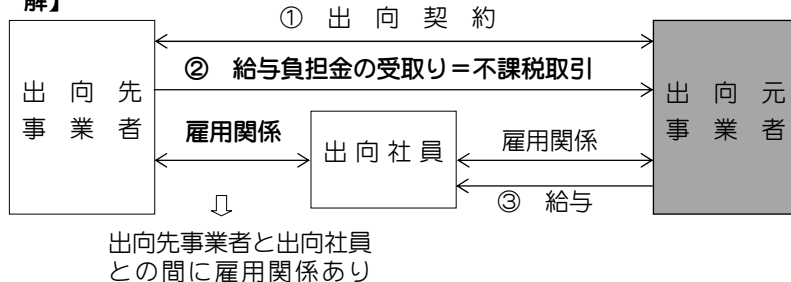
ただし、その共同行事のために要した費用の全額について、その共同行事への参加者ごとの負担割合が予め定められている場合において、その共同行事の主宰者が収受した負担金等について資産の譲渡等の対価とせず、その負担割合に応じて各参加者ごとにその共同行事を実施したものとして、その負担金等につき仮勘定として経理したときは、これを認める。

(8) 出向先事業者が支出する給与負担金（基通5-5-10）

出向先事業者が給与負担金を出向元事業者に支出したときは、その給与負担金の額は、その出向先事業者におけるその出向者に対する給与として取り扱う。

（注）この取扱い、出向先事業者が実質的に給与負担金の性質を有する金額を経営指導料等の名義で支出する場合にも適用する。

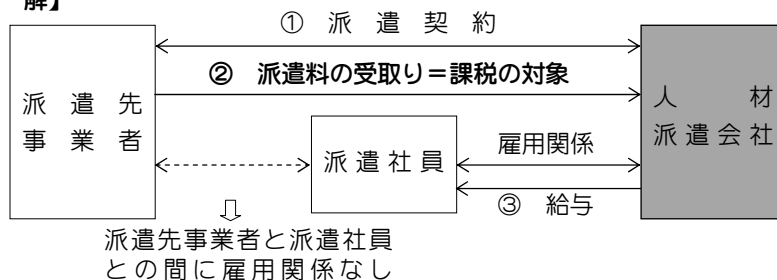
【図 解】



(9) 労働者派遣に係る派遣料（基通5-5-11）

派遣会社が派遣先から収受する派遣料等の金銭は、資産の譲渡等の対価に該当する。

【図 解】



《派遣料と給与負担金》

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	給与、給与負担金（通勤手当等に該当する部分を除く。）
対価性のあるもの	労働者派遣に伴い収受する派遣料

2-5 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供



ポイント整理

■ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供

資産の譲渡	資産の譲渡とは、資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させることをいう。ゆえに、権利の消滅又は価値の減少は、資産の譲渡には該当しない。 (注) 資産の交換は、資産の譲渡に該当する。(基通5-2-1)
資産の貸付け	資産の貸付けとは、賃貸借や消費貸借などの契約により、資産を他の者に貸付けたり、使用させる一切の行為(電気通信利用役務の提供を除く。)をいい、資産に係る権利の設定も含まれる。 (法2②、基通5-4-2)
役務の提供	役務の提供とは、請負契約、運送契約、寄託契約などに基づいて労務、便益などのサービスを提供することをいう。

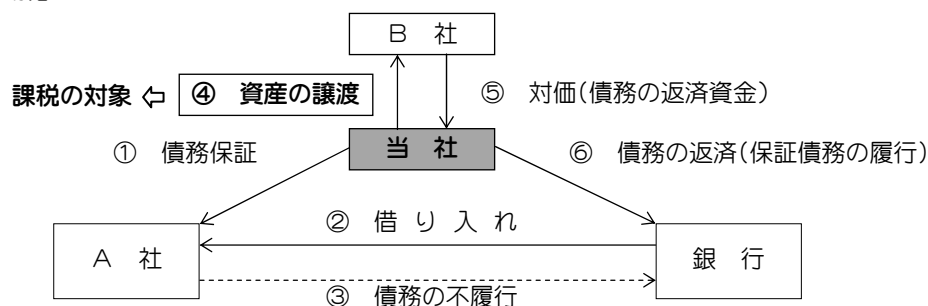
(1) 非居住者が行う取引（基通5-1-11）

非居住者が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であっても、それが事業として対価を得て行われるものであるときは、これらの行為は、資産の譲渡等に該当する。

(2) 保証債務等を履行するために行う資産の譲渡（基通5-2-2）

資産の譲渡は、その原因を問わない。したがって、他の者の債務の保証を履行するために行う資産の譲渡又は強制換価手続により換価された場合の資産の譲渡は、事業として対価を得て行われる資産の譲渡に該当する。

【図 解】



A社の銀行からの借入れについて当社が債務保証を行った場合に、A社が債務の履行を行わなかったときは、当社がA社の債務を弁済することになる。

③ 参 考 強制換価手続

強制換価手続とは、租税法上、滞納処分、強制執行、担保権の実行として競売、企業担保権の実行手続及び破産手続きをいう。

この強制換価手続により、事業者の所有する資産が換価された場合には、事業者がその資産の譲渡を行ったものとして取り扱う。



(3) 会報、機関紙の発行（基通5-2-3）

同業者団体、組合等が対価を得て行う会報又は機関紙の発行は、資産の譲渡等に該当するが、会報等が同業者団体、組合等の通常の業務運営の一環として発行され、その構成員に配布される場合には、その構成員に対するその会報等の配布は、資産の譲渡等に該当しない。

(4) 自己株式の取扱い（基通5-2-9）

法人が自己株式を取得する場合（証券市場での買入れによる取得を除く。）における株主から当該法人への株式の引渡し及び法人が自己株式を処分する場合における他の者への株式の引渡しは、いずれも資産の譲渡等に該当しない。

2-6 資産の譲渡等の範囲



ポイント整理

1 資産の譲渡等に類する行為（法2①八、令2①）

- (1) 代物弁済による資産の譲渡
- (2) 負担付き贈与による資産の譲渡
- (3) 金銭以外の資産の出資
- (4) 一定の信託をした場合における資産の移転等
- (5) 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）
- (6) 不特定多数の者への送信に係る受信料の徴収

※ 資産の譲渡等に類する行為

消費税法は「対価を得て行われる」取引を資産の譲渡等に該当することとしており、対価性のない寄附、贈与のような取引は資産の譲渡等に該当しないこととしている。

しかし、一見すると対価性のない取引であっても、そこに何らかの反対給付があるものは、対価性を有する取引として、資産の譲渡等に含まれることとなる。この資産の譲渡等に含まれる行為が「資産の譲渡等に類する行為」であり、上記6つが挙げられる。

2 収 用（令2②）

土地収用法等の規定に基づいてその所有権等を収用され、その権利取得者から補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

3 付随行為（令2③）

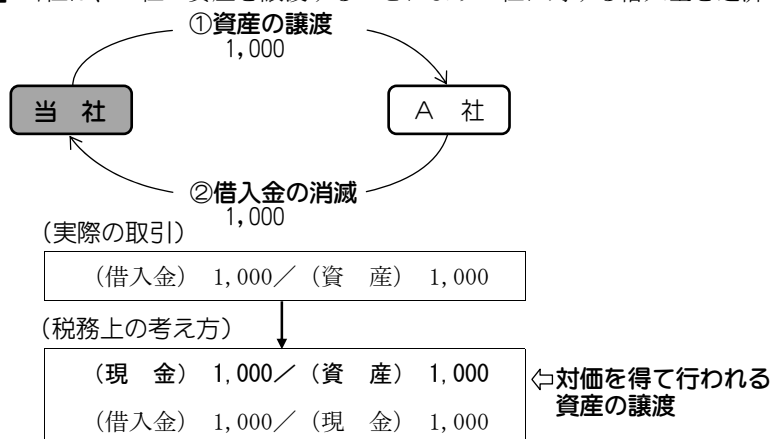
資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

1 資産の譲渡等に類する行為

(1) 代物弁済による資産の譲渡（→資産の譲渡）（法2①八）

代物弁済とは、借入金等の返済に物を充てる行為をいうが、税務上は「物を譲渡」したことにより取得した金銭（対価）で借入金を返済したと考える。

【具体例】当社は、A社へ資産を譲渡することによりA社に対する借入金を返済した。



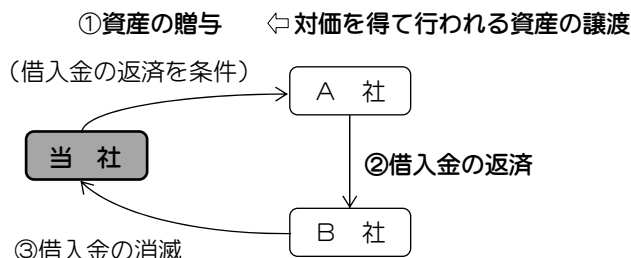
■ 代物弁済の意義（基通5-1-4）

「代物弁済による資産の譲渡」とは、債務者が債権者の承諾を得て、約定されていた弁済の手段に代えて他の給付をもって弁済する場合の資産の譲渡をいう。したがって、例えば、いわゆる現物給付とされる現物による給付であっても、その現物の給付が給付の支払に代えて行われるものではなく、単に現物を給付することとする場合のその現物の給付は、代物弁済に該当しない。

(2) 負担付き贈与による資産の譲渡（→資産の譲渡）（令2①一）

負担付き贈与とは、相手先に負担を付けて物を贈与する行為（例：借金を肩代わりさせることを条件とする資産の贈与）をいうが、税務上は「物を譲渡」したことにより取得した金銭（対価）で借金を返済したと考える。

【具体例】当社は、B社に対する借入金の返済を条件にA社へ資産を贈与した。



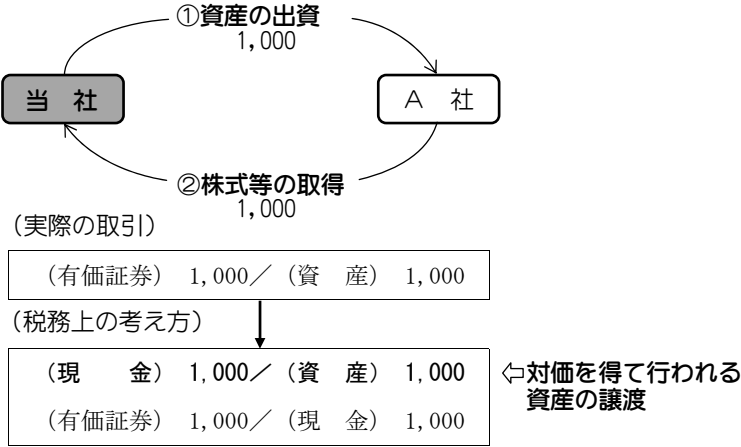
■ 負担付き贈与の意義（基通5-1-5）

負担付き贈与とは、その贈与に係る受贈者に一定の給付をする義務を負担させる資産の贈与をいう。なお、事業者が他の事業者に対して行った広告宣伝用の資産の贈与は、負担付き贈与には該当しない。

(3) 金銭以外の資産の出資（現物出資）（→資産の譲渡）（令2①二）

現物出資とは、現物を出資して株式を取得する行為をいうが、税務上は「物を譲渡」したことにより取得した金銭（対価）で株式を取得したと考える。

【具体例】当社は、A社に対し資産を出資してA社株式を取得した。



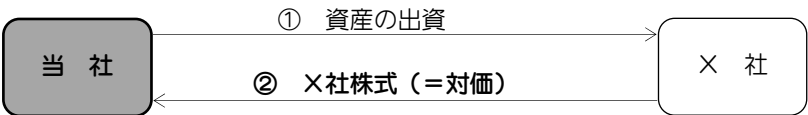
■ 金銭以外の資産の出資の範囲（基通5-1-6）

「金銭以外の資産の出資」には、事後設立（金銭出資により設立した法人に金銭以外の資産を譲渡する形態により行われるもの）は含まれない。したがって、事後設立における金銭以外の資産の譲渡に係る対価の額は、その譲渡について現実に対価として收受し、又は收受すべき金額となる。

🔬 研 究 現物出資と事後設立

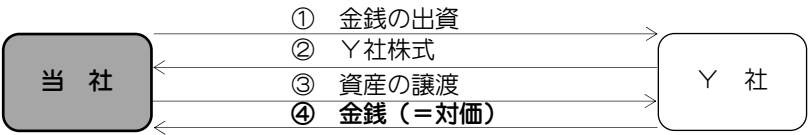
(1) 現物出資

金銭以外の資産により出資をすることをいう。



(2) 事後設立

新たな法人を設立するため金銭の出資をし、その新たな法人と会社法に掲げる行為に係る契約を締結した場合におけるその契約に基づく金銭以外の資産の譲渡をいう。



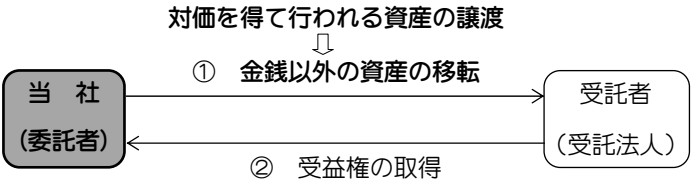
 参 考 事業承継と課税の対象

		消費税法上の取り扱い
相 続		包括承継のため、不課税取引
合 併	吸収合併	包括承継のため、不課税取引
	新設合併	包括承継のため、不課税取引
分 割 等	新設分割	包括承継のため、不課税取引
	現物出資	資産の譲渡等に類する行為に該当し、課税の対象
	事後設立	資産の譲渡に該当し、課税の対象
吸 収 分 割		包括承継のため、不課税取引

(4) 一定の信託をした場合における資産の移転等（→資産の譲渡）（令2①三）

特定受益証券発行信託又は一定の法人課税信託の委託者が金銭以外の資産の信託をした場合の資産の移転は、委託者による信託資産の管理及び処分権の売却と考え、資産の譲渡に含める。

【具体例】当社は、法人課税信託を設定し、その受益権を取得した。



■ 信託行為に基づき財産を受託者に移転する行為等（基通4-2-1）

受益者等課税信託においては、次の移転は資産の譲渡等には該当しない。

- ① 信託行為に基づき、その信託の委託者から受託者へ信託する資産の移転
- ② 信託の終了に伴う、その信託の受託者から受益者又は委託者への残余財産の給付としての移転

（注） 事業者が事業として行う上記(4)に定める行為は、資産の譲渡等に該当する。

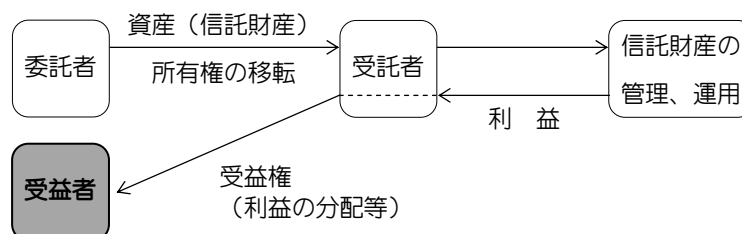
《信託行為に基づく資産の移転》

資産の譲渡等とならないもの （＝不課税取引）	下記以外の信託
資産の譲渡等となるもの	特定受益証券発行信託又は一定の法人課税信託

② 参 考 信 託

信託とは、委託者が受託者に対し、財産権の移転その他の処分をし、受託者が信託目的に従って、受益者のために信託財産の管理、処分等を行うことをいう。

なお、信託行為により受益者として定められた者は、受益権を有する。



① 受益者等課税信託

土地信託などの信託については、名目上、信託財産の所有権は受託者に移転するが、その受託者ではなく、受益者がその信託財産を所有しているものとする。そこで、その受益者が資産の譲渡等及び課税仕入れ等を行ったものとみなして、消費税法が適用される（法14）。

受益者等課税信託においては、信託行為及び信託の終了に伴う資産（所有権）の移転は、資産の譲渡等に該当しないが、下記②③の信託に係る信託の設定は、資産の譲渡等に類する行為として、資産の譲渡等となる（基通4-2-1）。

② 特定受益証券発行信託（法法2二十九ハ）

特定受益証券発行信託とは、受益証券発行信託のうち、利益留保割合が2.5%以下であることその他一定の要件を満たすものをいう。

特定受益証券発行信託の委託者が信託資産を移転した場合における、その発行される受益権（受益証券）は、有価証券に含まれ、その細分化された受益権（受益証券）の流通が可能となる。したがって、信託の設定に伴う資産の移転を委託者による資産の売却と考え、これを資産の譲渡等を含めて取り扱う。

③ 法人課税信託（法法2二十九の二）

法人課税信託とは、次の信託をいう。

- イ 受益証券発行信託（②に該当する信託を除く。）
- ロ 受益者等が存しない信託
- ハ 一定の課税回避を目的とした信託
- ニ 証券投資信託等以外の一定の投資信託
- ホ 特定目的信託

法人課税信託の委託者が信託資産を移転した場合には、その資産の移転は受託者（受託法人）に対する出資があったものとみなすこととなる。また、受益権は株式又は出資とみなされ、その受益者は株主等に含まれる。

したがって、現物出資があった場合と同様に、これを資産の譲渡等を含めて取り扱う。（ただし、受益者等が存しない信託を除く。）

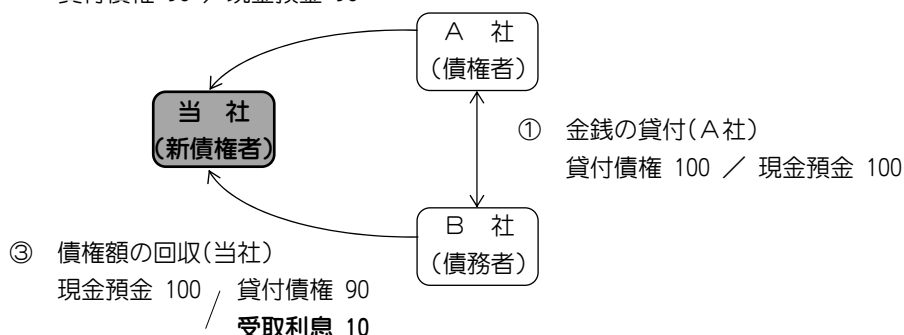
(5) 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）（→資産の貸付け）
（令2①四）

第三者が、当初の債権者から貸付金その他の金銭債権を譲り受ける行為は、利子を対価とする金銭の貸付けに該当する。

【具体例】当社は、A社がB社に対して有していた貸付債権（債権金額100）を90で購入し、B社から100の弁済を受けた。

② A社の貸付債権の譲受け(当社) ⇨対価を得て行われる資産の貸付け

貸付債権 90 / 現金預金 90



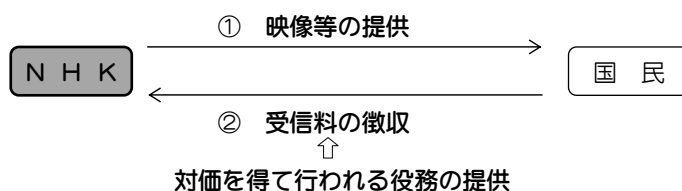
※ 当社はB社に対して資産の譲渡等を行っていないが、当社はA社から債権を譲受けることにより、B社に対して貸付債権を有することとなる。この場合に、A社がB社に対して有していた貸付債権と実態は変わらないため、資産の譲渡等を含めている。

※ 「包括承継を除く」とは？

相続や合併による包括承継（一切の権利義務を一括して承継すること）は、当然に債権者としての地位を承継することとなるので、資産の譲渡等に含まれない。

(6) 不特定多数の者への送信に係る受信料の徴収（→役務の提供）（令2①五）

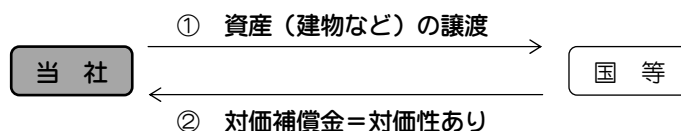
NHKによる「映像などの提供」に係る受信料を対価の範囲に含めるというものである。



2 収 用

収用とは、道路建設等の公共事業を円滑に行うために、土地収用法等の規定により、国や地方公共団体等が半強制的に土地や建物等を買収することをいう。

本来、補償金は対価性のない収入として不課税取引に該当するが、土地や建物の譲渡の見返りとして収受する対価補償金は対価性があるものとして取り扱う。



■ 対価補償金等（基通5-2-10）

資産の譲渡等となる補償金とは、いわゆる対価補償金のみを指すのであるから、収益補償金、移転補償金、経費補償金等は資産の譲渡等の対価に含まれない。

《補償金の具体例》

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	収益補償金、経費補償金、移転補償金等
対 価 性 の あ る も の	対価補償金

- ① 対価補償金→資産（建物など）の譲渡対価として交付されるもの
- ② 収益補償金→減少する収益等を補填するために交付されるもの
- ③ 移転補償金→移転に要する費用を補填するために交付されるもの
- ④ 経費補償金→休業業等により生ずる事業上の費用又は収用等の目的となった資産以外の資産の損失の補填に充てるために交付されるもの

3 付随行為（基通5-1-7）

個人事業者の場合には、「〇〇業を営んでいる」といったときの〇〇業が、「事業として」に該当するのであるが、例えば、事業活動の一環として又はこれに関連して行われる次に掲げるようなものも「事業として」に含まれることになる。

- (1) 職業運動家、作家、映画・演劇等の出演者等で事業者該当するものが対価を得て行う他の事業者の広告宣伝のための役務の提供
- (2) 職業運動家、作家等で事業者該当するものが対価を得て行う催物への参加又はラジオ放送若しくはテレビ放送等に係る出演その他これらに類するものための役務の提供
- (3) 事業の用に供している建物、機械等の売却
- (4) 利子を対価とする事業資金の預入れ
- (5) 事業の遂行のための取引先又は使用人に対する利子を対価とする金銭等の貸付け
- (6) 新聞販売店における折込広告
- (7) 浴場業、飲食業等における広告の掲示

③ 参 考 先物取引に係る資産の譲渡等の時期（基通9-1-24）

商品の先物取引を行った場合で、一定の期日までに反対売買することにより差金の授受によって決済したときは、その先物取引は資産の引渡しを伴わない取引であるから資産の譲渡等には該当しない。ただし、現物の引渡しを行う場合には、その引渡しを行う日に資産の譲渡等が行われたことになる。

2-7 みなし譲渡



ポイント整理

1 概要

課税の対象の4要件をすべて満たした場合に「課税の対象」となるわけであるが、その4要件を満たさずに課税の対象となるものがある。これを「みなし譲渡」という。

みなし譲渡は、4要件を満たしていないが、消費税法上、「事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。」と規定されていることから課税の対象となる。

2 みなし譲渡（法4⑤）

次の行為は、**事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす**。

個人事業者	個人事業者の 家事消費等
法人	法人の その社の役員 に対する資産の 贈与

※ その他注意点

(1) 自社使用等（基通5-2-12）

事業者が自己の広告宣伝又は試験研究等のために商品等を消費又は使用する行為は、資産の譲渡に該当しない。

(2) 役員に対する無償譲渡等（基通5-3-5）

みなし譲渡は、その役員に資産を無償で譲渡した場合をいい、無償貸付け、無償による役務の提供は、みなし譲渡とはならない。

テーマ 3 輸入取引の課税の対象

項 目 及 び 内 容	参照条文	重要度
3－1 課税の対象の概要		
1 輸入取引の課税の対象	法 4 ②	☆☆☆
2 みなし引取り	法 4 ⑥、令 7	☆

3-1 課税の対象の概要



ポイント整理

1 輸入取引の課税の対象（法4②）

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

※ 保税地域（法2①二）

関税法に規定する保税地域をいう。

※ 外国貨物（法2①十）

輸出の場合	輸出の許可を受けた貨物をいう。
輸入の場合	外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいう。

※ 無償による貨物の輸入等（基通5-6-2）

保税地域から引き取られる外国貨物については、国内において事業者が行った資産の譲渡等の場合のように、「事業として対価を得て行われる」ものには限られない。したがって、保税地域から引き取られる外国貨物に係る対価が無償の場合又は保税地域からの外国貨物の引取りが事業として行われるものではない場合のいずれについても課税の対象となる。

2 みなし引取り（法4⑥、令7）

保税地域からの引取りとみなす場合	保税地域において外国貨物が消費又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時にその外国貨物を保税地域から引き取るものとみなす。
保税地域からの引取りとみなさない場合	(1) その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合 (2) 関税法の規定により税関職員が採取した外国貨物の見本をその検査のために消費又は使用する場合 (3) 食品衛生法等の規定により権限のある公務員が収去した外国貨物をその権限に基づいて消費又は使用する場合

※ 保税地域において外国貨物が亡失又は滅失した場合（基通5-6-4）

保税地域にある外国貨物が災害等により亡失又は滅失した場合には、みなし引取りの規定は適用されない。

テーマ 4 国内取引の非課税

項 目 及 び 内 容	参照条文	重要度
4－1 国内取引の非課税		
1 概 要	――	――
2 国内取引の非課税	法6①、別表第一	☆☆☆
4－2 土地等の譲渡、貸付け	別表第一、一	☆☆☆
4－3 有価証券等の譲渡	別表第一、二	☆☆☆
4－4 利子を対価とする金銭の貸付け等	別表第一、三	☆☆☆
4－5 資産の譲渡で一定のもの	別表第一、四	☆☆
4－6 役務の提供で一定のもの	別表第一、五	☆☆
4－7 社会保険医療に係る資産の譲渡等	別表第一、六	☆☆
4－8 社会福祉事業等としての資産の譲渡等	別表第一、七	☆
4－9 助産に係る資産の譲渡等	別表第一、八	☆
4－10 埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供	別表第一、九	☆
4－11 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等	別表第一、十	☆☆
4－12 一定の教育として行う役務の提供	別表第一、十一	☆
4－13 教科用図書の譲渡	別表第一、十二	☆
4－14 住宅の貸付け	別表第一、十三	☆☆

4-1 国内取引の非課税



ポイント整理

1 概要

消費税は、消費に対し負担を求める性格の税であることから、土地に係る取引（譲渡、貸付け）や、金融、証券、保険等の金融取引などには課税しないこととしている。

また、低所得者や社会的弱者の税負担を軽くするため政策的見地から医療、福祉、教育の三分野に非課税となるものを設けている。

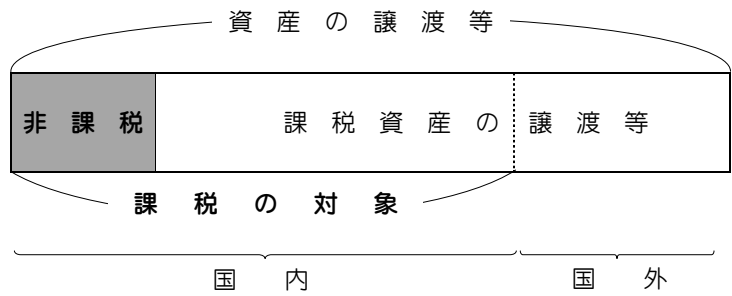
2 国内取引の非課税（法6①、別表第一）

国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには消費税を課さない。

《別表第一》

非 課 税 取 引	税の性格から課税することになじまないもの	1 土地等の譲渡、貸付け 2 有価証券等の譲渡 3 利子に対価とする金銭の貸付け等 4 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡 5 物品切手等の譲渡 6 行政手数料等 7 外国為替業務に係る役務の提供
	社会政策的な配慮に基づくもの	8 社会保険医療等 9 社会福祉事業等 10 助産に係る資産の譲渡等 11 埋葬料、火葬料に対価とする役務の提供 12 身体障害者用物品の譲渡等 13 学校等の教育に関する役務の提供 14 教科用図書の譲渡 15 住宅の貸付け

■ 非課税



4-2 土地等の譲渡、貸付け



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、一）

土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け（貸付期間が1月未満の場合及び施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く。）

土 地 関 係	譲 渡			→	非課税	
	貸 付 け	土地のみの貸付け	貸付期間 1 月以上	→		
			貸付期間 1 月未満	→		
		施設（住宅以外）の貸付けに伴うもの （駐車場・建物・野球場・テニスコート等）			→	課 税
		役務の提供（土地の仲介・造成・鑑定等）			→	

(1) 土地の上に存する権利（基通6-1-2）

地上権、土地の賃借権、地役権、永小作権等の土地の使用収益に関する権利をいい、鉱業権、土石採取権、温泉利用権及び土地を目的物とした抵当権は、これに含まれない。

- ※
- 地 上 権……他人の土地において工作物等を所有するため、その土地を使用する権利
 - 地 役 権……自己の土地の便益のために、他人の土地を使用する権利
 - 永 小 作 権……耕作のために小作料を支払って他人の土地を使用する権利
 - 鉱 業 権……鉱産物を採取する権利
 - 温泉利用権……温泉を汲み上げる権利
 - 抵 当 権……被担保債権の弁済に関する権利

(2) 借地権に係る更新料、名義書換料（基通6-1-3）

借地権に係る更新料（更改料を含む。）又は名義書換料は、土地の上に存する権利の設定若しくは譲渡又は土地の貸付けの対価に該当する。

非 課 税 と な る 場 合	借地権に係る更新料、名義書換料
非課税とならない場合 （＝課税取引）	更新手数料

(3) 土地の貸付期間の判定（基通6-1-4）

土地の貸付けから除外される「貸付期間が1月未満の場合」とは、**契約による貸付期間**が1月に満たない場合を指す。

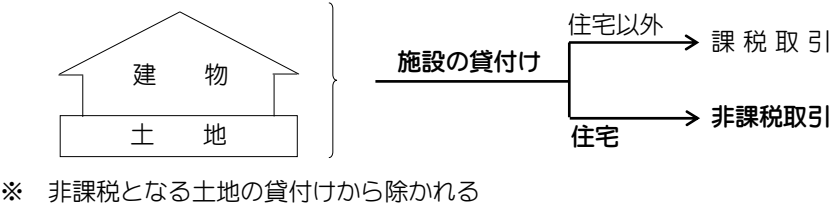
(4) 土地付建物等の貸付け（基通6-1-5）

次に掲げる場合には、土地の貸付けから除かれ、その土地を含めた全体をその施設の利用（貸付け）として考える。

- ① 野球場・プール・テニスコート・駐車場等の貸付け
- ② 区分収受の地代

建物の貸付け等に伴って家賃を事業者が建物分と土地分に区分して収受している場合においても、それらは全て建物に係る家賃として取り扱う。

【図 解】 土地付建物の貸付け



(5) 公有水面使用料、道路占用料、河川占用料（基通6-1-7）

国又は地方公共団体等がその有する海浜地、道路又は河川敷地（地上及び地下を含む。）の使用許可に基づき収受する公有水面使用料、道路占用料又は河川占用料は、いずれも土地の貸付けに係る対価に該当するものとして取り扱う。

（電力会社の電柱の敷設に係る賃貸料など）

4-3 有価証券等の譲渡



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、二）

有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く。）、支払手段（収集品及び販売用のものを除く。）その他これらに類するものの譲渡

有価証券 関 係	譲 渡	有価証券（株式、公社債、受益証券等）	→	非課税
		支払手段（現金、約束手形等）	→	
		金銭債権（貸付金、売掛金、未収金等）	→	
		ゴルフ場利用株式、ゴルフ会員権等	→	
	役務の提供（有価証券売買委託手数料等）		→	課 税

(1) 有価証券（基通6-2-1(1)）

- ① 国債証券、地方債証券、社債券、株券、新株予約権証券など
 - ② 投資信託、貸付信託、特定目的信託等の受益証券
 - ③ 受益証券発行信託の受益証券
 - ④ コマーシャルペーパー（C P）
 - ⑤ 抵当証券
 - ⑥ 外国債、海外C P等
 - ⑦ オプションを表示する証券又は証書
 - ⑧ 外国法人発行の譲渡性預金証書（C D）
- ※ 抵当証券……土地、建物等の抵当権付き貸付債権を証券化したもの

(2) 有価証券に類するもの（基通6-2-1(2)）

- ① 有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないもの
- ② 合名会社、合資会社、合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分
- ③ 株主又は投資主となる権利等
- ④ 貸付金、預金（国内譲渡性預金証書（C D）を含む。）、売掛金等の金銭債権

(3) 船荷証券等（基通6-2-2）

船荷証券、貨物引換証、倉庫証券や株式・出資・預託の形態によるゴルフ会員権等は、有価証券等に含まれない。

- ※ 船荷証券
貨物引換証 } ……運送荷物の引換証
倉庫証券……倉庫業者が物品の保管を委託している者の求めに応じて発行する証券

(4) 支払手段（基通6-2-3）

- ① 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨
- ② 小切手（旅行小切手を含む。）、為替手形及び信用状（L / C）
- ③ 約束手形
- ④ ①～③に類するもので、支払のために使用することができるもの

4-4 利子に対価とする金銭の貸付け等



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、三）

利子に対価とする金銭の貸付け、信用の保証としての役務の提供、公社債投資信託等に係る信託報酬に対価とする役務の提供及び保険料に対価とする役務の提供その他これらに類するもの

利 子 保険料 保証料	利 子	国債・社債・預貯金・貸付金等の利子	→	非課税
		投資信託の収益分配金		
		割引債の償還差益等		
	保 険 料	保険料・共済掛金	→	課 税
		保険に伴う事務手数料	→	
	保 証 料	信用の保証料・物上保証料	→	非課税

(1) 利子に対価とする貸付金等（基通6-3-1）

利子に対価とする貸付金等には、おおむね次のものを対価とする資産の貸付け又は役務の提供が該当する。

- ① **国債、地方債、社債、新株予約権付社債、投資法人債券、貸付金、預金等の利子**
- ② **信用の保証料**
- ③ 合同運用信託、公社債投資信託又は公社債等運用投資信託の信託報酬
- ④ **保険料**（厚生年金基金契約等に係る事務費用部分を除く。）
- ⑤ **集団投資信託（合同運用信託、証券投資信託等）等の収益分配金**
- ⑥ 相互掛金又は定期積金の給付補填金及び無尽契約の掛金差益
- ⑦ 抵当証券（これに類する外国の証券を含む。）の利息
- ⑧ **割引債（利付債を含む。）の償還差益**
- ⑨ **手形の割引料**
- ⑩ **金銭債権の買取又は立替払に係る差益**
- ⑪ 割賦販売、ローン提携販売及び割賦購入あっせんの手数料（※）
- ⑫ 割賦販売等に準ずる方法により資産の譲渡等を行う場合の利子又は保証料相当額（※）
- ⑬ 有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く。）の賃貸料
- ⑭ **物上保証料**
- ⑮ 共済掛金
- ⑯ 動産又は不動産の貸付けを行う信託で、貸付期間の終了時に未償却残額で譲渡する旨の特約が付せられたものの利子又は保険料相当額（※）
- ⑰ リース取引でその契約に係るリース料のうち、利子又は保険料相当額（※）
（※）契約においてその額が明示されている部分に限る。

(2) 保険代理店報酬等（基通6-3-2）

保険代理店が収受する役務の提供に係る代理店手数料又は保険会社等の委託を受けて行う損害調査又は鑑定等の役務の提供に係る手数料は、課税資産の譲渡等の対価に該当する。

(3) 償還有価証券に係る償還差益（基通6-3-2の2）

償還差益を対価とする国債等の取得は非課税となるが、その国債等が償還有価証券に該当する場合の償還差益には、その償還有価証券を取得した日の属する事業年度から償還の日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度における法人の所得の金額の計算において、益金の額に算入した同項の調整差益の全てが含まれる。

(4) 前渡金等の利子（基通6-3-5）

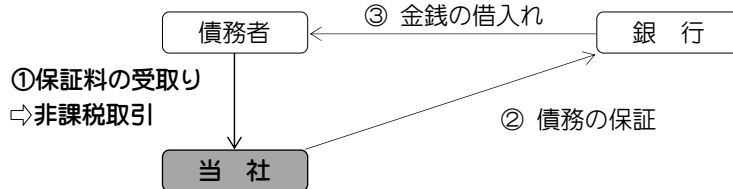
前渡金等に係る利子のようにその経済的実質が貸付金であるものに係る利子は、利子に対価とする資産の貸付けに該当する。

② 参 考 利子を対価とする貸付金等

1 信用保証料と物上保証料

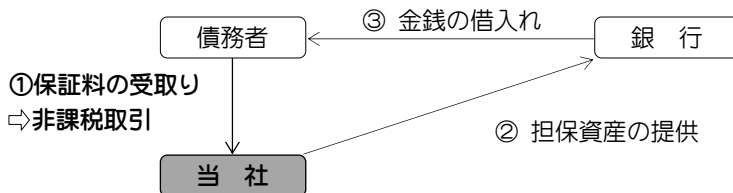
(1) 信用保証料

他の者の借入金の保証人となることに伴い収受する保証料をいう。



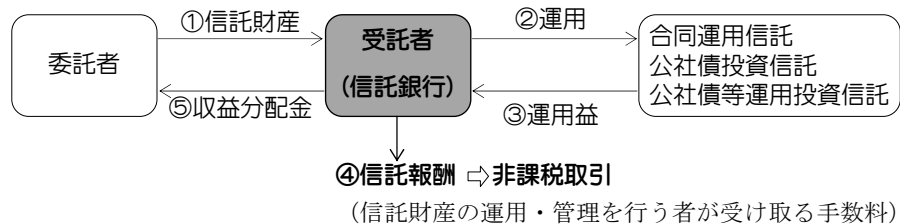
(2) 物上保証料

他の者の金銭等の借入れに伴い、担保資産を代わりに提供することにより収受する保証料をいう。



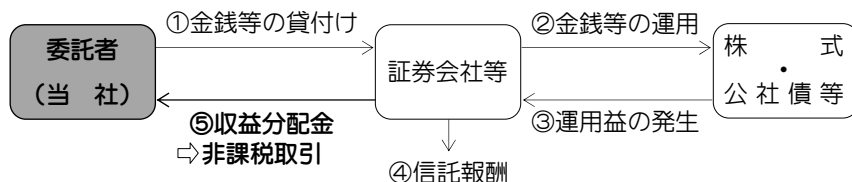
2 合同運用信託、公社債投資信託又は公社債等運用投資信託の信託報酬

信託報酬は、信託財産の運用・管理を行う者が受け取る手数料であることから基本的には課税取引となる。しかし、合同運用信託、公社債投資信託又は公社債等運用投資信託において、受託者が受け取る信託報酬は利息と同じ性質であることから非課税となる。



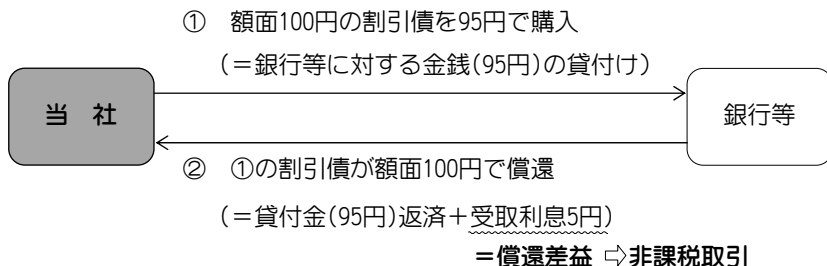
3 集団投資信託等

証券会社等が委託者から預かった金銭等を株式や公社債に運用するシステムをいう。



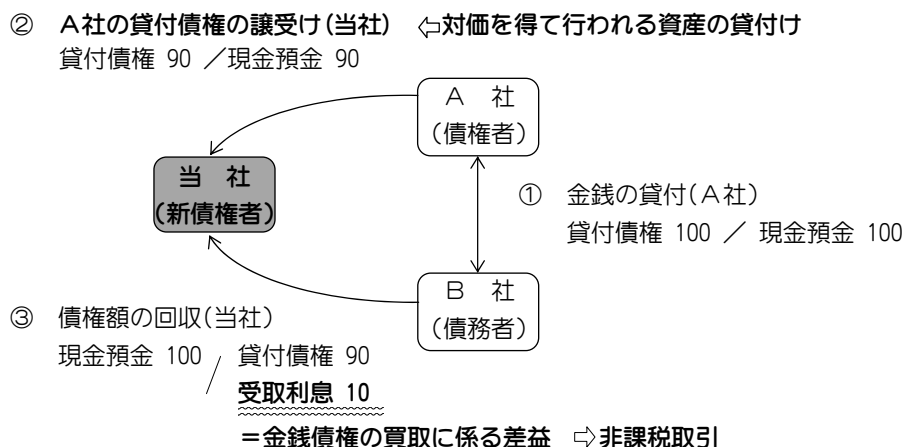
4 割引債の償還差益

割引債とは、債券を額面金額よりあらかじめ低い価額で発行し、満期償還時に債券購入者に対し額面金額を返還するものであり、実質的には、発行価額（＝債券購入者の購入価額）と額面金額との差額（＝償還差益）が割引債に係る利息となる。



5 金銭債権の買取差益

【具体例】当社は、A社がB社に対して有していた貸付債権（債権金額100）を90で購入し、B社から100の弁済を受けた。



4-5 資産の譲渡で一定のもの



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、四）

次の資産の譲渡

- (1) 日本郵便株式会社等が行う郵便切手類又は印紙の譲渡
- (2) 地方公共団体等が行う証紙の譲渡
- (3) 物品切手等の譲渡

資産 の 譲 渡	郵便切手類 印紙	販売場所	日本郵便株式会社等 印紙売りさばき所	→	非課税
			上記以外の場所	→	課税
	証紙	販売者	地方公共団体又は売りさばき人が行うもの	→	非課税
			上記以外の者	→	課税
	物品切手等			→	非課税

4-6 役務の提供で一定のもの



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、五イ～ニ）

次の役務の提供

- (1) 国等が行うもので、その料金の徴収が法令に基づくもの
- (2) 裁判所の執行官又は公証人の手数料を対価とするもの
- (3) 外国為替業務に係るもの

1 資産の譲渡で一定のもの

(1) 証紙とは

証紙とは、代金の支払いを証明するために、書類等に貼付する紙をいう。

(例) パスポート(旅券)取得申請する際に、申請書類に貼付する手数料相当額の収入証紙

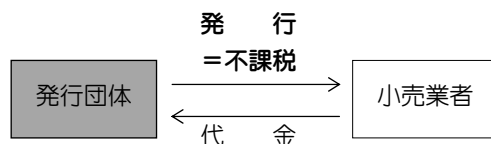
(2) 物品切手等 (基通6-4-3、6-4-4)

「物品切手等」とは、例えば、商品券、ビール券、旅行券、いわゆるプリペイドカード(図書カード、テレホンカードなど)その他これらに類するもののように物品の給付若しくは貸付け又は特定の役務の提供に係る給付請求権を表彰する証書をいう。

(3) 物品切手等の発行 (基通6-4-5)

事業者が、物品切手等を発行し、交付した場合において、その交付に係る相手先から收受する金品は、資産の譲渡等の対価に該当しない。

【図 解】 物品切手等の発行



2 役務の提供で一定のもの

(1) 非課税となる行政手数料等の範囲等 (基通6-5-1)

- ① 国、地方公共団体、公共法人、公益法人等が法令に基づいて行う登記、登録、許可、指定、検査、証明等の事務の手数料等で、その徴収について法令に根拠があるもの
(住民票等の発行手数料、建物建築確認申請手数料など)
- ② 国、地方公共団体、公共法人、公益法人等が法令に基づいて行う登録等の手数料等で、その徴収について法令に根拠がないもので一定のもの(弁護士等の登録手数料など)
- ③ 国又は地方公共団体が法令に基づき行う他の者の徴収すべき料金、賦課金等の滞納処分について、法令に基づき他の者から徴収する手数料等
- ④ 独立行政法人等が徴収する一定の手数料等

(2) 非課税とされる外国為替業務に係る役務の提供の範囲 (基通6-5-3)

- ① 外国為替取引
- ② 対外支払手段(信用状、旅行小切手)の発行
- ③ 対外支払手段の売買又は債権の売買

4-7 社会保険医療に係る資産の譲渡等



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、六）

健康保険法等に基づく資産の譲渡等

4-8 社会福祉事業等としての資産の譲渡等



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、七）

次の資産の譲渡等

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス及び施設サービス等
- (2) 社会福祉事業及び更生保護事業として行われる資産の譲渡等（生産活動に基づくものを除く。）

1 社会保険医療に係る資産の譲渡等

■ 医薬品・医療用具の販売（基通6-6-2）

医療品又は医療用具の給付で、健康保険法、国民健康保険法等の規定に基づく療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等は非課税となるが、これらの療養等に該当しない医薬品の販売又は医療用具の販売等は課税資産の譲渡等に該当する。



留意点

社会保険医療等以外の自由診療（健康診断料、人間ドック費用、差額ベッド代、美容整形等）や、社会保険診療以外の医薬品・医療用具の販売等は、課税取引に該当する。

2 社会福祉事業等としての資産の譲渡等

(1) 介護サービスの範囲（基通6-7-2）

介護保険法の規定により要介護被保険者に対して支給される介護サービス費に係る部分のみが非課税となるわけではなく、同法に規定する居宅サービス及び施設サービスとして提供されるサービスの全部が非課税に該当することとなる。

(2) 福祉用具の取扱い（基通6-7-3）

居宅要介護者等が福祉用具の貸与を受け又は購入した場合に、その貸与又は購入に要した費用の一部が介護保険により支給される場合であっても、その福祉用具の貸付け又は譲渡は原則的に非課税とはならないが、その福祉用具が「身体障害者用物品」に該当する場合には非課税となる。

(3) 介護サービスの委託に係る取扱い（基通6-7-4）

介護保険法に規定する居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者又は介護保険施設等（以下「居宅サービス事業者等」という。）からの委託により、他の事業者が、法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》に規定する資産の譲渡等に係る業務の一部（以下「委託業務」という。）を行う場合における当該委託業務は、居宅サービス事業者等に対して行われるものであるから、同号に規定する資産の譲渡等に該当しない。

(4) 生産活動等の意義（基通6-7-6）

① 生産活動が行われる事業

身体上若しくは精神上又は世帯の事情等により、就業能力の限られている者に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、その自立を助長し、自活させることを目的とする一定の事業等をいう。

② 生産活動に基づくもの

生産活動が行われる事業において行われる就労又は技能の習得のために必要な訓練等の過程において製作等される物品の販売その他の資産の譲渡等は、非課税とはならず、課税される。

4-9 助産に係る資産の譲渡等



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、八）

医師等による助産に係る資産の譲渡等

4-10 埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、九）

埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供

4-11 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、十）

身体障害者用物品の譲渡、貸付けその他の資産の譲渡等

1 助産に係る資産の譲渡等

■ 妊娠中及び出産後の入院に係る差額ベッド料等の取扱い（基通6-8-3）

妊娠中の入院及び出産後の入院における差額ベッド料及び特別給食費並びに大学病院等の初診料についても全額が非課税となる。

2 埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供

埋葬料、火葬料のみが非課税となり、墓石、葬式、葬儀の費用、花輪代及び生花代は課税取引となる。

3 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等

(1) 部分品の取扱い（基通6-10-2）

身体障害者用物品の部分品については、身体障害者用物品には該当しない。

(2) 改造の取扱い（基通6-10-3）

身体障害者用物品以外の物品を身体障害者用物品に改造する行為は、身体障害者用物品の製作の請負として非課税となる。

参 考 身体障害者用物品の範囲等（令14の4①②）

① 身体障害者用物品の範囲

非課税対象となる身体障害者用物品とは、義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子その他の物品で、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。

② 非課税対象となる資産の譲渡等の範囲

イ 身体障害者用物品の譲渡

ロ 身体障害者用物品の貸付け

ハ 身体障害者用物品の製作の請負

ニ 身体障害者用物品の修理で、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

4-12 一定の教育として行う役務の提供



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、十一）

学校教育法等に規定する教育として行う役務の提供

4-13 教科用図書の譲渡



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、十二）

学校教育法に規定する教科用図書の譲渡

1 一定の教育として行う役務の提供

(1) 教育として行う役務の提供の範囲（令14の5）

- ① 授業料
- ② 入学金・入園料
- ③ 施設設備費
- ④ 入学検定料・入園検定料
- ⑤ 在学証明書・成績証明書等の手数料

(2) 学校教育関係の非課税範囲（基通6-11-1）

教育関係の非課税範囲は、次の役務の提供のうち上記(1)を対価とするものである。

- ① 学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び大学等における教育
- ② 学校教育法に規定する専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程における教育
- ③ 学校教育法に規定する各種学校における教育（修業年限が1年以上であることその他一定の要件に該当するものに限る。）

（注）予備校、算盤塾等における教育は非課税とはならない。

- ④ 独立行政法人水産大学校等を設置する者がその施設における教育（職業訓練を含む。）として行う役務の提供で一定のもの

2 教科用図書の譲渡

(1) 教科用図書の供給手数料の取扱い（基通6-12-2）

教科用図書の供給業者等が、教科用図書の配送等の対価として収受する手数料については、非課税とはならない。

(2) 補助教材の取扱い（基通6-12-3）

参考書又は問題集等で学校における教育を補助するためのいわゆる補助教材の譲渡については、その補助教材を学校が指定した場合であっても非課税とはならない。

4-14 住宅の貸付け



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、十三）

住宅の貸付け（契約において人の居住の用に供することが明らかなものに限り、貸付期間が1月未満の場合等を除く。）

住 宅 関 係	譲 渡（住宅として使用してきた建物の譲渡）			課 税
	貸付け	住宅（社宅等）	貸付期間 1 月以上	非課税
			貸付期間 1 月未満	課 税
		住宅以外（事務所・店舗・倉庫・保養所等）		
	役務の提供（建物売却手数料等）			

（注）居住用であるか否かは、契約書上の様態により判断する。

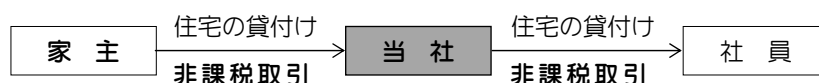
(1) 住宅の貸付けから除外される場合（令16の2）

次の場合には、住宅の貸付けから除外され、課税取引となる。

- ① 住宅の契約による貸付期間が1月未満である場合
- ② 当該貸付けが旅館業法第2条第1項に規定する旅館、ホテル、貸別荘、ウィークリーマンション、リゾートマンション等の貸付けである場合

(2) 転貸する場合の取扱い（社宅）（基通6-13-7）

社宅については、「社員への貸付け」及び「法人が家主から借上げた場合」も非課税である。

【図 解】社宅の貸付け**(3) 共益費等**（基通6-13-9、10-1-14）

共益費とは、アパート、共同住宅などの共用部分（外灯、階段、廊下など）の維持のため各世帯ごとに拠出する費用をいう。「家賃」には、月決め等の家賃のほか、敷金、保証金、一時金等のうち返還しない部分及び共益費も含まれる。建物等の貸付けに伴う共益費、権利金、更新料等については、原則として家賃と同様に取り扱う。

非課税となる場合	住宅の貸付けに係る共益費
非課税とならない場合 （＝課税取引）	住宅以外の貸付けに係る共益費

(4) 駐車場付き住宅の貸付け（基通6-13-3）

次の場合には、駐車場付き住宅としてその全体が住宅の貸付けとされ、非課税となる。

- ① 一戸建住宅に係る駐車場の場合
 - ② 集合住宅に係る駐車場で入居者について1戸当たり1台分以上の駐車スペースが確保されており、かつ、自動車の保有の有無にかかわらず割り当てられる等の場合
- なお、上記①②について住宅の貸付けに付随すると認められる駐車場の貸付けであっても、住宅の貸付けの対価とは別に駐車場使用料等を収受している場合の、その駐車場使用料は課税取引となる。

(5) 旅館業に該当するものの範囲（基通6-13-4）

住宅の貸付けから除外される、旅館業法第2条第1項《定義》に規定する旅館業には、ホテル営業、旅館営業、簡易宿泊所営業等が該当する。

したがって、ホテル、旅館のほか同法の適用を受けるリゾートマンション、貸別荘等は、たとえこれらの施設の利用期間が1月以上となる場合であっても非課税とはならない。

なお、貸家業及び貸間業（学生等に部屋等を提供して生活させるいわゆる「下宿」と称するものを含む。）については、旅館業には該当しない。

(6) 用途変更の場合の取扱い（基通6-13-8）

貸付けに係る契約において住宅として貸し付けられた建物について、契約当事者間で住宅以外の用途に変更することについて契約変更した場合には、契約変更後のその建物の貸付けは、課税資産の譲渡等に該当することとなる。

（注）貸付けに係る契約において住宅として借り受けている建物を賃借人が賃貸人との契約変更を行わずに、その賃借人において事業の用に供したとしても、その建物の借受けは、その賃借人の課税仕入れに該当しない。

設 例**〔問1〕**

- (1) マンション等の賃貸に係る収入 845,393,000円

マンションは、すべて住宅用であり、貸付期間は1ヶ月以上となっている。

収入の内訳は次のとおりである。

区 分	入居者本人との契約	社宅として使用する法人との契約
家 賃	598,021,000円	148,197,000円
共 益 費	52,927,000円	20,008,000円
駐車場賃貸料	26,240,000円	—

なお、共益費は共有スペースの清掃費及び水道光熱費に充てるためのものであり、駐車場賃貸料はマンションの居住者との間でマンションとは別個に契約しているマンションの隣接地にある月極め駐車場の賃貸に係るものである。

（平成14年度本試験問題）

〔問2〕

- (1) 「住宅マンション」に係る家賃収入（共益費を含む。以下同じ。） 10,294,000円

このうちには、賃貸借契約上用途を住宅用と定めているにもかかわらず、実際には甲社に無断で事務所用として使用していた入居者Aからその使用していた期間について収受したものの700,000円と事務所用としてその契約を変更（当課税期間の2月1日）した同日以後の期間について収受したものの160,000円とが含まれているが、その他はすべて一般の居住用マンションに係るものである。

（平成18年度本試験問題）

解 説

- 〔問1〕 **【非】** 845,393,000円－26,240,000円 **【課】** 26,240,000円

・共益費は家賃と同様に取り扱うため、非課税取引に該当する。

・駐車場賃貸料は非課税とはならず、課税取引に該当する。

- 〔問2〕 **【非】** 10,294,000円－160,000円 **【課】** 160,000円

住宅として借り受けている建物を契約変更を行わずにその賃借人において事業の用に供したとしても、契約変更後の建物の貸付けのみが課税取引に該当する。

したがって、家賃収入のうち契約変更後の賃貸料（160,000円）のみが課税取引に該当し、これ以外（10,294,000円－160,000円＝10,134,000円）は非課税取引に該当する。

テーマ 5

輸入取引の非課税

項 目 及 び 内 容	参照条文	重要度
5－1 輸入取引の非課税	法6②、別表第二	☆

5-1 輸入取引の非課税



ポイント整理

■ 輸入取引の非課税 (法6②、別表第二)

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには消費税を課さない。

《別表第二》

非 課 税 貨 物	(1) 有価証券等
	(2) 郵便切手類
	(3) 印 紙
	(4) 証 紙
	(5) 物品切手等
	(6) 身体障害者用物品
	(7) 教科用図書

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
問題 1～10

問題編

※ 解答にあたっては、当課税期間（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に行った課税資産の譲渡等・課税仕入れ及び特定課税仕入れについての税率は、すべて8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）を適用するものとする。

また、制限時間については、計算過程を適宜作成し、計算する時間の目安としてください。

問題 1 国内取引の判定・その 1

— 3 分 —

基礎

次の取引のうち、国内取引となるものに○、ならないものに×を付しなさい。

なお、外国法人については特に指示があるものを除き、国内に支店等を有していないものとする。

また、役務の提供にあつては、電気通信利用役務の提供には該当しないものとする。

- (1) 外国法人が所有する日本にある土地を内国法人に譲渡した。
- (2) 内国法人が所有するハワイにある土地を外国法人に譲渡した。
- (3) 外国法人が所有するハワイにある土地を内国法人に譲渡した。
- (4) 内国法人が、日本にある商品を外国法人に譲渡した。
- (5) 外国法人が、ニューヨークにある商品を内国法人に譲渡した。
- (6) 内国法人が、日本にある建物を内国法人に貸し付けた。
- (7) 内国法人が、ハワイにある建物を内国法人に貸し付けた。
- (8) 内国法人（運送会社）が、アメリカから中国へ荷物を輸送した。
- (9) 外国法人（運送会社）が、フィリピンから日本へ荷物を輸送した。
- (10) 内国法人（電話会社）が、日本から香港の外国法人への国際電話に係る料金を収受した。
- (11) 外国法人（電話会社）が、ニューヨークから広島の内国法人への国際電話に係る料金を収受した。
- (12) 内国法人が、国内で製造した製品を国内において他の事業者販売した。
- (13) 内国法人が、国内で製造した製品を海外の事業者へ輸出版売した。
- (14) 内国法人が、国内で製造した製品を海外支店において販売した。
- (15) 内国法人が、所有する特許権（日本とドイツで登録している）を他の内国法人に貸し付けた。
- (16) 外国法人が、所有する特許権（アメリカで登録している）を内国法人に貸し付けた。
- (17) 外国法人が、所有する特許権（日本とドイツで登録している）を内国法人に貸し付けた。
- (18) 内国法人が、他の内国法人からの依頼に基づき国内において広告宣伝（国内の雑誌に広告を掲載）を行った。
- (19) 内国法人が、他の内国法人からの依頼に基づき国外において広告宣伝（国外の雑誌に広告を掲載）を行った。
- (20) 内国法人が、外国法人からの依頼に基づき国内において広告宣伝（国内の雑誌に広告を掲載）を行った。
- (21) 内国法人が、外国法人からの依頼に基づき国外において広告宣伝（国外の雑誌に広告を掲載）を行った。
- (22) 内国法人が、外国法人に対して金銭を貸し付けた。
- (23) 外国法人が、内国法人に対して金銭を貸し付けた。

問題2 国内取引の判定・その2

—🕒 5分—

応用

内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）は当課税期間において次の取引を行っているが、次の取引のうち国内取引となるものに○、ならないものに×を付しなさい。

なお、外国法人については、国内に支店等を有していないものとする。

また、役務の提供にあつては、電気通信利用役務の提供には該当しないものとする。

- (1) 甲社は、自己の所有する商標権を外国法人に貸し付けた。

なお、この商標権は日本、アメリカの両国において登録されている。

- (2) 甲社は、外国法人が所有する特許権を譲り受けた。

なお、この特許権はアメリカにおいて登録されている。

- (3) 甲社は、海外の契約工場で製造した製品を国内に搬入せずに海外において譲渡した。

- (4) 甲社は、自社が開発したノウハウを外国法人に貸し付けた。

- (5) 甲社は、外国法人が開発したノウハウを借り受けた。

- (6) 甲社は、外国法人に金銭を貸し付けた。

なお、この貸付けに係る契約の締結はすべて甲社の国内財務部において行っている。

- (7) 甲社は、外国法人から金銭を借り受けた。

なお、この借受けに係る契約の締結はすべて外国法人の本社財務部において行っている。

- (8) 甲社は、他の内国法人に対して有する債権（貸付金）を外国法人に譲渡した。

- (9) 甲社は、南アフリカに所在する採石場に係る採石権を他の内国法人に譲渡した。

- (10) 甲社は、他の内国法人からの依頼により国外におけるダム建設のための地質調査を行い、調

査料を収受した（建設に必要な資材はすべて国外で調達されている。）

- (11) 甲社は、外国債（アメリカが発行したもの）に係る利子を収受した。

- (12) 甲社は、外国法人が有する商品（国内に所在）を国内において運送した。

- (13) 甲社は、外国法人所有の国内に所在するテナントビルを賃借した。

- (14) 甲社は、海外工場拡張のため、内国法人が海外に所有する土地を賃借した。

なお、この借受けに係る契約の締結は国内において行われている。

- (15) 甲社は、外国株式（株式は、国外に所在している。）を外国法人に譲渡した。

- (16) 甲社は、国内に所在するゴルフ場の会員権（ゴルフ場利用株式等）を外国法人に譲渡した。

- (17) 甲社は、商品を輸入する際に受取った船荷証券を輸入手続きを経る前に内国法人に譲渡した。

なお、その船荷証券譲渡時の商品の所在場所は国外であるが、船荷証券に表示されている荷揚げ地は国内である。

- (18) 甲社は、国外において製品販売を開始するに当たり、内国法人のコンサルタント会社（国外に支店等を有していない。）にコンサルタント料（現地での市場調査、企業調査並びに、国内での情報提供の業務を包括的に行う契約であり、契約書及び請求書等において、業務ごとにその報酬は区分されていない。）を支払った。

問題3 国内取引の判定・27年度改正

—🕒 5分—

応用

国内取引となるものに○、ならないものに×を付しなさい。

なお、すべて平成27年10月1日以後に行われた取引である。

設問1

- (1) 内国法人（A）が、外国法人（B）に対して電気通信利用役務の提供を行った。
- (2) 外国法人（B）が、内国法人（A）に対して電気通信利用役務の提供を行った。
- (3) 内国法人（A）が、国外の消費者（C）に対して電気通信利用役務の提供を行った。
- (4) 外国法人（B）が、国内の消費者（D）に対して電気通信利用役務の提供を行った。
- (5) 内国法人（A）が、国内の消費者（D）に対して電気通信利用役務の提供を行った。
- (6) 外国法人（B）が、内国法人（A）に対して電気通信利用役務の提供以外の役務の提供（役務の提供地は明らかではない）を行った。

設問2

- (1) 外国法人（B）が、内国法人（A）に対して事業者向け電気通信利用役務の提供を行った。
- (2) 外国法人（B）が、内国法人（A）に対して事業者向け以外の電気通信利用役務の提供を行った。

設問3

- (1) 内国法人（A）が、外国法人（B）に対してインターネットを介して行う電子書籍の配信を行った。
- (2) 外国法人（B）が、内国法人（A）に対してインターネットを介して行う英会話教室の配信を行った。
- (3) 内国法人（A）が、外国法人（B）の日本支店に対してインターネットを介して行う電子書籍の配信を行った。
- (4) 外国法人（B）が、内国法人（A）の海外支店に対してインターネットを介して行う英会話教室の配信を行った。
- (5) 内国法人（A）が、東京に旅行に来ている外国人旅行者（日本国内に住所又は居所を有していない者）に対してインターネットを介して行う電子書籍の配信を行った。
- (6) 外国法人（B）が、アメリカに旅行に来ている日本人旅行者（日本国内に住所を有している者）に対してインターネットを介して行う電子書籍の配信を行った。
- (7) 外国法人（B）が、内国法人（A）に対してインターネットを介して行う著作権の貸付けを行った。

問題4 対価を得て行うもの

—🕒 4分—

応用

次の取引のうち、対価を得て行われる取引に該当するものに○、該当しないものに×を付しなさい。

- (1) 法人が、保険事故の発生に伴い保険会社から保険金を収受した。
- (2) 法人が、資産につき加えられた損害の発生に伴い、他の法人から損害賠償金を収受した。
- (3) 法人が、店舗の賃貸借契約の解除に伴い、他の法人から立退料を収受した。
- (4) 法人が、他の法人から配当金を収受した。
- (5) 法人（派遣会社）が、労働者の派遣に伴い、他の法人から人材派遣料を収受した。
- (6) 法人が、自社製品を広告宣伝のために無料で配布した。
- (7) 法人の有する棚卸資産が、火災により滅失した。
- (8) 法人が、他の法人から祝金を収受した。
- (9) 法人が、土地の賃貸借契約の締結に伴い権利金（返還不要のもの）を収受した。
- (10) 法人が、土地の賃貸借契約の締結に伴い保証金（返還すべきもの）を収受した。
- (11) 法人が、自己の所有する福利厚生施設を従業員に使用させたことにより使用料を収受した。
- (12) 法人（旅館）が、宿泊予約の取り消しに伴い、キャンセル料を収受した。
- (13) 法人（旅館）が、宿泊予約の取り消しに伴い、解約に伴う事務手数料を収受した。
- (14) 法人（同業者団体）が、その構成員から会費（組合員に対して行う役務の提供と明白な対価関係はない。）を収受した。
- (15) 法人（同業者団体）が、その構成員から会費（実質的に出版物の購読料と認められる）を収受した。
- (16) 法人（スポーツクラブ経営）が、新たに会員となる者から入会金（脱退等に際し返還しないもの）を収受した。
- (17) 法人（同業者団体）が、構成員が共同して行う広告宣伝に要した費用を賄うためにその参加者から負担金を収受し雑収入として経理した。
- (18) 法人が、国から特定の政策目的の実現を図るために補助金の交付を受けた。
- (19) 法人が、雇用保険法の規定による雇用調整助成金の交付を受けた。
- (20) 法人が、保証債務の履行に伴い自己の有する土地を譲渡した。
- (21) 法人が、強制換価手続により自己の有する資産を譲渡した。

問題5 課税の対象・その1

—🕒 6分—

応用

次の取引のうち、課税の対象となるものを選びなさい。

なお、与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たすものである。

(1) 法人が、名誉が毀損されたことにつき、加害者から損害賠償金を収受した。

(2) 法人が、商品につき加えられた損害の発生に伴い損害賠償金を収受した。

なお、損害を受けた棚卸資産は、加害者に引き渡さず廃棄している。

(3) 法人が、商品につき加えられた損害の発生に伴い損害賠償金を収受した。

なお、損害を受けた棚卸資産は、軽微な修理を加えることにより使用できるため、加害者に引き渡している。

(4) 法人が、所有する建物の明渡し遅滞により、賃借人である加害者から損害賠償金を収受した。

(5) 法人が、貸店舗の賃借人A社と店舗に係る賃貸借契約を締結していたが、A社が契約を中途解約することとなり、契約に基づいて賃貸料相当額の解約金を受取った。

(6) 法人が、特許権（日本登録）を侵害されたことにより、加害者から損害賠償金を収受した。

(7) 法人が、賃借していた店舗の賃貸借契約が解除されたことに伴い賃貸人から立退料を収受した。

(8) 法人が、賃借していた店舗の賃借人たる地位を他の事業者に対して譲渡したことに伴い立退料を他の事業者から収受した。

(9) 法人が、自己の所有する土地付建物と他の法人が所有する土地付建物とを交換した。

(10) 法人が、その有する土地付建物（工場）を収用されたことに伴い、国から対価補償金を収受した。

(11) 法人が、上記(10)の収用に伴い、対価補償金の他に収益補償金及び経費補償金を収受した。

(12) 法人が、自社の役員に対して棚卸資産を贈与した。

(13) 法人が、自社の従業員に対して棚卸資産を贈与した。

(14) 法人が、得意先の役員に対して棚卸資産を贈与した。

(15) 法人が、自社の役員に対して社宅を無償で貸付けた。

(16) 法人が、自社の製品を試験研究のために使用した。

(17) 法人が、消費者に対して試供品を贈与した。

(18) 法人が、自己の広告宣伝のために商品を見本品として使用した。

(19) 法人が、前受金（商品販売に係るもの）を収受した。

(20) 法人が、得意先B社の債務保証の履行に伴い、自己の有する土地を売却した。

(21) 法人が、マンションの貸付けに伴い、敷金（契約終了時に返還する契約である。）を収受した。

(22) 個人事業者が、仕入商品を自己の生活の用に供した。

(23) 個人事業者が、家事用資産を譲渡した。

(24) 個人事業者が、事業の用に供している機械を売却した。

(25) サラリーマンが、会社から給与の支給を受けた。

問題6 非課税取引・その1

—🕒 3分—

基礎

次の取引のうち非課税となる取引を選び、その金額を解答しなさい。

なお、与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たすものである。

- (1) 法人が、土地を20,000,000円で譲渡した。
- (2) 法人が、自己所有の土地に係る借地権を設定し、権利金（返還不要のもの）15,000,000円を受取った。
- (3) 法人が、土地を貸付け、地代100,000円を受取った。（契約による貸付期間は1週間）
- (4) 法人が、時間貸駐車場を貸付け、駐車場使用料2,500,000円を受取った。
- (5) 法人（不動産会社）が、土地取引の仲介をしたことにより仲介手数料350,000円を受取った。
- (6) 法人が、株式を30,000,000円で譲渡した。
- (7) 法人が、公社債を20,000,000円で譲渡した。
- (8) 法人が、貸付信託の受益証券を1,500,000円で譲渡した。
- (9) 法人が、出資形態によるゴルフ会員権を9,000,000円で譲渡した。
- (10) 法人が、ゴルフ場利用株式を3,500,000円で譲渡した。
- (11) 法人が、船荷証券（課税貨物に係るもの）を600,000円で譲渡した。
- (12) 法人が、貸付金を1,000,000円で譲渡した。
- (13) 法人が、銀行で手形を割引き（譲渡し）、880,000円を受取った。
- (14) 法人が、割賦販売に係る売掛債権を信販会社へ1,000,000円で譲渡した。
- (15) 法人が、保有する国債につき利子20,000円を受取った。
- (16) 法人が、銀行預金の利子65,000円を受取った。
- (17) 法人（保険会社）が、保険料1,200,000円を受取った。
- (18) 法人が、居住用マンションの賃貸料120,000円を受取った。（契約による貸付期間は3週間）
- (19) 法人が、事務所用マンションの賃貸料1,110,000円を受取った。
- (20) 法人が、別荘を貸付け、その使用料50,000円を受取った。
- (21) 法人が、保養所を従業員に貸付け、その使用料80,000円を受取った。
- (22) 法人が、社宅を貸付け、その使用料750,000円を受取った。（契約による貸付期間は1年間）
- (23) 法人が、居住用建物を売却し、売却代金22,000,000円を受取った。（土地については考慮不要とする。）
- (24) 法人が、事務所用建物を売却し、売却代金28,000,000円を受取った。（土地については考慮不要とする。）
- (25) 法人（不動産会社）が、住宅を貸付けたことに伴い共益費30,000円を受取った。
- (26) 法人が、匿名組合の出資持分を1,300,000円で譲渡した。

<メ モ>

問題7 非課税取引・その2

—🕒 5分—

応用

次の取引のうち、課税取引（6.3%の消費税が課されるもの）となるものには○を、非課税取引となるものには△を、不課税取引となるものには×を付しなさい。

なお、特に指示のない取引はすべて国内取引の要件を満たすものである。

- (1) 法人が、自社の役員に対して商品（課税資産）を贈与した。
- (2) 法人が、借地権の更新料を受取った。
- (3) 法人が、月極立体駐車場の貸付けに係る使用料を受取った。
- (4) 法人が、所有する土地と他の事業者が所有する土地とを交換した。
- (5) 法人（証券会社）が、株式売却手数料を受取った。
- (6) 法人が、火災の発生に伴い火災保険金を受取った。
- (7) 法人が、公社債投資信託の収益分配金を収受した。
- (8) 法人が、株式投資信託の収益分配金を収受した。
- (9) 法人が、株式配当金を受取った。
- (10) 法人（保険代理店）が、保険代理店手数料を受取った。
- (11) 法人が、学校教育法に規定する教科用図書を販売した。
- (12) 法人が、割引債の償還による償還差益を受取った。
- (13) 郵便局が、郵便切手を販売した。
- (14) 法人（酒屋）が、ビール券を販売した。（発行に伴うものではない）
- (15) 法人（印刷会社）が、郵便はがきに図柄の印刷を行い、印刷代を受取った。
- (16) 法人（首都高速道路株式会社）が、高速道路の通行料を受取った。
- (17) 法務局が、土地の登記料を収受した。
- (18) 法人（銀行）が、海外への送金手数料を収受した。
- (19) 個人事業者（医師）が、健康保険法に基づいて診療報酬を受取った。
- (20) 個人事業者（医師）が、自由診療の報酬を受取った。
- (21) 法人（葬儀屋）が、葬儀代を受取った。
- (22) 法人が、車椅子（身体障害者用物品）を販売した。
- (23) 法人（建設会社）が、住宅の修理代を受取った。
- (24) 法人（地方公共団体）が、マンション建設に係る開発許可、建築確認等の手数料を受取った。
- (25) 法人が、ハワイに所在する土地を売却した。
- (26) 法人が、子会社に対して有価証券を贈与した。
- (27) 法人が、自社の役員に対して土地を贈与した。

- (28) 法人が、土地の賃貸借契約の締結に伴い権利金（返還不要のもの）を収受した。
- (29) 法人が、建物（事務所賃貸用）の賃貸借契約の締結に伴い権利金（返還不要のもの）を収受した。
- (30) 法人が、ウィークリーマンションの賃貸料を収受した。
 なお、当該貸付けは消費税法施行令第16条の2《住宅の貸付けから除外される場合》に規定する旅館業法第2条第1項《定義》に規定する旅館業に該当する。
- (31) 法人（宿泊業）が、ホテル宿泊料金（同一の者が1月以上利用したもの）を収受した。
- (32) 法人（信用保証協会）が、信用の保証料を収受した。
- (33) 法人が、A法人（特別養護老人ホームを運営し、入居する要介護者に対する介護福祉施設サービスを行う社会福祉法人）から、当該老人ホームの入居者に対する食事の調理業務の委託を受けたことにより、委託代金を収受した。
- (34) 法人が、土地の収用に伴い対価補償金を取得した。
- (35) 法人が、建物の収用に伴い対価補償金を取得した。
- (36) 法人が、電力会社から電柱の敷設に係る使用料を収受した。
- (37) 法人（製薬業者）が、医薬品（健康保険法等に基づいて行うものではない。）を販売した。
- (38) 法人が、建物（住宅）賃貸借契約の契約解除に伴い立退料を受取った。
- (39) 法人が、所有する建物（居住賃貸用）の明渡し遅滞により、賃借人である加害者から損害賠償金を収受した。
- (40) 法人が、所有する建物（事務所賃貸用）の明渡し遅滞により、賃借人である加害者から損害賠償金を収受した。

問題8 取引の分類・その1

—🕒 4分—

基礎

次の取引のうち、課税取引（6.3%の消費税が課されるもの）となるものには○を、非課税取引となるものには△を、不課税取引となるものには×を付しなさい。

なお、与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たしているものとする。

- (1) 法人が、土地（更地）を30,000,000円で譲渡した。
- (2) 法人が、土地を貸し付け、地代150,000円を受け取った。（契約による貸付期間は1週間）
- (3) 法人が、駐車場（管理用施設が備わったもの）を貸し付け、使用料5,400,000円を受け取った。
- (4) 法人（不動産会社）が、土地の売却に伴い仲介手数料360,000円を収受した。
- (5) 法人が、株式を25,000,000円で売却した。
- (6) 法人（証券会社）が、株式の売却に伴い仲介手数料60,000円を収受した。
- (7) 法人が、銀行の預金利息200,000円を収受した。
- (8) 法人が、建物を保養所として貸し付け、使用料1,800,000円を収受した。
- (9) 法人が、住宅を貸し付け、家賃2,880,000円を収受した。（契約による貸付期間は1年）
- (10) 法人が、社宅を貸し付け、家賃3,000,000円を収受した。（契約による貸付期間は1年）
- (11) 法人が、建物の火災に伴い保険金25,000,000円を収受した。
- (12) 法人（保険会社）が、火災保険料380,000円を収受した。
- (13) 法人が、国庫補助金50,000,000円を収受した。
- (14) 法人が、店舗につき加えられた損害に伴い損害賠償金500,000円を収受した。
- (15) 法人（製造業者）が、製品（課税資産）を1,500,000円で販売した。
- (16) 法人（製造業者）が、製造過程で生じた作業くず（課税資産）を310,000円で売却した。
- (17) 法人（販売業者）が、他の事業者からの仕入商品（課税資産）を650,000円で販売した。
- (18) 法人（販売業者）が、営業用車両を200,000円で売却した。
- (19) 郵便局が、郵便切手を80,000円で販売した。
- (20) 法人が、その法人の使用人に対し商品（課税資産）を贈与した。
- (21) 法人が、その法人の役員に対し商品（課税資産）を贈与した。
- (22) 法人が、その法人の役員に対し土地を贈与した。
- (23) 法人が、その法人の使用人に対して保養所を利用させ、利用料150,000円を収受した。
- (24) 法人が、その法人の役員に対して保養所を利用させたが、利用料は収受しなかった。
- (25) 法人（電話会社）が、国内電話料金6,200,000円を収受した。
- (26) 個人事業者が、商品（課税資産）を家事のために使用した。
- (27) 個人事業者が、商品（非課税資産）を家事のために使用した。
- (28) サラリーマンが、給与350,000円を収受した。
- (29) 個人事業者（弁護士）が、顧問先から顧問料150,000円を収受した。
- (30) プロゴルフ選手がコマーシャルに出演し、出演料2,000,000円を収受した。

<メ モ>

問題9 取引の分類・その2

—🕒 8分—

応用

次の取引のうち、課税取引（6.3%の消費税が課されるもの）となるものには○を、非課税取引となるものには△を、不課税取引となるものには×を付しなさい。

なお、与えられた取引はすべて国内において行われたものとし、商品及び製品についてはすべて課税資産に該当するものとする。

- (1) 法人が、駐車場として使用していた土地を売却した。
- (2) 法人（建設業者）が、土地の造成を行い、造成費を受け取った。
- (3) 法人が、店舗の賃貸借契約を締結したことに伴い敷金（返還義務のあるもの）を受け取った。
- (4) 法人が、保証債務の履行としての土地の引渡しを行った。
- (5) 法人が、社屋新築に係る新築祝金を受け取った。
- (6) 法人が、レジャー施設を会員に利用させるための入会金（返還を要しないもの）を受け取った。
- (7) 法人が、建物につき加えられた損害の発生に伴い損害賠償金を受け取った。
- (8) 法人が、損害を受けた商品につき加害者から損害賠償金を受け取った。なお、その商品については軽微な修理を加えることにより使用できることから加害者に対して引き渡している。
- (9) 法人が、事務所の明渡し遅滞により賃借人から損害賠償金を受け取った。
- (10) 法人が、居住用マンションの明渡し遅滞により賃借人から損害賠償金を受け取った。
- (11) 法人（銀行）が、国内の普通預金口座に係る振込手数料を受け取った。
- (12) 法人が、介護保険法に基づく居宅サービスを行い、その料金を受け取った。
- (13) 法人が、建物（事務所）の賃貸借契約の締結に伴い権利金（返還不要部分）を受け取った。
- (14) 法人が、建物（事務所）の賃貸借契約の締結に伴い保証金（返還を要する部分）を受け取った。
- (15) 法人（葬儀屋）が、火葬料、埋葬料を対価とする役務の提供を行った。
- (16) 法人（学校法人）が、学校教育法に規定する教育を行い、授業料を受け取った。
- (17) 法人が、顧客のクレジットカードでの売上げに係る売掛金をクレジット会社へ売却した。
- (18) 法人（銀行）が、外国為替の送金手数料を受け取った。
- (19) 法人が、証券投資信託に係る受益証券を売却した。
- (20) 法人が、商品を自己の試験研究用として使用した。
- (21) 法人（同業者団体）が、組合員から会費を受け取った。なお、この会費は実質的に組合が発行する機関誌の購読料等と認められるものである。
- (22) 内国法人D社（国外に支店等を有していない。）が、外国法人E社（国内に支店等を有していない。）に対して貸付金を売却した。
- (23) 法人が、国から助成金の交付を受けた。
- (24) 法人が、借地権に係る名義書換料を収受した。
- (25) 法人（保険代理店）が、保険会社から保険代理店手数料を受け取った。

- (26) 法人が、国内に所有する土地が収用されたことにより移転補償金及び経費補償金を取得した。
- (27) 法務局が、建物の登記に伴い、建物に係る登記料を収受した。
- (28) 法人（信用保証協会）が、信用の保証料を収受した。
- (29) 法人が、自己の保有する割引債の償還に伴い、償還差益を収受した。
- (30) 法人（銀行）が、手形の割引に伴い、割引料を収受した。
- (31) 法人が、自己の有する受取手形を得意先に対して裏書譲渡した。
- (32) 法人が、製品の売上げに係る前受金を収受した。
- (33) 法人が、保養所を従業員に無償で貸付けた。
- (34) 法人が、自己の保有する内国法人H社株式について、H社の減資に伴い有償でH社に引き渡した。なお、当該譲渡は証券市場を通じて行ったものではない。
- (35) 法人が、得意先からの依頼により有価証券を貸し付け、利息を受け取った。
- (36) 法人が、強制換価手続により自己所有の商品を換価された。
- (37) 法人が、保証債務の履行として車両を譲渡した。
- (38) 法人が、外注先に対して原材料（課税資産）を有償支給し、その材料に係る対価を受け取った。
- (39) 法人が、前年の消費税の確定申告に係る還付加算金を受け取った。

問題編

<メ モ>

問題10 総合問題・その1（シートあり）

— 55分 —

総合

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、家電製品（以下「商品」という。）の卸・小売業を営んでいる法人であり、甲社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの当課税期間（事業年度）における取引の状況等は、次の〔資料〕のとおりである。

これに基づき、当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額（以下「納付税額」という。）を、その計算過程（判断を要する部分については、その理由を含む。）を示して計算しなさい。解答は、答案用紙の所定の箇所に記入すること。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

- 1 当課税期間に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れについての税率は、すべて8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）を適用するものとする。
- 2 会計帳簿における経理について、すべて消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含んだ金額により処理（税込経理）されている。
- 3 取引等は、特に断りのある場合を除き、国内において行われたものである。
- 4 納付税額の計算に当たって、消費税法の規定に基づき適用される計算方法が2以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる方法を採用するものとする。ただし、計算方法が個別に指示されている場合は、その指示により計算するものとする。
- 5 甲社は、課税売上割合が95%未満となる課税期間（平成24年4月1日以後に開始する課税期間については、課税期間における課税売上高が5億円を超える課税期間を含む。）については、課税標準額に対する消費税額から控除する仕入れに係る消費税額の計算に当たり、個別対応方式（消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方式）により計算を行っており、当課税期間においても、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われているものとする。なお、消費税法第30条第3項第2号に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。
- 6 甲社は、「消費税課税事業者選択届出書」（消費税法第9条第4項に規定する届出書をいう。）及び「消費税簡易課税制度選択届出書」（消費税法第37条第1項に規定する届出書をいう。）を提出したことはない。
- 7 当課税期間中の中間申告により納付すべき消費税額は、租税公課として経理されているが、当課税期間中の中間申告に当たっては、消費税法第43条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定を適用した仮決算による中間申告書は提出されていない。
- 8 課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物について、課税資産の譲渡等（以下「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（以下「共通課税仕入れ」という。）の区分については、特に記載があるものを除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは、課税資産の譲渡等（以下「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの又はその他の資産の譲渡等（以下「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの

とし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。

- 9 国内において行われた課税資産の譲渡等で消費税が免除される取引（以下「免税取引」という。）については、必要な手続きはすべて行われており、当課税期間中に行われた免税取引に係る書類又は帳簿は法令に従って保存されている。また、免税取引の相手方は、甲社の行う課税資産の譲渡等のすべてについて免税の適用を受けることができる者である。
- 10 課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等は、法令に従って保存されている。

〔資 料〕

- 1 甲社は、本社業務はすべて本社において行い、店舗においては商品の販売のみを行っている。
- 2 甲社の当課税期間において中間申告した消費税額は1,298,800円である。
- 3 甲社の当課税期間における損益計算書の内容は、次のとおりである。

損 益 計 算 書

（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：円）

【 売 上 高 】		
売 上 高	438,151,400	
売 上 値 引 戻 り 高	3,959,600	434,191,800
【 売 上 原 価 】		
期 首 商 品 棚 卸 高	14,179,000	
当 期 商 品 仕 入 高	274,673,600	
仕 入 値 引 戻 し 高	2,373,000	
合 計	286,479,600	
期 末 商 品 棚 卸 高	17,666,000	268,813,600
売 上 総 利 益		165,378,200
【 販売費及び一般管理費 】		
役 員 報 酬	18,000,000	
給 与 手 当	72,189,500	
法 定 福 利 費	5,123,800	
福 利 厚 生 費	1,312,000	
旅 費 交 通 費	4,312,600	
交 際 費	3,124,000	
通 信 費	1,546,800	
減 価 償 却 費	2,066,200	
賃 借 料	7,084,000	

管 理 費	2,639,000	
租 税 公 課	2,561,900	
荷 造 運 賃	8,254,000	
広 告 宣 伝 費	2,925,400	
寄 附 金	2,825,000	
支 払 手 数 料	2,581,000	
支 払 報 酬	918,000	
その他の販売管理費	3,347,500	140,810,700
営 業 利 益		24,567,500
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息 配 当 金	212,100	
社 宅 使 用 料 収 入	2,457,000	
仕 入 割 引	156,000	
償 却 債 権 取 立 益	424,000	
雑 収 入	2,523,800	5,772,900
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	1,462,800	
貸 倒 損 失	972,000	2,434,800
経 常 利 益		27,905,600
【 特 別 利 益 】		
固 定 資 産 売 却 益	1,163,000	1,163,000
【 特 別 損 失 】		
固 定 資 産 売 却 損	3,780,000	
固 定 資 産 売 却 手 数 料	752,800	
有 価 証 券 売 却 損	300,000	
有 価 証 券 売 却 手 数 料	2,500	4,835,300
税 引 前 当 期 利 益		24,233,300

<損益計算書に関する付記事項>

(1) 「売上高」の内訳は、次のとおりであり、非課税取引に該当するものは含まれていない。

① 甲社の商品を取り扱う国内の店舗における売上高	276,490,900円
② 輸出免税の対象となる売上高	118,245,400円
③ 甲社の商品を取り扱う国外の店舗における売上高	4,000,000円
④ ファミリーセールによる売上高	39,415,100円

甲社は年に1度、ファミリーセールを実施しており、甲社が発行した「招待券」を有する顧客(従業員及びその親族を含む。)に対して通常の販売価額の3割引で販売した売上高である。

(2) 「売上値引戻り高」の内訳は、次のとおりである。

- ① 上記(1)①の国内の店舗における売上高に係るもの 2,254,200円

上記金額は、すべて前課税期間及び当課税期間中の売上に係るものである。

- ② 上記(1)②の売上高に係るもの 1,705,400円

上記金額は、すべて前課税期間及び当課税期間中の売上に係るものである。

(3) 「当期商品仕入高」の内訳は、次のとおりである。

- ① 国内の取引先から仕入れた商品に係るもの 235,553,600円

上記金額のうちには、免税事業者から仕入れた商品2,562,300円が含まれている。

- ② 国外の取引先から輸入し、保税地域から引き取った商品に係るもの 36,720,000円

上記金額には、引取りに際し税関に納付した消費税額2,142,000円及び地方消費税額578,000円が含まれている。

- ③ 甲社の国外の店舗が行った現地における商品仕入高 2,400,000円

(4) 「仕入値引戻し高」の内訳は、次のとおりである。

- ① 上記(3)①の国内の取引先から仕入れた商品に係る値引高 2,049,000円

なお、すべて当課税期間中の仕入れに係るものであり、免税事業者からの仕入れに係るものは含まれていない。

- ② 上記(3)②の国外の取引先から輸入した商品につき品違いであることが判明したため、再輸出した商品に係る返品高 324,000円

なお、上記金額のうちには、税関から還付を受けた消費税額18,900円及び地方消費税額5,100円が含まれている。

(5) 「給与手当」のうちには、職務手当1,080,000円、住宅手当720,000円及び通勤手当(通勤のために通常必要とする範囲内のものである。)4,267,800円が含まれているが、これら以外に課税仕入れに該当する金額はない。

(6) 「法定福利費」は、社会保険料及び労働保険料の合計額である。

(7) 「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。

- ① 甲社の社員全員を対象とした健康診断費用 280,800円

- ② 従業員慰安のための国内旅行費用 931,200円

上記金額には、宿泊旅館を変更したことに伴う違約金126,000円及び旅行会社に対して支払った取消事務手数料27,000円が含まれている。

- ③ 従業員に対して金銭により支出した慶弔金 100,000円

(8) 「旅費交通費」には、次のものが含まれているが、その他はすべて課税仕入れに該当するものである。

- | | |
|------------------|------------|
| ① 国内出張に係る旅費及び宿泊費 | 1,360,800円 |
| ② 海外出張に係る旅費及び宿泊費 | 1,512,000円 |
| ③ 国内出張に係る日当 | 120,000円 |
| ④ 海外出張に係る日当 | 150,000円 |

なお、日当については、甲社の出張旅費規程に基づき支払ったものである。

- (9) 「交際費」は、甲社役員に対する渡切交際費100,000円、国内での飲食宿泊費2,575,400円（うち、入湯税11,100円）、ゴルフプレー代134,400円（うち、ゴルフ場利用税9,600円）、贈答用の商品券の購入費用200,000円、取引先の役員の葬儀に際し支出した香典50,000円、電報代10,200円及び花輪代54,000円の合計額である。
- (10) 「通信費」には、国際電話料金305,100円が含まれているが、その他はすべて課税仕入れに該当するものである。

- (11) 「賃借料」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| ① 本社事務所の家賃 | 2,400,000円 |
| ② 指定保税地域内の商品保管用倉庫の家賃 | 480,000円 |
| ③ ファミリーセール（上記(1)④参照）を実施する際に賃借した会場の賃料 | 254,000円 |
| ④ 本社の従業員用に借り上げた社宅の家賃 | 3,950,000円 |

なお、借り上げた社宅は、従業員に低額で貸付けている。（下記(21)参照）

- (12) 「管理費」の内訳は、次のとおりであり、全額課税仕入れに該当するものである。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 甲社の本社に係るもの | 1,357,900円 |
| ② 店舗に係るもの | 767,300円 |
| ③ 社宅（上記(11)④参照）に係るもの | 513,800円 |

- (13) 「荷造運賃」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------------|------------|
| ① 国内販売商品に係る国内運賃及び荷造費 | 2,917,300円 |
| ② 輸出商品に係る国内の港から国外の港までの運賃 | 4,446,600円 |
| ③ 輸出の許可を受けた商品に係る荷役費 | 361,200円 |
| ④ 輸出商品に係る通関業務料金 | 528,900円 |

- (14) 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|--|------------|
| ① 国内での商品販売の促進のため、国内の広告代理店に支出した雑誌広告掲載料 | 898,500円 |
| ② 国外での商品販売の促進のため、国外の広告代理店に支出した雑誌広告掲載料 | 576,000円 |
| ③ 甲社のホームページに係るリスティング費用（検索されたキーワードと関連性の高いサイトを上位に表示できる仕組みを構築するための費用）及びSEO対策費用（自社サイトの上位表示を目指すための修正・最適化を実施するための費用）の合計額 | 1,450,900円 |

当該リスティング費用及びSEO対策費用については、全額課税仕入れに該当するものであり、国内のシステム会社に依頼したものである。また、甲社のホームページには、商品に関する

る情報のみではなく会社の財務状況等に関する情報も掲載されている。

(15) 「寄附金」は、老人ホームに対して寄贈した車椅子の購入代金2,760,000円、町内の神社の祭礼に伴う奉納金50,000円及び御神酒の購入費用15,000円の合計額である。

(16) 「支払手数料」の内訳は、次のとおりである。

① 繁忙期において店舗スタッフを補充するため、国内の人材派遣会社に対して支出した人材派遣料 2,160,000円

② 不動産業者に支払った社宅（上記(11)④参照）の賃貸借契約に係る仲介料 325,000円

③ トラベラーズチェックの購入に伴い支出した手数料 96,000円

なお、当該手数料は、消費税法別表第一第五号ニ《外国為替業務等》の規定により非課税とされる外国為替業務に係る役務の提供に該当する。

(17) 「支払報酬」は、税理士との顧問契約に係る報酬額である。

(18) 「その他の販売管理費」のうち、課税仕入れに該当するものは2,379,000円である。

(19) 販売費及び一般管理費に属する勘定科目で、「給与手当」、「福利厚生費」、「旅費交通費」、「交際費」、「通信費」、「寄附金」、「支払報酬」及び「その他の販売管理費」のうち、課税仕入れとなるものは、共通課税仕入れに該当する。

(20) 「受取利息配当金」は、国内銀行の預金利息62,100円及び内国法人A社に対する出資に係る配当金150,000円の合計額である。

(21) 「社宅使用料収入」は、上記(11)④に係るものである。

(22) 「仕入割引」は、当課税期間に国内において仕入れた商品に係る買掛金を支払期日より前日に支払ったことにより得意先から支払いを受けたものである。

(23) 「償却債権取立益」は、前々々課税期間の平成25年12月に国内において販売した商品に係る売掛金につき、前課税期間において回収不能となったことにより貸倒処理していたが、当課税期間に一部が回収できたことにより計上したものである。

(24) 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。

① 甲社が所有する商標権（国外で登録されている。）につき侵害を受けたことにより、外国法人B社（非居住者）から収受した権利の使用に係る損害賠償金 1,180,000円

② 為替差益 369,200円

③ 内国法人C社に対して、一時的に貸付けた国内に所有する土地の賃貸料 408,200円
なお、当該土地の貸付期間は3週間である。

④ 指定保税地域内に賃借している倉庫（上記(11)②参照）において、内国法人D社の内国貨物を保管したことにより収受した保管料 259,200円

⑤ 決算時に生じた現金過不足残高の振替収入 7,200円

⑥ 内国法人E社から収受した商品の売買契約破棄に伴う損害賠償金 300,000円

(25) 「貸倒損失」は、当課税期間に国内において販売した商品に係る売掛金626,400円及び当課税期間に国外の取引先に輸出販売した商品に係る売掛金345,600円が領収することができないこととなったため計上したものである。

(26) 「固定資産売却益」の内訳は、次のとおりである。

- ① 甲社が所有する土地につき、公共事業計画に基づく収用により譲渡したことにより計上したもの 900,000円

これに伴い、甲社は対価補償金4,200,000円及び経費補償金840,000円を収受している。

- ② 店舗で使用していた商品運搬車両の買換えをしたことにより計上したもの 213,000円
なお、当該買換えにより従来から使用していた旧型車両を下取りに供しており、甲社は、次の仕訳により処理している。

借 方	金 額	注	貸 方	金 額	注
車両運搬具	2,373,000円	2	車両運搬具	787,000円	1
			現 金	1,373,000円	
			固定資産売却益	213,000円	

(注1) 買換えに伴い下取りに供した旧型車両の帳簿価額である。

(注2) 買換えに伴い取得した新型車両の取得価額である。

- ③ 本社で使用していた車両(帳簿価額200,000円、売却時の価額600,000円)を、甲社の役員に
対して250,000円で売却したことにより計上したもの 50,000円

(27) 「固定資産売却損」は、甲社所有の店舗及びその敷地を45,800,000円で売却したことにより計上したものであり、売却時における当該店舗の建物と敷地の時価の比は、3対7である。

(28) 「固定資産売却手数料」は、上記(27)の店舗及びその敷地を売却したことにより計上したものであり、共通課税仕入れに該当するものである。

(29) 「有価証券売却損」及び「有価証券売却手数料」は、国内上場の株式(前課税期間に売買目的で取得したもので、帳簿価額は2,800,000円である。)を2,500,000円で売却したことにより計上したものである。

4 その他の事項

甲社は、甲社の役員に対し、自社利用していた事務機器(前課税期間に取得したものであり、帳簿価額は260,000円、時価は270,000円である。)を当課税期間に贈与したが、未処理である。

- 5 甲社の前々課税期間（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）及び前課税期間（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）における取引の状況は、次のとおりであり、税込経理されている。なお、甲社は設立以来前課税期間まで消費税法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》及び消費税法第37条第1項《中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例》の規定の適用はない。

また、「商品売上高」及び「売上値引」には、非課税取引に係るものは含まれていない。

	〔前々事業年度〕	〔前事業年度〕
(1) 商品売上高	318,235,200円	337,776,300円
うち、輸出取引等に該当するもの	26,063,100円	27,875,900円
(2) 売上値引	3,869,600円	3,562,200円
うち、輸出取引等に該当するもの	1,080,000円	1,160,000円
(3) 受取利息	57,300円	60,800円
(4) 償却債権取立益	1,775,000円	0円
(5) 車両売却額	450,000円	0円
(6) 土地売却額	22,000,000円	26,000,000円

解 答 編

問題 1 国内取引の判定・その 1

- (1) ○ 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内
- (2) × 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外
- (3) × 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外
- (4) ○ 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内
- (5) × 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外
- (6) ○ 貸付けの時ににおける資産の所在場所が国内
- (7) × 貸付けの時ににおける資産の所在場所が国外
- (8) × 役務の提供地が国外
- (9) ○ 到着地が国内
- (10) ○ 発信地が国内
- (11) ○ 受信地が国内
- (12) ○ 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内
- (13) ○ 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内
- (14) × 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外（製造した場所で判定をしないこと）
- (15) ○ 貸付けの時ににおける貸付けを行う者の住所地が国内
- (16) × 貸付けの時ににおける登録機関の所在地が国外
- (17) × 貸付けの時ににおける貸付けを行う者の住所地が国外
- (18) ○ 役務の提供地が国内
- (19) × 役務の提供地が国外
- (20) ○ 役務の提供地が国内
- (21) × 役務の提供地が国外
- (22) ○ 貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地が国内
- (23) × 貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地が国外

【解答への道】

● 国内取引の判定のポイント

次に掲げる場所が「国内（日本）」である場合、国内取引に該当する。

(1) 資産の譲渡又は貸付け

- ① 原 則 譲渡又は貸付け時における資産の所在場所
- ② 例 外 譲渡又は貸付け時における登録機関等の所在地

(2) 役務の提供（電気通信利用役務の提供を除く。）

- ① 原 則 役務の提供地
- ② 例 外 発送地等又は到着地等

(3) 電気通信利用役務の提供

電気通信利用役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所等の所在地
ただし、その所在地がないときは、国外で行われたものとする。

(4) 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

問題2 国内取引の判定・その2

○----- (1)、(4)、(6)、(8)、(11)、(12)、(13)、(16)、(17)、(18)

×----- (2)、(3)、(5)、(7)、(9)、(10)、(14)、(15)

【解答への道】

(1)(2) 商標権、特許権の譲渡又は貸付けは登録機関の所在地で判定する。

なお、2以上の国において登録している場合には、権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地で判定する。

(3) 海外で製造した製品を国内に搬入せず、直接海外の者に譲渡する行為は、譲渡の時のにおける資産の所在場所で判定するため、国外取引となる。

(4)(5) ノウハウ（特別の技術による生産方式）の譲渡又は貸付けは、譲渡又は貸付けを行う者の住所地で判定する。

(6)(7) 金銭の貸付け等については、貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地で判定する。

(8) 金銭債権の譲渡については、金銭債権に係る債権者の譲渡に係る事務所等の所在地で判定する。

(9) 採石権等の譲渡については、採石場の所在地で判定する。

(10) 専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案等に係る役務の提供で生産設備等の建設又は製造に関するものについては、その建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所で判定する。したがって、本問では、資材の大部分が国外で調達されるため、国外取引に該当する。

(11) 外国債の利子については、貸付け等を行う者（外国債を取得した者）のその貸付け等に係る事務所等の所在地で判定する。

(12) 役務の提供地が国内であるため、国内取引となる。

(13)(14) 貸付けの時のにおける資産の所在場所で判定する。

(15) 有価証券等の所在場所が国外であるため、国外取引に該当する。

(16) ゴルフ場の所在地で判定する。

(17) 船荷証券の譲渡は、その船荷証券に表彰されている貨物の譲渡であるから、原則としてその船荷証券の譲渡時に当該貨物が現実には所在していた場所により判定する。

ただし、その船荷証券に表示されている「荷揚げ地」が国内である場合には、その写しの保存を要件に国内取引に該当するものとして取り扱って差し支えない。（基通5-7-11）

(18) 役務の提供が行われた場所が明らかでないものについては、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地により国内取引の判定を行う。（令6②七）したがって、本問では、役務の提供を行う者が内国法人のコンサルタント会社であることから、国内取引に該当する。

問題3 国内取引の判定・27年度改正

設問1

- (1) × 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が国外
- (2) ○ 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が国内
- (3) × 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が国外
- (4) ○ 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が国内
- (5) ○ 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が国内
- (6) × 「役務の提供を行う者（国外の事業者）の事務所等の所在地」が国外

※ 本問では役務の提供が行われた場所が明らかでないものに該当するため、「役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地」で判定をする。

(注) 電気通信利用役務の提供に該当するものについては、内外判定の改正が入ったが、該当しないものについては、今までどおりの判定となることに留意すること。

設問2

- (1) ○ 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が国内
- (2) ○ 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が国内

設問3

「インターネットを介して行う電子書籍の配信」又は「インターネットを介して行う英会話教室の配信」は、電気通信利用役務の提供に該当する。

- (1) × 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が国外
- (2) ○ 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が国内
- (3) × 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が国外

※ 外国法人の本店は国外に所在する。

- (4) ○ 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が国内

※ 内国法人の本店は国内に所在する。

- (5) × 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が国外
- (6) ○ 「役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地」が国内
- (7) × 「著作権等の貸付け等を行う者（国外の事業者）の住所地」が国外

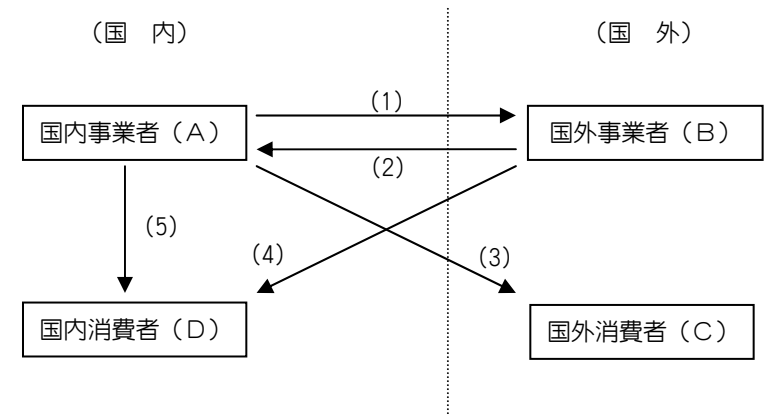
※ 電気通信利用役務の提供には該当しないことに留意する。

著作物に係る著作権の所有者が、著作物の複製、上映、放送等を行う事業者に対して、その著作物の著作権等の譲渡・貸付けを行う場合に、その著作物の受け渡しはインターネット等を介して行われたとしても、著作権等の譲渡・貸付けという他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているものであるため、電気通信利用役務の提供には該当しない。

【解答への道】

設問 1 について

【図 解】電気通信利用役務の提供に係る内外判定



取引	改正前	改正後
(1)	国内取引：課 税	国外取引：不課税
(2)	国外取引：不課税	国内取引：課 税
(3)	国内取引：課 税	国外取引：不課税
(4)	国外取引：不課税	国内取引：課 税
(5)	国内取引：課 税	国内取引：課 税

問題4 対価を得て行うもの

○----- (5)、(9)、(11)、(13)、(15)、(16)、(17)、(20)、(21)

×----- (1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(12)、(14)、(18)、(19)

【解答への道】

- (1) 保険事故に伴う保険金は、資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-2-4)
- (2) 資産等につき加えられた損害に基づく損害賠償金は、資産の譲渡等の対価に該当しない。
(基通5-2-5)
- (3) 賃貸借契約の解除に伴う立退料は、資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-2-7)
- (4) 配当金は、資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-2-8)
- (5) 人材派遣料等は、資産の譲渡等の対価に該当する。(基通5-5-11)
- (6) 商品の広告宣伝、試験研究のための使用は、資産の譲渡等に該当しない。(基通5-2-12)
- (7) 商品の滅失等は、資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-2-13)
- (8) 寄附金、祝金等は資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-2-14)
- (9) 賃貸借契約の締結等に伴う保証金、権利金等のうち、返還不要のものは資産の譲渡等の対価に該当する。(基通5-4-3)
- (10) 賃貸借契約の締結等に伴う保証金、権利金等のうち、返還を要するものは資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-4-3)
- (11) 福利厚生施設等を従業員に有償で貸し付けた場合には、資産の譲渡等に該当する。(基通5-4-4)
- (12) 予約の取り消し等に伴うキャンセル料は、資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-5-2)
- (13) 予約の取り消し等の請求に応ずる事務手数料(解約手数料、取消手数料、払戻手数料等)は、資産の譲渡等の対価に該当する。(基通5-5-2)
- (14) 同業者団体等がその構成員から受け取る会費、組合費等は、原則として資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-5-3)
- (15) 会費等のうち、実質的に出版物等の購読料と認められるものは、資産の譲渡等の対価に該当する。(基通5-5-3(注)2)
- (16) ゴルフクラブ、レジャー施設の入会金(返還等をしないものに限る。)は、資産の譲渡等の対価に該当する。(基通5-5-5)
- (17) 共同事業に係る負担金等は、資産の譲渡等の対価に該当する。(基通5-5-7)
- (18)(19) 国等から受ける補助金、助成金等は、資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-2-15)
- (20) 保証債務履行に伴う資産の譲渡は、事業として対価を得て行われる資産の譲渡に該当する。
(基通5-2-2)
- (21) 強制換価手続により換価された場合の資産の譲渡は、事業として対価を得て行われる資産の譲渡に該当する。(基通5-2-2)

問題5 課税の対象・その1

(3)、(4)、(6)、(8)、(9)、(10)、(12)、(20)、(22)、(24)

【解答への道】

(1)～(4)(6) 損害賠償金 (基通5-2-5)

・課税の対象とならないもの(＝不課税取引)

…心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受け取る損害賠償金

・対価性のあるもの

① 損害を受けた棚卸資産等が加害者に引き渡される場合で、その棚卸資産等がそのまま又は軽微な修理を加えることにより使用できるときの損害賠償金

② 無体財産権の侵害を受けたことにより受け取る損害賠償金

③ 不動産等の明渡し遅滞により受け取る損害賠償金

(5) 賃貸借契約の解除に伴い支払いを受ける金額は、逸失利益に対する損害賠償金に該当するため、課税の対象とならない。(基通5-5-2)

「賃貸料相当額」という言葉に惑わされないように注意する。

(7)(8) 立退料のうち、建物等の賃借人が契約等の解除に伴い賃貸人から収受するものは、課税の対象とならないが、建物等の賃借人たる地位を賃貸人以外の第3者に譲渡した場合の立退料は、課税の対象となる。(基通5-2-7)

(9) 交換も譲渡の一形態であり、課税の対象となる。(基通5-2-1(注))

(10) 収用に伴って収受する対価補償金は、資産の譲渡の対価に該当するため、課税の対象となる。

(令2②、基通5-2-10)

(11) 収用に伴って収受する対価補償金以外の補償金は、資産の譲渡の対価に該当せず、課税の対象とはならない。(基通5-2-10)

(15) 無償による貸付けであるため、みなし譲渡の規定の適用はなく、課税の対象とはならない。

(基通5-3-5)

(16)(17)(18) 事業者が自己の広告宣伝又は試験研究等のために商品等を消費又は使用した場合のその消費又は使用は、資産の譲渡に該当しない。(基通5-2-12)

(19) 前受金の収受は、預り金と同様、対価性がない。

(20) 資産の譲渡等は、その原因を問わないため、債務保証の履行に伴う土地の譲渡は、課税の対象となる。(基通5-2-2)

(21) 敷金(契約終了時に返還するもの)は、対価性がないため、課税の対象とならない。

(23) 家事用資産の譲渡は「その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡」には含まれないため、課税の対象とはならない。(基通5-1-8)

問題6 非課税取引・その1

- (1) 20,000,000円 (2) 15,000,000円 (6) 30,000,000円 (7) 20,000,000円
(8) 1,500,000円 (12) 1,000,000円 (13) 880,000円 (14) 1,000,000円 (15) 20,000円
(16) 65,000円 (17) 1,200,000円 (22) 750,000円 (25) 30,000円 (26) 1,300,000円

【解答への道】

- (2) 借地権（土地の上に存する権利）の設定は、土地の貸付けに含まれ、非課税取引に該当する。
（基通6-1-2）
- (3) 土地の貸付けであっても1月未満の貸付けは、土地の貸付けから除かれる。
（令8、基通6-1-4）
- (4) 施設の利用に伴って土地が使用される場合は、土地の貸付けから除かれる。（基通6-1-5）
- (5) 土地に係る役務の提供は、非課税取引に該当しない。（基通6-1-6）
- (6)(7)(8) 有価証券等の譲渡は、非課税取引に該当する。（基通6-2-1）
- (9)(10)(11) ゴルフ会員権、ゴルフ場利用株式、船荷証券は、有価証券等から除かれる。（基通6-2-2）
- (12) 貸付金等の金銭債権は、有価証券等に該当する。（基通6-2-1）
- (13) 手形（支払手段）は、有価証券等に該当する。（基通6-2-3）
- (14) 金銭債権の譲渡は、有価証券等に該当する。（基通6-2-1）
- (18) 住宅の貸付けであっても1月未満の貸付けは、住宅の貸付けから除かれる。
- (19)(20)(21) 事務所、別荘、保養所、店舗、倉庫の貸付けは、非課税取引に該当しない。
- (23) 居住用建物の譲渡は、非課税取引に該当しない。
- (25) 家賃には、共益費も含まれる。（基通6-13-9）
- したがって、住宅の貸付けに係る家賃であるため、非課税取引に該当する。
- （注）本問では土地や住宅の貸付けに係る貸付期間を与えてあるが、過去の試験問題では与えられていない場合の出題も行われている。なお、与えられていない場合には「1月未満」に該当しないものとして、非課税取引として扱うものとする。
- (26) 出資持分は、有価証券等に該当する。（基通6-2-1）

問題7 非課税取引・その2

- (1)、(3)、(5)、(10)、(15)、(16)、(20)、(21)、(23)、(29)、(30)、(31)、(33)、(35)、
(37)、(40)
- △----- (2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)、(13)、(14)、(17)、(18)、(19)、(22)、(24)、(27)、
(28)、(32)、(34)、(36)、(39)
- ×----- (6)、(9)、(25)、(26)、(38)

【解答への道】

- (1) みなし譲渡に該当する。商品（課税資産）を引き渡していることから、課税取引に該当する。
- (2) 借地権に係る更新料は、土地の貸付けの対価に該当する。（基通6-1-3）
- (3) 施設の利用に伴って土地が使用される場合は、土地の貸付けから除かれる。
- (4) 資産の交換は、資産の譲渡に該当し、土地を引き渡していることから非課税取引に該当する。
- (5) 有価証券に係る役務の提供は、非課税取引に該当しない。
- (6) 保険金は不課税取引の代表例。
- (7)(8) 証券投資信託（株式・公社債）の収益分配金は、非課税取引に該当する。（基通6-3-1(5)）
- (9) 配当金は不課税取引の代表例。
- (10) 保険代理店が収受する代理店手数料は、非課税取引に該当しない。（基通6-3-2）
- (12) 割引債の償還差益は、利息としての性質であり、非課税取引に該当する。（基通6-3-1(8)）
- (14) 物品切手等の譲渡であり、非課税取引に該当する。
- なお、原始発行に伴うものである場合には、不課税取引とされる。（基通6-4-5）
- (17) 行政手数料であり、非課税取引に該当する。
- (18) 外国為替業務に係る役務の提供であり、非課税取引に該当する。
- (19)(20) 保険の対象となる医療は、非課税取引に該当する。自由診療や健康診断料は課税取引に該当する。
- (21) 火葬に係る火葬料や埋葬に係る埋葬料を対価とする役務の提供が非課税取引となり、葬儀代は含まれない。
- (23) 住宅に係る役務の提供は、非課税取引に該当しない。
- (24) 行政手数料であり、非課税取引に該当する。
- (25) 譲渡の時における資産の所在場所がハワイであり、国内取引に該当しないため、不課税取引に該当する。
- (26) 対価を得ていないため、不課税取引に該当する。
- (27) みなし譲渡に該当する。土地を引き渡していることから、非課税取引に該当する。
- (28) 賃貸借契約の締結等に伴う保証金、権利金等のうち、返還不要のものは資産の譲渡等の対価に該当する。（基通5-4-3）また、土地に係る権利金であるため、非課税取引に該当する。

- (29) 賃貸借契約の締結等に伴う保証金、権利金等のうち、返還不要のものは資産の譲渡等の対価に該当する。(基通5-4-3) また、事務所賃貸に係る権利金であるため、課税取引に該当する。
- (30) ウィークリーマンション(旅館業法第2条第1項《定義》に規定するもの)に係る賃貸は、住宅の貸付けから除外されるため、非課税取引とはならず、課税取引に該当する。
- (31) 1月以上の貸付けであっても、住宅の貸付けではないため、非課税取引とはならず、課税取引に該当する。
- (32) 信用の保証としての役務の提供は、非課税取引に該当する。
- (33) 法人が、介護保険法に規定する居宅サービス事業者等(A法人)からの委託により、法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》に規定する資産の譲渡等に係る業務の一部(以下「委託業務」という。)を行う場合における当該委託業務は、A法人に対して行われるものであるから、同号に規定する資産の譲渡等に該当しないことに留意する。(基通6-7-4)
- (34) 収用に伴う対価補償金の取得は課税の対象に該当し、土地を引き渡していることから、非課税取引に該当する。
- (35) 収用に伴う対価補償金の取得は課税の対象に該当し、建物を引き渡していることから、課税取引に該当する。
- (36) 電力会社から収受する電柱の敷設に係る賃貸収入(道路占用料)は、土地の貸付けに係る対価に該当するものとして、非課税取引に該当する。(基通6-1-7)
- (37) 医薬品(健康保険法等に基づいて行うものではない。)の販売は、社会保険医療に含まれない。(基通6-6-2)
- (38) 賃貸借契約の解除に伴い賃貸人から収受する立退料は、補償に伴って授受されるものであり、資産の譲渡等の対価に該当しない。
- (39) 不動産等の明渡し遅滞により受け取る損害賠償金は、実質的には賃貸料と考え対価性があることとなり、課税の対象に該当する。(基通5-2-5) また、居住用であるため、非課税取引に該当する。
- (40) 不動産等の明渡し遅滞により受け取る損害賠償金は、実質的には賃貸料と考え対価性があることとなり、課税の対象に該当する。(基通5-2-5) また、居住用以外の貸付けであるため、課税取引に該当する。

問題8 取引の分類・その1

- (2)、(3)、(4)、(6)、(8)、(15)、(16)、(17)、(18)、(21)、(23)、(25)、(26)、(29)、
(30)
- △----- (1)、(5)、(7)、(9)、(10)、(12)、(19)、(22)、(27)
- ×----- (11)、(13)、(14)、(20)、(24)、(28)

【解答への道】

- (2) 土地の貸付けであっても1月未満の貸付けは、土地の貸付けから除かれる。
- (3) 施設の利用に伴って土地が使用される場合は、土地の貸付けから除かれる。
- (4) 土地に係る役務の提供は、非課税取引に該当しない。
- (6) 有価証券に係る役務の提供は、非課税取引に該当しない。
- (10) 社宅の貸付けは、非課税取引に該当する。
- (12) 保険料を対価とする役務の提供は、非課税取引に該当する。
- (13) 国庫補助金は、課税の対象に該当しない。
- (20) 使用人に対する贈与（対価を得ていない）であるため、課税の対象に該当しない。
- (21) 法人の自社の役員に対する贈与であるため、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされる。（みなし譲渡）
課税資産を引き渡しているため、課税取引となる。
- (22) 法人の自社の役員に対する贈与であるため、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされる。（みなし譲渡）
土地を引き渡しているため、非課税取引となる。
- (24) 無償の貸付け（対価を得ていない）であるため、課税の対象に該当しない。
- (26) 個人事業者の家事消費であるため、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされる。（みなし譲渡）
課税資産を使用しているため、課税取引となる。
- (27) 個人事業者の家事消費であるため、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされる。（みなし譲渡）
非課税資産を使用しているため、非課税取引となる。
- (28) 「事業者が事業として」ではないため、課税の対象に該当しない。
- (30) 資産の譲渡等には、事業付随行為も含まれる。（基通5-1-7）

<メ モ>

問題9 取引の分類・その2

○----- (2)、(6)、(8)、(9)、(11)、(13)、(21)、(25)、(36)、(37)、(38)

△----- (1)、(4)、(10)、(12)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(22)、(24)、(27)、(28)、(29)、
(30)、(31)、(35)

×----- (3)、(5)、(7)、(14)、(20)、(23)、(26)、(32)、(33)、(34)、(39)

【解答への道】

- (1) 駐車場設備の譲渡ではなく、土地の譲渡であることから、非課税取引に該当する。
- (2) 土地に係る役務の提供は、非課税取引に該当しない。
- (3) 保証金、権利金、敷金等のうち、返還義務のないものは資産の譲渡等の対価に該当し、返還義務のあるものは資産の譲渡等の対価に該当しない。
- (4) 事業として対価を得て行われる資産の譲渡は、その原因を問わず、資産の譲渡等に該当する。
(基通5-2-2)
さらに、土地を引き渡しているため、非課税取引に該当する。
- (5) 対価性がないため、課税の対象に該当しない。(基通5-2-14)
- (6) レジャー施設の入会金のうち返還を要しないものは、資産の譲渡等の対価に該当する。
(基通5-5-5)
- (7) 損害賠償金のうち、心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受けるものは、資産の譲渡等の対価に該当しない。(基通5-2-5)
- (8) 損害賠償金であっても、その実質が対価であると認められるものは、課税の対象に該当する。
(基通5-2-5)
さらに、商品（課税資産）の譲渡となるため、課税取引に該当する。
- (9) 損害賠償金であっても、その実質が対価であると認められるものは、課税の対象に該当する。
(基通5-2-5)
さらに、事務所の賃貸料となるため、課税取引に該当する。
- (10) 損害賠償金であっても、その実質が対価であると認められるものは、課税の対象に該当する。
(基通5-2-5)
さらに、居住用マンションの賃貸料となるため、非課税取引に該当する。
- (11) 国内の普通預金口座に係る振込手数料は、課税取引に該当する。
- (12) 介護保険法に基づく居宅サービスは、非課税取引に該当する。
- (13) (14) 保証金、権利金、敷金等のうち、返還義務のないものは資産の譲渡等の対価に該当し、
返還義務のあるものは資産の譲渡等の対価に該当しない。
- (17) 金銭債権は、消費税法上有価証券等に該当するため、その譲渡は非課税取引となる。

- (18) 外国為替業務に係る役務の提供であり、非課税取引に該当する。
- (20) 事業者が自己の広告宣伝又は試験研究等のために商品、原材料等の資産を消費し、又は使用した場合の当該消費又は使用は、資産の譲渡に該当しない。(基通5-2-12)
- (21) 名目が会費等とされている場合であっても、それが実質的に出版物の購読料、映画・演劇等の入場料、職員研修の受講料又は施設の利用料等と認められるときは、その会費等は、資産の譲渡等の対価に該当する。(基通5-5-3(注)2)
- (22) 金銭債権は、消費税法上有価証券等に該当し、その譲渡は非課税取引となる。この場合、譲渡の相手側が居住者であるか非居住者であるかは問わない。
- また、この譲渡について法31①(非課税資産の輸出)の規定の適用はない。
- (24) 借地権に係る更新料(更改料を含む。)又は名義書換料は、土地の上に存する権利の設定若しくは譲渡又は土地の貸付けの対価に該当し、非課税取引となる。(基通6-1-3)
- (25) 保険代理店が収受する役務の提供に係る代理店手数料又は保険会社からの委託を受けて行う損害調査又は鑑定等の役務の提供に係る手数料は、課税取引に該当する。(基通6-3-2)
- (26) 資産の譲渡等の範囲に規定する補償金は対価補償金をいうのであり、収益補償金、移転補償金、経費補償金などは、対価補償金には該当しない。(基通5-2-10)
- (27) 行政手数料であり、非課税取引に該当する。
- (28) 信用の保証としての役務の提供は、非課税取引に該当する。
- (29) 実質が利息であるため、非課税取引に該当する。(基通6-3-1)
- (31) 手形は、消費税法上支払手段に該当するため、その譲渡は非課税取引となる。
- (34) 法人が自己株式を取得する場合(証券市場での買入れによる取得を除く。)における株主から当該法人への株式の引渡し及び法人が自己株式を処分する場合における他の者への株式の引渡しは、いずれも資産の譲渡等に該当しない。(基通5-2-9)
- (35) 利子を対価とする貸付金等の貸付けに該当する。(基通6-3-1)
- (36) (37) 事業として対価を得て行われる資産の譲渡は、その原因を問わないのであるから、例えば他の者の債務保証を履行するために行う資産の譲渡及び強制換価手続により換価された場合の資産の譲渡も事業として対価を得て行われる資産の譲渡に該当する。(基通5-2-2)
- (39) 還付加算金は、不課税取引となる。

問題10 総合問題・その1

I 納税義務の有無の判定と課税標準額に対する消費税額等の計算

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
基準期間における 課税売上高	293,346,524円	〔納税義務の有無の判定〕 商品売上高 免税 車両売却額 (1) $(318,235,200円 - 26,063,100円 + 450,000円)$ 免税 $\times \frac{100}{108} + 26,063,100円 = 297,009,488円$ 売上値引 売上値引 免税 (2) $3,869,600円 - (3,869,600円 - 1,080,000円)$ $\times \frac{6.3}{108} \times \frac{80}{63} = 3,662,964円$ (3) $(1) - (2) = 293,346,524円 > 10,000,000円$ ∴ 納税義務あり
課 税 標 準 額	307,337,000円	〔課税標準額の計算〕 国内店舗売上 ファミリーセール売上 土地賃貸料 276,490,900円 + 39,415,100円 + 408,200円 車両買換 ※役員 + (787,000円 + 213,000円) + 600,000円 店舗（建物） みなし譲渡 + 45,800,000円 $\times \frac{3}{3+7} + 270,000円$ = 331,924,200円 $331,924,200円 \times \frac{100}{108} = 307,337,222円$ → 307,337,000円（千円未満切捨） 時価 ※ $600,000円 \times 50\% = 300,000円 > 250,000円$ ∴ 低額譲渡 600,000円
課税標準額に対する 消費税額	19,362,231円	〔課税標準額に対する消費税額の計算〕 $307,337,000円 \times 6.3\% = 19,362,231円$
控除過大調整税額	16,152円	〔貸倒回収に係る消費税額の計算〕 取立益 $424,000円 \times \frac{4}{105} = 16,152円$

Ⅱ 仕入に係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課 税 売 上 割 合	$\frac{422,049,199\text{円}}{460,953,299\text{円}}$	〔課税売上割合の計算〕 (1) 課税売上高 課税切捨前 輸出売上 貨物保管料 ① $307,337,222\text{円} + 118,245,400\text{円} + 259,200\text{円}$ $= 425,841,822\text{円}$ 国内店舗売返 免税売返 売返・消 ② $(2,254,200\text{円} + 1,705,400\text{円}) - 131,495\text{円}$ $\times \frac{80}{63} = 3,792,623\text{円}$ ③ ① - ② = $422,049,199\text{円} \leq 500,000,000\text{円}$ (2) 非課税売上高 預金利息 社宅使用料 対価補償金 $62,100\text{円} + 2,457,000\text{円} + 4,200,000\text{円}$ 店舗（敷地） $+ 45,800,000\text{円} \times \frac{7}{3+7}$ 株式売却 $+ 2,500,000\text{円} \times 5\% = 38,904,100\text{円}$ (3) 課税売上割合 $\frac{(1)}{(1) + (2)} = \frac{422,049,199\text{円}}{460,953,299\text{円}}$ $= 0.9156\cdots < 95\%$ ∴ 仕入税額は按分計算が必要
仕入に係る消費 税額	17,445,881円	〔仕入に係る消費税額の計算〕 (1) 区分経理及び税額 ① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの イ 課税仕入れ 商品仕入高 倉庫家賃 ファミリーセール会場 $235,553,600\text{円} + 480,000\text{円} + 254,000\text{円}$ 店舗管理費 国内運賃 国内広告 $+ 767,300\text{円} + 2,917,300\text{円} + 898,500\text{円}$ 人材派遣料 商品運搬車両 $+ 2,160,000\text{円} + 2,373,000\text{円}$ $= 245,403,700\text{円}$ $245,403,700\text{円} \times \frac{6.3}{108} = 14,315,215\text{円}$ ロ 課税貨物 輸入消費税 $2,142,000\text{円}$

		ハ 仕入返還等 仕入値引 仕入割引 2,049,000円 + 156,000円 = 2,205,000円 $2,205,000円 \times \frac{6.3}{108} = 128,625円$ ニ 引取還付 還付消費税 18,900円 ② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの 社宅管理費 社宅仲介料 株式売手 513,800円 + 325,000円 + 2,500円 = 841,300円 $841,300円 \times \frac{6.3}{108} = 49,075円$ ③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの 通勤手当 健康診断 国内旅行 4,267,800円 + 280,800円 + (931,200円 違約金 旅費交通費 海外旅費 −126,000円) + (4,312,600円 − 1,512,000円 海外日当 交際費 渡切交際費 −150,000円) + (3,124,000円 − 100,000円 入湯税 ゴルフ税 商品券 香典 −11,100円 − 9,600円 − 200,000円 − 50,000円) 通信費 国際電話 本社家賃 + (1,546,800円 − 305,100円) + 2,400,000円 本社管理費 SEO対策費 御神酒 + 1,357,900円 + 1,450,900円 + 15,000円 支払報酬 その他販管費 固資売手 + 918,000円 + 2,379,000円 + 752,800円 = 21,273,000円 $21,273,000円 \times \frac{6.3}{108} = 1,240,925円$ ④ 合 計 イ 課税仕入れ 245,403,700円 + 841,300円 + 21,273,000円 = 267,518,000円 $267,518,000円 \times \frac{6.3}{108} = 15,605,216円$ ロ 課税貨物 2,142,000円 ハ 仕入返還等 128,625円 ニ 引取還付 18,900円
--	--	---

		(2) 個別対応方式 $(14,315,215円 + 2,142,000円 - 128,625円 - 18,900円) + 1,240,925円 \times \frac{422,049,199円}{460,953,299円}$ $= 17,445,881円$ (3) 一括比例配分方式 $(15,605,216円 + 2,142,000円) \times \frac{422,049,199円}{460,953,299円}$ $- 128,625円 \times \frac{422,049,199円}{460,953,299円} - 18,900円$ $\times \frac{422,049,199円}{460,953,299円} = 16,114,291円$ (4) 有利判定 $(2) > (3) \quad \therefore 17,445,881円$
売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額	131,495円	〔売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算〕 国内店舗売返 $2,254,200円 \times \frac{6.3}{108} = 131,495円$
貸倒れに係る消費税額	36,540円	〔貸倒れに係る消費税額の計算〕 国内売掛金 $626,400円 \times \frac{6.3}{108} = 36,540円$

Ⅲ 差引税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
差 引 税 額	1,764,400円	〔差引税額の計算〕 課標・消 控除過大 控・仕 $19,362,231円 + 16,152円 - (17,445,881円$ 売返 貸倒 $+ 131,495円 + 36,540円) = 1,764,467円$ → 1,764,400円 (百円未満切捨)

Ⅳ 納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
納 付 税 額	465,600円	〔納付税額の計算〕 差引 中間 $1,764,400円 - 1,298,800円 = 465,600円$

解答への道

1 本問のポイント

本問は、計算パターン、取引分類及び区分経理の基本的な考え方の確認を中心とした問題となっている。間違えたところを確実に押さえてほしい。

特に確認してほしいポイントは、次のとおりである。

- (1) 課税標準額（土地の賃貸料、損害賠償金、低額譲渡、一括譲渡）などの取扱い
- (2) 非課税取引（社宅の貸付け、一括譲渡、有価証券の譲渡）の取扱い
- (3) 仕入税額控除の区分経理
- (4) 仕入返還等及び引取還付を含めた個別対応方式及び一括比例配分方式の計算パターン

2 納税義務の有無の判定

判定は「基準期間における課税売上高」で行う。以下の計算パターンをもう一度確認すること。

<基準期間における課税売上高>

- (1) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額

$$\text{国内課税売上高（税込）} \times \frac{100}{108} + \text{免税売上高}$$

- (2) 売上に係る税抜対価の返還等の金額の合計額

$$\begin{array}{rcccl} \text{課税売上} & - & \text{国内課税売上} & \times & \frac{6.3}{108} & \times & \frac{80}{63} \\ \text{返還等(税込)} & & \text{返還等(税込)} & & & & \\ \hline & & \text{㊦円未満切捨} & & & & \text{㊧円未満切捨} \end{array}$$

- (3) 基準期間における課税売上高

$$(1) - (2)$$

この「基準期間における課税売上高」を計算する際の注意点は、次のとおりである。

- (1) 輸出免税売上高も考慮する。
- (2) 売上に係る対価の返還等は、税込対価の返還等の金額から消費税相当額を控除する形で税抜処理をする。

3 課税標準額

- (1) 土地の貸付け（法6、別表第一・一、令8、基通6-1-4）（資料3(24)③参照）

土地の貸付けは非課税取引に規定されているが、契約による貸付期間が1月未満の場合については課税取引となる。

- (2) 車両の買換え（資料3(26)②参照）

過去の本試験において取引の仕訳を資料として与える出題もあったため、仕訳から読み取れるようにしてほしい。本問においては、以下の2つの仕訳に分けて考えるとよい。

- ① 車両の取得

（借方）車両運搬具 2,373,000円 （貸方）現 金 2,373,000円

- ② 車両の売却

（借方）現 金 1,000,000円 （貸方）車両運搬具 787,000円
（貸方）固定資産売却益 213,000円

- (3) 低額譲渡（法28①、基通10-1-2）（資料3(26)③参照）

自社の役員に対し資産を著しく低い価額により譲渡（低額譲渡）した場合には、時価が対価の額となる。

	判 定	判定結果
棚卸資産	時価×50% > 譲渡金額	低額譲渡に該当
以外の資産	時価×50% ≤ 譲渡金額	低額譲渡に該当しない
棚卸資産	仕入価額(※)又は時価×50% > 譲渡金額	低額譲渡に該当
	仕入価額(※)及び時価×50% ≤ 譲渡金額	低額譲渡に該当しない

※ 製品の場合には、製造原価のうち課税仕入れからなる金額（No.1第3回で詳細学習）

- (4) 商標権の貸付けの内外判定（令6①五）（資料3(24)①参照）

商標権の貸付けの場合の内外判定は、原則「登録地」で判定をする。本問の場合には「国外で登録」されている商標権に係るものであるため、国外取引となる。

- (5) 損害賠償金（基通5-2-5）（資料3(24)⑥参照）

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受け取る損害賠償金
対価性のあるもの	① 損害を受けた棚卸資産等が加害者に引き渡される場合で、その棚卸資産等がそのまま又は軽微な修理を加えることにより使用できるときにその加害者から収受する損害賠償金 ② 無体財産権の侵害を受けたことにより収受する損害賠償金 ③ 不動産等の明渡し遅滞により収受する損害賠償金

本問においては、上記の「課税の対象とならないもの」に該当する。

(6) 一括譲渡（令45③）（資料3 (27) 参照）

店舗及びその敷地の譲渡については、譲渡対価の額が建物の譲渡対価の額と土地の譲渡対価の額に合理的に区分されていないため、時価の比をもって課税売上高と非課税売上高を算定する。

(7) みなし譲渡（法28③二）（資料4 参照）

法人が資産をその社の役員に対して贈与した場合には、みなし譲渡に該当する。

また、棚卸資産以外の資産に係るみなし譲渡については、時価が対価の額となる。

区 分	判 定	棚卸資産以外	棚 卸 資 産
低 額 譲 渡	該 当 す る	時 価	
	該 当 し な い	受 領 し た 金 額	
み な し 譲 渡	該 当 す る	時 価	時価×50% 仕入価額※ } 大

※ 製品の場合には、製造原価のうち課税仕入れからなる金額

4 課税売上割合

(1) 免税売上高

① 指定保税地域内における内国貨物の保管（令17②四）（資料3 (24) ④参照）

指定保税地域等において行われる内国貨物に係る役務の提供は、輸出取引等に該当する。

② 輸出免税売上高に係る返還等（資料3 (2) ②参照）

輸出免税売上高に係る対価の返還等（1,705,400円）については、消費税が含まれていないため「売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の控除」の処理はないが、課税売上割合の計算上、課税資産の譲渡等の対価の額の合計額からマイナスすることを忘れないようにすること。

(2) 非課税売上高

対価補償金等（基通5-2-10）（資料3 (26) ①参照）

課税の対象となる補償金とは、いわゆる対価補償金のみを指すのであるから、収益補償金、移転補償金、経費補償金等は資産の譲渡等の対価に含まれない。

《補償金の具体例》

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	収益補償金、経費補償金、移転補償金等
対 価 性 の あ る も の	対価補償金

- イ 対価補償金→資産（建物など）の譲渡対価として交付されるもの
- ロ 収益補償金→減少する収益等を補填するために交付されるもの
- ハ 移転補償金→移転に要する費用を補填するために交付されるもの
- ニ 経費補償金→休廃業等により生ずる事業上の費用又は収用等の目的となった資産以外の資産の損失の補填に充てるために交付されるもの

したがって、本間における対価補償金は、土地の譲渡対価に該当するため非課税売上げとなる。

(3) 売上げに係る対価の返還等の金額の取扱い

課税売上割合の課税売上返還等（税抜）を計算する際には、下記算式の _____ 部分は、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の計算過程欄から転記することが可能である。

〔課税売上割合における課税売上高の計算〕

$$\text{①} \quad \begin{array}{ccc} \text{課税切捨前} & \text{輸出売上} & \text{貨物保管料} \\ 307,337,222\text{円} + 118,245,400\text{円} + 259,200\text{円} = 425,841,822\text{円} \end{array}$$

$$\text{②} \quad \begin{array}{cc} \text{国内店舗売返} & \text{免税売返} \\ (2,254,200\text{円} + 1,705,400\text{円} - \underline{131,495\text{円}}) \times \frac{80}{63} = 3,792,623\text{円} \end{array}$$

$$\text{③} \quad \text{①} - \text{②} = 422,049,199\text{円}$$

〔売上げの返還等対価に係る税額の計算〕

国内店舗返還

$$2,254,200\text{円} \times \frac{6.3}{108} = \underline{131,495\text{円}}$$

↑
転記可

5 区分経理

(1) 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

① 課税仕入れの相手方の範囲（基通11-1-3）（資料3(3)①参照）

課税仕入れの相手方には、課税事業者、免税事業者の他、消費者も含まれる。

よって、本間における、商品仕入高のうち免税事業者に対して支払ったものについても課税仕入れに該当することとなる。

② 指定保税地域内における倉庫の賃貸借（資料3(11)②参照）

保税地域内における資産の賃貸借の免税取引は、「貨物」に限られる。

保税地域内において倉庫を賃貸借したとしても免税取引には該当せず、6.3%課税取引として取扱うこととなる。したがって、甲社においては、課税仕入れに該当し、商品の保管に係るものであるため、A対応に区分する。

③ 国内の人材派遣会社に対して支出した人材派遣料（基通5-5-11）（資料3(16)①参照）

労働者の派遣に伴い収受する派遣料等の金銭は、資産の譲渡等の対価に該当する。したがって、本間においては、課税仕入れとなり、なお、店舗スタッフを補充するものであるため、A対応に区分する。

(2) その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの

① 社宅の貸付けに係る課税仕入れ（資料 3 (12) ③、(16) ②参照）

本間においては、従業員に対する社宅の貸付け（非課税売上げ）を行っているため、社宅に係る管理費及び賃貸借契約の仲介手数料は、非課税売上げに係る課税仕入れとして B 対応に区分する。

② 株式の売却手数料（資料 3 (29) 参照）

株式の売却（非課税売上げ）に係るものであるため、B 対応に区分する。

(3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等によりのみ要するもの

① 旅館を変更したことに伴う違約金及び取消手数料（基通5-5-2）（資料 3 (7) ②参照）

宿泊先の変更に伴い支払った違約金は資産の譲渡等の対価に該当しないため、不課税取引に該当する。

ただし、解約手数料、取消手数料等を対価とする役務の提供のように、資産の譲渡等に係る契約等の解約又は取消し等の請求に応じ対価を得て行われる役務の提供は、資産の譲渡等に該当する。

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	予約の取消し、変更等に伴うキャンセル料、解約損害金 （例）土地売買契約の破棄に伴い収受する違約金 宿泊旅館の予約変更に伴い収受する違約金
対 価 性 の あ る も の	上記の請求等に応ずる事務手数料（解約手数料、取消手数料、払戻手数料等）

② 出張旅費、宿泊費、日当（基通11-2-1）（資料 3 (8) 参照）

使用人等が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は退職者等がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、事業者がその使用人等又はその退職者等に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行について通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価に該当するものとして取り扱う。

出張旅費、宿泊費	課税仕入れに該当する	国内出張
日当等	課税仕入れに該当しない	海外出張

③ 寄附金（資料 3 (15) 参照）

イ 車椅子は身体障害者用物品であるから、その購入は課税仕入れに該当しない。

ロ 奉納金は現金による寄附であり、課税仕入れに該当しない。

ハ 御神酒の購入は課税仕入れに該当する。

6 控除対象仕入税額の計算パターン

基本的な計算パターンを押さえておくこと。

個別対応方式	$\frac{\text{A対応の課税仕入れ等の税額}}{\text{A対応の仕入返還等の税額}} - \frac{\text{A対応の引取還付税額}}{\text{C対応の課税仕入れ等の税額}} + \frac{\text{C対応の課税仕入れ等の税額}}{\text{課税売上割}}$
--------	---

一括比例配分方式	$\frac{\text{課税仕入れ等の税額の合計額}}{\text{課税売上割合}} \times \frac{\text{課税売上割合} - \text{仕入返還等の税額}}{\text{課税売上割合}} \times \frac{\text{課税売上割合} - \text{引取還付税額}}{\text{課税売上割合}}$
----------	--

理論テキスト

<今回の学習内容>

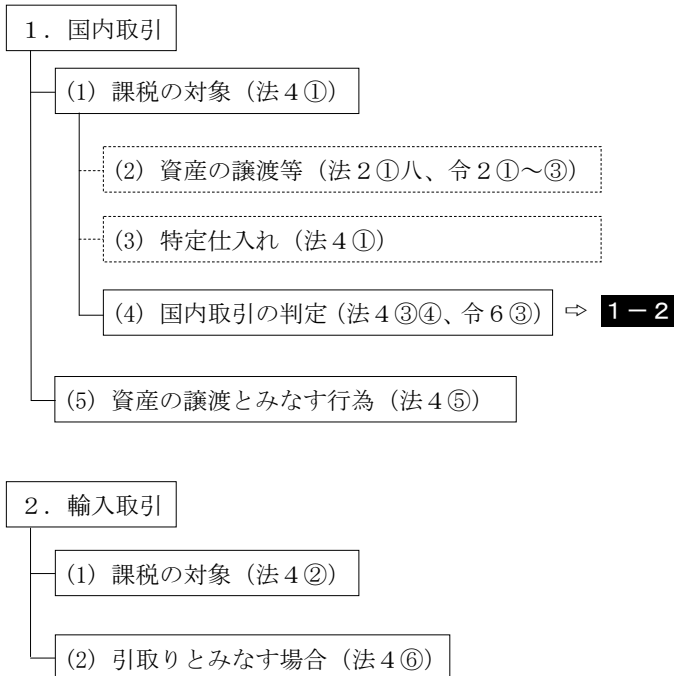
第1回講義 使用ページ

テーマ1-1~1-3、5-4

1-1

課税の対象

1 理論構成



2 理論解説

1. 国内取引

(1) 課税の対象 (法4①)

国内において^{※1}事業者が行った^{※2}資産の譲渡等 (^{※3}特定資産の譲渡等を除く。)及び^{※4}特定仕入れには、^{※5}消費税を課する。

※1 「事業者が行った」

国内取引については、事業者が行った取引が課税の対象となる。

事業者とは、個人事業者（事業を行う個人）及び法人をいう。（法2①三、四）

※2 「資産の譲渡等」（→(2) 資産の譲渡等）

※3 「特定資産の譲渡等」（→5-4 特定資産の譲渡等）

※4 「特定仕入れ」（→(3) 特定仕入れ）

※5 「消費税を課する」

「消費税を課する」とは、消費税法が適用される、という意味である。

(2) 資産の譲渡等（法2①八、令2①～③）

① 定 義

※¹事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び※²貸付け並びに役務の提供をいう。

※1 「事業として」

法人の場合は、その行う行為のすべてが「事業として」に該当するが、個人事業者の場合には事業者の立場で行った行為のみが「事業として」に該当する。

（注）個人事業者が生活の用に供している資産の譲渡は、「事業として」に該当しない。

※2 「資産の貸付け」に含まれるもの（法2②）

資産に係る権利の設定（注）その他他の者に資産を使用させる一切の行為（電気通信利用役務の提供を除く。）が含まれる。

（注）資産に係る権利の設定

アパートを貸付ける際の礼金や、ビルや事務所を貸付ける際の権利金の受取り等といい、地上権、地役権、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の使用権等、又は、著作物に係る出版権の設定も含まれる。（基通5-4-2）

 条文構成をチェック！

事業として/ 対価を得て行われる

資産の $\left\{ \begin{array}{l} \text{譲渡} \\ \text{及び} \\ \text{貸付け} \end{array} \right\}$ 並びに/ 役務の提供をいう。

② 範 囲

イ 資産の譲渡等に類する行為

(イ) 代物弁済による資産の譲渡

(ロ) 負担付き贈与による資産の譲渡

(ハ) 金銭以外の資産の出資

(ニ) ^{※1}特定受益証券発行信託又は一定の^{※2}法人課税信託の委託者が金銭以外の^{※3}資産の信託をした場合の資産の移転等

(ホ) ^{※4}貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（^{※5}包括承継を除く。）

(ハ) ^{※6}不特定多数の者の受信目的である無線通信の送信^{※7}で、法律による契約に基づき受信料を徴収して行われる^(=無線通信の送信)もの

ロ 土地収用法等

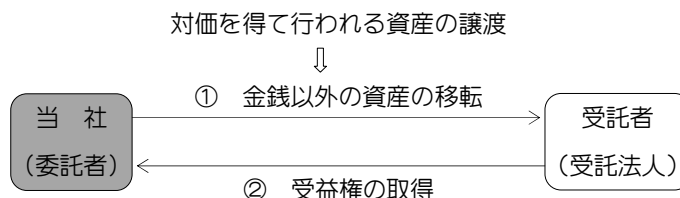
土地収用法等の規定に基づいてその所有権等を収用され、その権利取得者から^{※7}補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

ハ 付随行為

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

※1 一定の信託を設定した場合における資産の移転等（→資産の譲渡）

受益者等課税信託（→1-14 信託財産に係る資産の譲渡等の帰属）においては、信託行為及び信託の終了に伴う資産（所有権）の移転は、資産の譲渡等に該当しないが、特定受益証券発行信託及び法人課税信託の設定に伴う資産の移転等については、資産の譲渡等に類する行為として、課税の対象となる。（基通4-2-1）。



※2 一定の法人課税信託

「受益者等が存しない信託」については、法人課税信託に含まれているが、消費税の課税の対象となる信託から除かれている。

※3 資産の移転等

信託の設定をした時においては受益者等課税信託であったものが法人課税信託に該当することとなった場合に、その時点において金銭以外の資産の出資があったものとみなされるものも、資産の譲渡等に類する行為として、課税の対象に含まれる。

 条文構成をチェック！

特定受益証券発行信託
 又は
 一定の法人課税信託

} の委託者が/
 金銭以外の資産の信託をした場合の/
 資産の移転等

 参考 特定受益証券発行信託及び一定の法人課税信託

《特定受益証券発行信託》（法法2二十九ハ）

特定受益証券発行信託とは、受益証券発行信託のうち、利益留保割合が2.5%以下であることその他一定の要件を満たすものをいう。

特定受益証券発行信託の委託者が信託資産を移転した場合における、その発行される受益権（受益証券）は、有価証券に含まれ、その細分化された受益権（受益証券）の流通が可能となる。したがって、信託の設定に伴う資産の移転を委託者による資産の売却と考え、これを資産の譲渡等を含めて取り扱う。

《法人課税信託》（法法2二十九の二）

法人課税信託とは、受益証券発行信託（特定受益証券発行信託に該当する信託を除く。）等一定の信託をいう。

（→1-15 法人課税信託の受託者に関する消費税法の適用）

法人課税信託の委託者が信託資産を移転した場合には、その資産の移転は受託者（受託法人）に対する出資があったものとみなすこととなる。また、受益権は株式又は出資とみなされ、その受益者は株主等に含まれる。

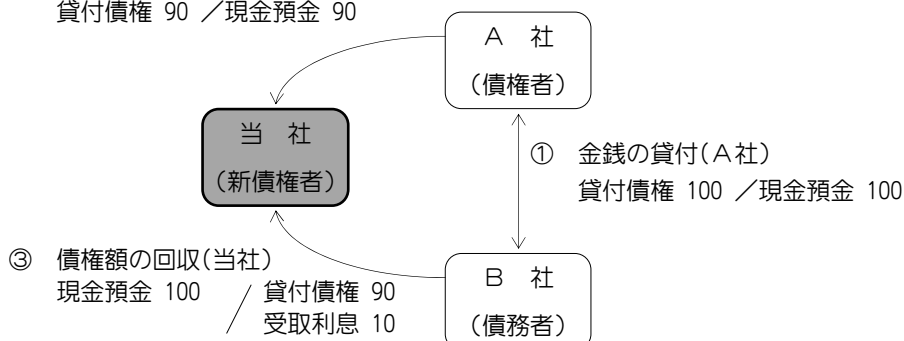
したがって、現物出資があった場合と同様に、これを資産の譲渡等を含めて取り扱う。（ただし、受益者等が存しない信託を除く。）

※4 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（→資産の貸付け）

第三者が、当初の債権者から貸付金その他の金銭債権を譲り受ける行為は、利子を対価とする金銭の貸付けに該当する。

【具体例】当社は、A社がB社に対して有していた貸付債権（債権金額100）を90で購入し、B社から100の弁済を受けた。

- ② A社の貸付債権の譲受(当社)⇔対価を得て行われる資産の貸付け
貸付債権 90 / 現金預金 90



当社はB社に対して資産の譲渡等を行っていないが、当社はA社から債権を譲受けることにより、B社に対して貸付債権を有することとなる。この場合に、A社がB社に対して有していた貸付債権と実態は変わらないため、資産の譲渡等に含めている。

※5 「包括承継を除く」

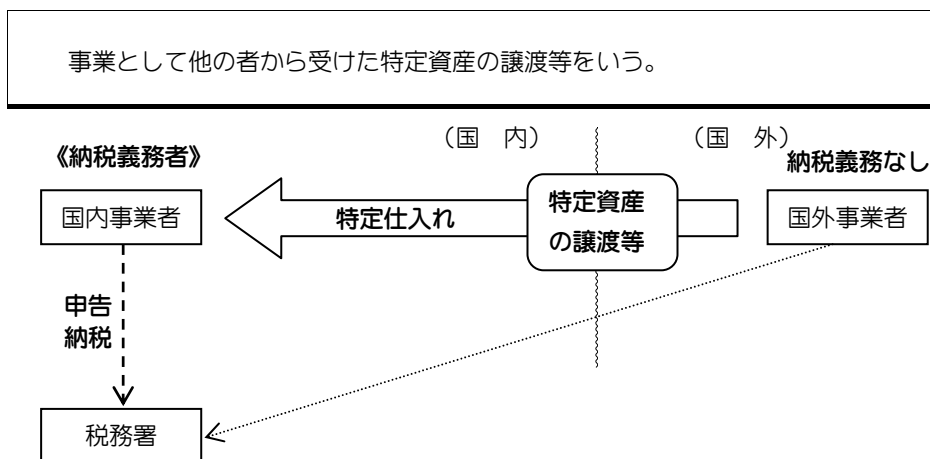
相続や合併による包括承継（一切の権利義務を一括して承継すること）は、当然に債権者としての地位を承継することとなるので、資産の譲渡等に含まれない。

※6 不特定多数の者への送信に係る受信料の徴収（→役務の提供）

NHKによる映像などの提供に係る受信料を対価の範囲に含めるというものである。

※7 資産の譲渡等の範囲に含まれる補償金とは、対価補償金のことであり、収益補償金、経費補償金等は含まれない。（基通5-2-10）

(3) 特定仕入れ（法4①）



(4) 国内取引の判定（法4③④、令6③）

① 資産の譲渡等

次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

イ 資産の譲渡又は貸付け

譲渡又は貸付けが行われる時にその資産が所在していた場所（船舶、特許権等で所在していた場所が明らかでないものは、一定の場所）

ロ 役務の提供（ハを除く。）

役務の提供が行われた場所（国際運輸、国際通信等で役務の提供が行われた場所が明らかでないものは、一定の場所）

ハ 電気通信利用役務の提供

電気通信利用役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地

ただし、その所在地がないときは、国外で行われたものとする。

二 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

② 特定仕入れ

特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、①ロ又はハの場所が国内にあるかどうかにより行う。

※1 国内取引の判定

譲渡又は貸付けが行われる時（＝時点）における資産の所在場所で判定する。

※2 「一定の場所」（→1－2 国内取引の判定）

※3 「電気通信利用役務の提供」（→5－4 電気通信利用役務の提供）

(5) 資産の譲渡とみなす行為（法4⑤）

次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

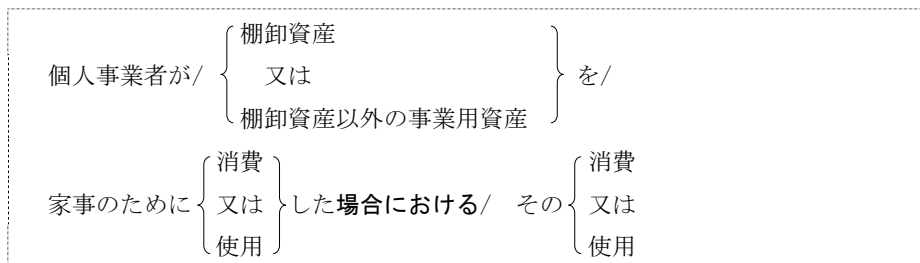
- ① 個人事業者が^{※1}棚卸資産又は棚卸資産以外の事業用資産を家事のために消費又は使用した場合におけるその消費又は使用
- ② 法人が資産をその役員に対して贈与した場合におけるその贈与

解説 「みなす」とは？

「みなす」とは、「本来違う性質のもの」を法律上「同じ性質のもの」として取り扱うことをいい、その際一切の反証を認めないものをいう。

※1 個人事業者の家事消費

条文構成をチェック！



2. 輸入取引

(1) 課税の対象（法4②）

※¹ 保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税※²を課する。

※1 保税地域

資産を輸入する際には、国内に陸揚げした後、各種の検査を通過しなければならない。したがって、陸揚げしてすぐ課税すると、検査を通過しなかったもの等について税金を戻す等の手間がかかってしまう。そこで、課税を一時保留して、資産を保管する場所を設けており、これを「保税地域」という。

《保税地域の種類》

{	① 指定保税地域
	② 保税蔵置場
	③ 保税工場
	④ 保税展示場
	⑤ 総合保税地域

※2 輸入取引の課税の対象には、国内取引のような「要件」はない。したがって、消費者が輸入する場合や、無償で輸入する場合であっても、課税の対象となる。

(2) 引取りとみなす場合（法4⑥）

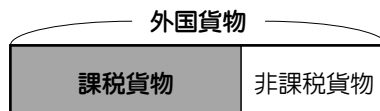
保税地域において※¹外国貨物が消費又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時にその※¹外国貨物を保税地域から引き取るものとみなす。

ただし、その※¹外国貨物が※¹課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合※²等は、この限りでない。

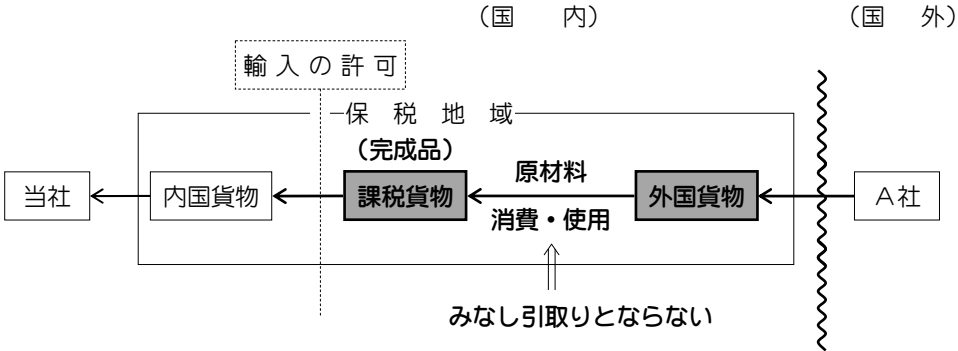
※1 外国貨物と課税貨物（→5-4 定義）

課税貨物とは、保税地域から引き取られる外国貨物のうち、輸入取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

【図 解】



保税地域において外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合には、その課税貨物（完成品）を保税地域から引き取る際に消費税が課税されるため、二重課税を排除するために引取りとみなさないこととしている。



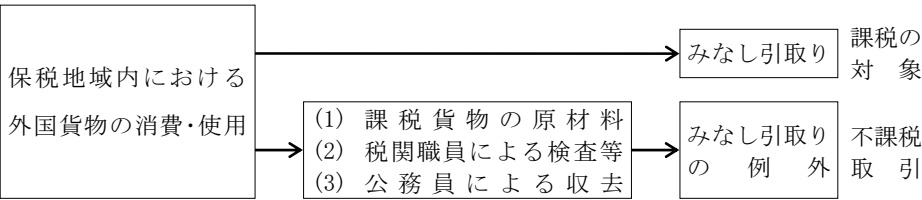
※2 消費又は使用された場合等

外国貨物の検査等のための消費又は使用は、政策的な配慮から引取りとみなさないこととしている。(令7)

 研究 みなし引取りとならない場合

- (1) その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合
- (2) 関税法の規定により税関職員が採取した外国貨物の見本を、その検査のために消費又は使用する場合
- (3) 食品衛生法等の法律の規定により権限のある公務員が収去した外国貨物を、その権限に基づいて消費又は使用する場合

【図 解】



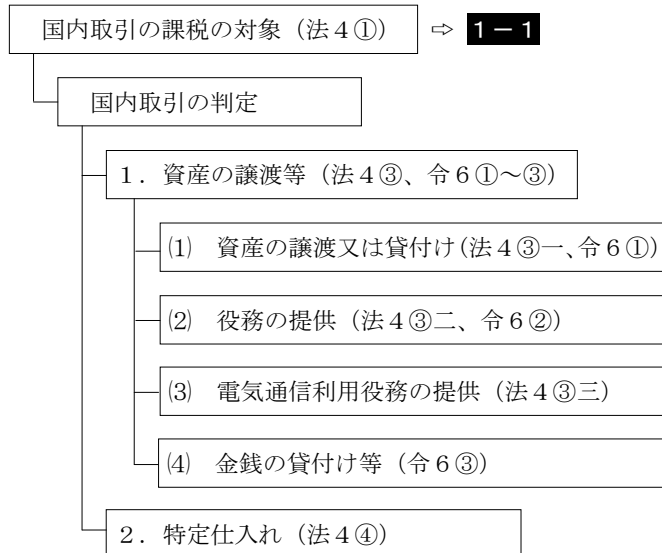
 条文構成をチェック！

ただし、/ その外国貨物が/
課税貨物の { 原料 } として { 消費 }
 { 又は } { 又は } された場合等は、/
 { 材料 } { 使用 }
この限りでない。

1-2

国内取引の判定

1 理論構成



2 理論解説

1. 資産の譲渡等（法4③、令6①～③）

(1) 資産の譲渡又は貸付け（法4③一、令6①）

国内取引の判定は、譲渡又は貸付けが行われる時にその資産が所在していた場所（次の資産は、それぞれの場所）が国内にあるかどうかにより行う。

① 船舶及び航空機

イ 登録のあるもの

登録機関の所在地（注1）

（注1）船舶について、2以上の国で登録している場合にはいずれかの機関の

所在地とし、^{※1} その他一定の場合にはその譲渡又は貸付けを行う者の^{※2} 住所地

ロ 登録のないもの

譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る^{※2} 事務所等の所在地

② 鉱業権、租鉱権又は採石権等

鉱区、租鉱区又は採石場の所在地

③ 特許権、実用新案権又は商標権等（これらの権利の利用権を含む。）

登録機関の所在地（注2）

（注2）2以上の国で登録している場合には、権利の譲渡又は貸付けを行う者の^{※2} 住所地

- ④ 公共施設等運営権
公共施設等の所在地
 - ⑤ 著作権等^{※3}
著作権等の譲渡又は貸付けを行う者の住所地
 - ⑥ 営業権、漁業権又は入漁権等
これらの権利に係る事業を行う者の住所地
 - ⑦ 次の資産
 - イ 有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く。） 有価証券が所在していた場所
 - ロ 登録国債 登録機関の所在地
 - ハ 出資者持分^{※4} 持分に係る法人の本店又は主たる事務所の所在地
 - ニ 金銭債権 金銭債権に係る債権者の譲渡に係る事務所等の所在地
 - ホ ゴルフ場利用株式等 ゴルフ場等の所在地
 - ⑧ ①～⑦以外で所在していた場所が明らかでないもの
資産の譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地
- (2) 役務の提供（(3)を除く。）（法4③二、令6②）
- 国内取引の判定は、役務の提供が行われた場所（次の役務の提供は、それぞれの場所）が国内にあるかどうかにより行う。
- ① 国内及び国外にわたって行われる旅客、貨物の輸送
出発地、発送地又は到着地
 - ② 国内及び国外にわたって行われる通信
発信地又は受信地
 - ③ 国内及び国外にわたって行われる郵便、信書便
差出地又は配達地
 - ④ 保 険
保険事業を営む者の保険契約に係る事務所等の所在地
 - ⑤ 専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案等に係る役^{※5}務の提供^(=役務の提供)で生産設備等の建設又は製造に関するもの
生産設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所
 - ⑥ ①～⑤以外で役務の提供が行われた場所が明らかでないもの
役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

(3) ^{※6}電気通信利用役務の提供（法4③三）

国内取引の判定は、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地が国内にあるかどうかにより行う。

ただし、その所在地がないときは、国外で行われたものとする。

(4) ^{※7}金銭の貸付け等（令6③）

国内取引の判定は、貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより行う。

※1 登録船舶についての内外判定

区 分		譲 渡	貸 付 け
居 住 者	日本船舶	登録地※	登録地※
	日本船舶以外	登録地※	住所地（国内取引）
非居住者	日本船舶	住所地（国外取引）	住所地（国外取引）
	日本船舶以外	登録地※	登録地※

※ 登録地が2以上ある場合には、いずれかの登録地

※2 住所地と事務所等の所在地

{ 住所地…住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 事務所等の所在地…事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

※3 著作権等

著作権（出版権及び著作権隣接権その他これに準ずる権利を含む。）又は特別の技術による生産方式(注)及びこれに準ずるものをいう。

(注) 特別の技術による生産方式とは（基通5-7-7）

特許に至らない技術、附帯情報等をいい、いわゆるノウハウが該当する。

※4 出資者持分

合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員の持分その他法人の出資者の持分をいう。

※5 専門的な科学技術に関する知識を必要とする役務の提供で一定のもの



条文構成をチェック！

専門的な科学技術に関する知識を必要とする／

調査、企画、立案等

に係る役務の提供

で

生産設備等の

建設

又は

製造

に関するもの

※6 研究 電気通信利用役務の提供に係る内外判定（基通5-7-15の2）

電気通信利用役務の提供が国内において行われたかどうかの判定は、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて1年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下5-7-15の2において「住所等」という。）が国内にあるかどうかにより判定するのであるから、事業者が行う次のような電気通信利用役務の提供であっても、国内取引に該当する。

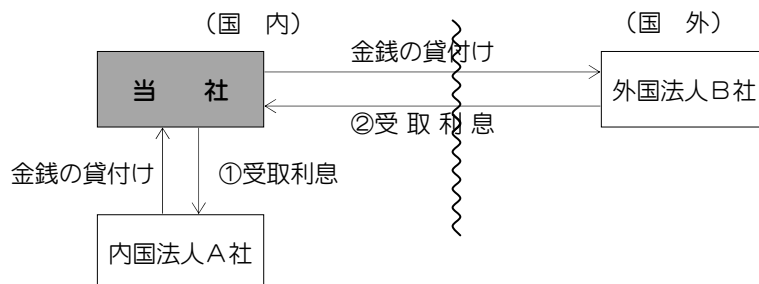
なお、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるかどうかについては、電気通信利用役務の提供を行う事業者が、客観的かつ合理的な基準に基づいて判定している場合にはこれを認める。

- (1) 国内に住所を有する者に対して、その者が国外に滞在している間に行うもの
- (2) 内国法人の国外に有する事務所に対して行うもの

※7 金銭の貸付け等

金銭の貸付け等とは、利子を対価とする金銭の貸付け又は預貯金の預入れ、償還差益を対価とする国債等の取得、金銭債権の譲受けその他の承継等の一定の行為をいう。

【具体例】



①、②いずれの受取利息も、貸付け等に係る事務所等の所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

2. 特定仕入れ（法4④）

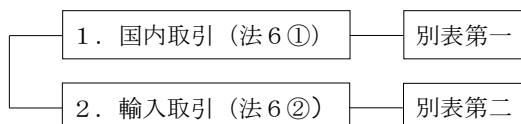
国内取引の判定は、特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、1(2)又は(3)の場所が国内にあるかどうかにより行う。

1-3

非 課 税

1 理論構成

国内取引の非課税は「国内において行われる『資産の譲渡等』」、すなわち、課税の対象となる取引のうち、税の性格から課税することになじまないものや、社会政策的配慮に基づく一定の取引（資産の譲渡、貸付け又は役務の提供）について規定している。



	国内取引（別表第一）	輸入取引（別表第二）
税の性格から課税することになじまないもの	1 土地等の譲渡、貸付け 2 有価証券等の譲渡 3 利子に対価とする金銭の貸付け等 4 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡 5 物品切手等の譲渡 6 行政手数料等 7 外国為替業務に係る役務の提供	1 有価証券等 2 郵便切手類 3 印紙 4 証紙 5 物品切手等
社会政策的な配慮に基づくもの	8 社会保険医療等 9 社会福祉事業等 10 助産に係る資産の譲渡等 11 埋葬料、火葬料に対価とする役務の提供 12 身体障害者用物品の譲渡等 13 学校等の教育に関する役務の提供 14 教科用図書の譲渡 15 住宅の貸付け	6 身体障害者用物品 7 教科用図書

2 理論解説

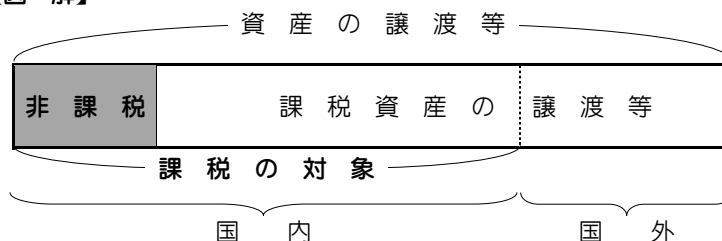
1. 国内取引（法6①、別表第一、令8）

国内において行われる^{※1}資産の譲渡等のうち、次のものには、消費税を課さない。

※1 資産の譲渡等（→1-1 課税の対象）

「国内における」資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものが非課税となる。

【図 解】



(税の性格から課税することになじまないもの)

- ※1
(1) 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡、貸付け（貸付期間が1月未満の場合及び施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く。）
- (2) 有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く。）、支払手段（収集品及び販売用のものを除く。）その他これらに類するもの（以下「有価証券等」という。）の譲渡
- ※2 ※3
(3) 利子に対価とする金銭の貸付け、信用の保証としての役務の提供、公社債投資信託等に係る信託報酬に対価とする役務の提供及び保険料に対価とする役務の提供※4その他これらに類するもの
- (4) 次の資産の譲渡
- ※5
① 日本郵便株式会社等が行う郵便切手類、印紙の譲渡
- ※5
② 地方公共団体又は売りさばき人が行う証紙の譲渡
- ③ 物品切手等の譲渡
- (5) 次の役務の提供
- (=役務の提供) (=役務の提供)
① 国等が行うもので、その料金の徴収が法令に基づくもの
(=役務の提供)
② 裁判所の執行官又は公証人の手数料に対価とするもの
(=役務の提供)
③ 外国為替業務に係るもの

※1 土地の上に存する権利とは（基通6-1-2）

地上権、土地の賃借権、地役権、永小作権等の土地の使用収益に関する権利をいう。

※2 有価証券に類するもの（令9）

- ① 有価証券に表示されるべき権利（有価証券が発行されていないもの）
- ② 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員の持分その他法人の出資者の持分
- ③ 株主又は投資主となる権利等
- ④ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権

※3 有価証券等

 条文構成をチェック！

- | | | |
|--|----|-----|
| <ul style="list-style-type: none">・有価証券(ゴルフ場利用株式等を除く。)、・支払手段(収集品及び販売用のものを除く。)・その他<u>これら</u>*に類するもの | }* | の譲渡 |
|--|----|-----|

||
有価証券等

※4 その他これらに類するもの（令10、基通6-3-1）

償還差益を対価とする国債等の取得、手形の割引、金銭債権の譲受けその他の承継、有価証券（ゴルフ場利用株式を除く。）の貸付け、などが含まれる。

 条文構成をチェック！

- | | |
|---|----|
| 利子に対価とする金銭の貸付け、/
信用の保証としての役務の提供、/
公社債投資信託等に係る/ 信託報酬に対価とする役務の提供/
及び
保険料に対価とする役務の提供/
その他これら*に類するもの | }* |
|---|----|

※5 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡

郵便切手類、印紙、証紙の譲渡については、譲渡者（場所）が限定されている。「誰が」行った取引であることを明示すること。

(社会政策的な配慮に基づくもの)

- (6) 健康保険法等に基づく資産の譲渡等
- (7) 次の資産の譲渡等
 - ① 介護保険法に基づく居宅サービス等
 - ② 社会福祉事業、更生保護事業として行われる資産の譲渡等^{※1}（生産活動に基づくものを除く。）
- (8) 医師等による助産に係る資産の譲渡等
- (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供
- (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付け^{※2}その他の資産の譲渡等
- (11) 学校教育法等に規定する教育として行う役務の提供
- (12) 学校教育法に規定する教科用図書の譲渡
- (13) 住宅の貸付け（契約において人の居住の用に供することが明らかなものに限り^{※3}のとし、貸付期間が1月未満の場合等を除く。）

※1 生産活動に基づくものを除く。（基通6-7-6）

(1) 生産活動が行われる事業

身体上若しくは精神上又は世帯の事情等により、就業能力の限られている者に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、その自立を助長し、自活させることを目的とする一定の事業等をいう。

(2) 生産活動に基づくもの

生産活動が行われる事業において行われる就労又は技能の習得のために必要な訓練等の過程において製作等される物品の販売その他の資産の譲渡等は、非課税とはならず、課税される。

※2 その他の資産の譲渡等（令14の4）

- (1) 身体障害者用物品の譲渡
- (2) 身体障害者用物品の貸付け
- (3) 身体障害者用物品の製作の請負
- (4) 身体障害者用物品の修理で、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

※3 住宅の貸付けから除かれる一定のもの（令16の2）

旅館業法に規定する旅館業に係る施設の貸付けに該当する場合は、非課税とはならず、課税される。

2. 輸入取引（法6②、別表第二）

保税地域から引き取られる^{※1}外国貨物^(=外国貨物)のうち、次の^{※2}ものには、消費税を課さない。

- (1) 有価証券等
- (2) 郵便切手類
- (3) 印 紙
- (4) 証 紙
- (5) 物品切手等
- (6) 身体障害者用物品
- (7) 教科用図書

※1 輸入取引の課税の対象

「保税地域から引き取られる『外国貨物』」を課税の対象としているため、非課税項目も引き取られる「貨物（資産）」を規定している点に特徴がある。

※2 「有価証券等」（→ 1 国内取引 ※3）

<メ モ>

5-4

定 義

理論解説

1. 事業者（法2①三、四）
個人事業者（事業を行う個人をいう。）及び法人をいう。
2. 国外事業者（法2①四の二）
非居住者である個人事業者及び外国法人をいう。
3. 合併法人（法2①五）
合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。
4. 被合併法人（法2①五の二）
合併により消滅した法人をいう。
5. 分割法人（法2①六）^{※1}
分割をした法人をいう。
6. 分割承継法人（法2①六の二）^{※1}
分割により分割法人の事業を承継した法人をいう。
7. 人格のない社団等（法2①七）^{※2}
法人でない社団又は財団^{（＝社団又は財団）}で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
8. 資産の譲渡等（法2①八）^{※3}
事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物
弁済による資産の譲渡その他对価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提
供に類する行為として一定のものを含む。）をいう。
9. 特定資産の譲渡等（法2①八の二）
事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。
10. 電気通信利用役務の提供（法2①八の三）^{※4}
資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電
気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人
の通信を媒介する役務の提供を除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知そ
の他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。^{（＝役務の提供）}
11. 事業者向け電気通信利用役務の提供（法2①八の四）^{※5}
国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その電気通信利用役務の提
供に係る役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件等からその役務の提供を
受ける者が通常事業者に限られるものをいう。^{（＝役務の提供）}
12. 特定役務の提供（法2①八の五、令2の2）^{※6}
資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の一定の役務の提供（注1、

2)をいう。

(注1) 映画等の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行うもの（不特定多数の者に対して行うものを除く。）とする。

(注2) 電気通信利用役務の提供を除く。

※7
13. 課税資産の譲渡等（法2①九）

資産の譲渡等のうち、国内取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。
(=資産の譲渡等)

※8
14. 外国貨物（法2①十）

輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいう。
(=貨物)

※9
15. 課税貨物（法2①十一）

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、輸入取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。
(=外国貨物)

※10
16. 課税仕入れ（法2①十二）

事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（注1）を受けること（注2）をいう。

（注1）所得税法に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。

（注2）他の者が事業としてその資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等（輸出免税等により消費税が免除されるものを除く。）に該当することとなるものに限る。

※11
17. 基準期間（法2①十四）

(1) 個人事業者

その年の前々年

(2) 法人

その事業年度の前々事業年度（注）

（注）前々事業年度が1年未満の場合には、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間

※12
18. 棚卸資産（法2①十五、令4）

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸をすべきものをいう。
(=資産)

※13
19. 調整対象固定資産（法2①十六、令5）

棚卸資産以外の資産で建物、構築物、鉱業権その他の資産のうち、次の金額が一の取引単位につき100万円以上のものをいう。
(=資産)

(1) その資産に係る課税仕入れに係る支払対価の額の108分の100に相当する金額

(2) その資産に係る特定課税仕入れに係る支払対価の額

(3) 保税地域から引き取られるその資産の課税標準である金額

※1 「分割法人」「分割承継法人」

会社法等に規定する「分割」をした法人と分割法人の事業を承継した法人をいう。

なお、会社法における分割には、「新設分割」と「吸収分割」の2つの形態がある。

したがって、「会社分割があった場合の納税義務の免除の特例（→1-10）における、吸収分割の場合のみを指すのではない。

※2 人格のない社団等

（→5-3 仕入れに係る消費税額に関する国、地方公共団体等に対する特例）

人格のない社団等は、法人とみなして、消費税法の規定を適用する。（法3）

※3 資産の譲渡等（→1-1 課税の対象）

※4 電気通信利用役務の提供

具体的には、電気通信回線（インターネット等）を介して行われる電子書籍や音楽、ソフトウェア等の配信のほか、ネット広告の配信やクラウドサービスの提供、さらには電話や電子メールなどを通じたコンサルタントなどが該当する。

 参考 電気通信利用役務の提供（基通5-8-3）

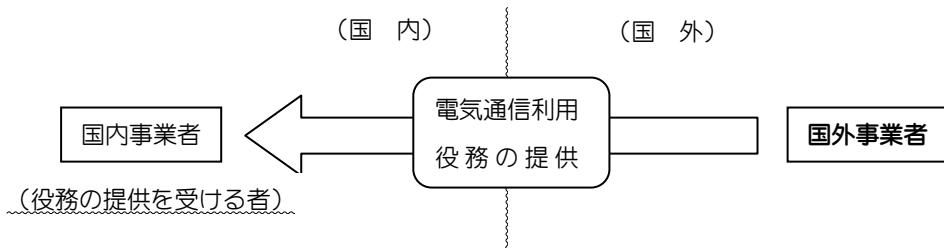
電気通信利用役務の提供とは、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいうのであるから、例えば、次に掲げるようなものが該当する。

- (1) インターネットを介した電子書籍の配信
- (2) インターネットを介して音楽・映像を視聴させる役務の提供
- (3) インターネットを介してソフトウェアを利用させる役務の提供
- (4) インターネットのウェブサイト上に他の事業者等の商品販売の場所を提供する役務の提供
- (5) インターネットのウェブサイト上に広告を掲載する役務の提供
- (6) 電話、電子メールによる継続的なコンサルティング

（注）電気通信利用役務の提供に該当しない他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供には、例えば、次に掲げるようなものが該当する。

- 1 国外に所在する資産の管理・運用等について依頼を受けた事業者が、その管理等の状況をインターネットや電子メール（以下5-8-3において「インターネット等」という。）を利用して依頼者に報告するもの。
- 2 ソフトウェア開発の依頼を受けた事業者が、国外においてソフトウェアの開発を行い、完成したソフトウェアについてインターネット等を利用して依頼者に送信するもの

※5 事業者向け電気通信利用役務の提供



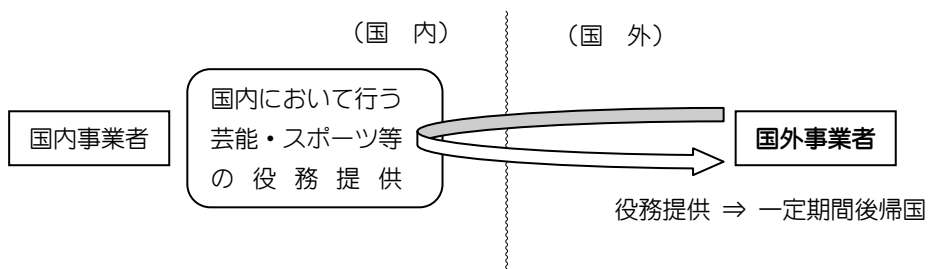
① 参考 事業者向け電気通信利用役務の提供 (基通5-8-4)

事業者向け電気通信利用役務の提供とは、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供で、その役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいうのであるから、例えば、次に掲げるようなものが該当する。

- (1) インターネットのウェブサイト上への広告の掲載のようにその役務の性質から通常事業者向けであることが客観的に明らかなもの
- (2) 役務の提供を受ける事業者に応じて、各事業者との間で個別に取引内容を取り決めて締結した契約に基づき行われる電気通信利用役務の提供で、契約において役務の提供を受ける事業者が事業として利用することが明らかなもの

(注) 消費者に対しても広く提供されるような、インターネットを介して行う電子書籍・音楽の配信又は各種ソフトウェアやゲームを利用させるなどの役務の提供は、インターネットのウェブサイト上に掲載した規約等で事業者のみを対象とするものであることを明示していたとしても、消費者からの申込みが行われ、その申込みを事実上制限できないものについては、その取引条件等からは事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しないのであるから留意する。

※6 特定役務の提供





参考 特定役務の提供から除かれるもの（基通5-8-6）

特定役務の提供は、国外事業者が他の事業者に対して行う役務の提供であっても不特定かつ多数の者に対して行うものは除かれるのであるから、例えば、国外事業者である音楽家自身が国内で演奏会等を主催し、不特定かつ多数の者に役務の提供を行う場合において、それらの者の中に事業者が含まれていたとしても、当該役務の提供は特定役務の提供には該当しないことに留意する。

- ※7 課税資産の譲渡等（→1-4 輸出免税等）
- ※8 外国貨物（→1-1 課税の対象）
- ※9 課税貨物（→1-1 課税の対象）
- ※10 課税仕入れ（→3-1 仕入れに係る消費税額の控除）
- ※11 基準期間（→1-6 小規模事業者に係る納税義務）
- ※12 棚卸資産（→3-9 棚卸資産に係る消費税額の調整）
- ※13 調整対象固定資産（→3-7 課税売上割合が著しく変動した場合の調整）
（→3-8 調整対象固定資産を転用した場合の調整）

理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

テーマ1-1～1-3、5-4

テーマ 1

総 則

- 1-1 課税の対象
- 1-2 国内取引の判定
- 1-3 非課税
- 1-4 輸出免税等
- 1-5 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税
- 1-6 小規模事業者に係る納税義務
- 1-7 前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例
- 1-8 相続があった場合の納税義務の免除の特例
- 1-9 合併があった場合の納税義務の免除の特例
- 1-10 会社分割があった場合の納税義務の免除の特例
- 1-11 新設法人の納税義務の免除の特例
- 1-12 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例
- 1-13 実質判定
- 1-14 信託財産に係る資産の譲渡等の帰属
- 1-15 法人課税信託の受託者に関する消費税法の適用
- 1-16 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例
- 1-17 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例
- 1-18 小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例
- 1-19 課税期間
- 1-20 納税地

1-1

課税の対象

〔ランクA〕

1. 国内取引

重要度◎

(1) 課税の対象（法4①）

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定仕入れには、消費税を課する。

(2) 資産の譲渡等（法2①八、令2①～③）

① 定 義

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

② 範 囲

イ 資産の譲渡等に類する行為

(イ) 代物弁済による資産の譲渡

(ロ) 負担付き贈与による資産の譲渡

(ハ) 金銭以外の資産の出資

(ニ) 特定受益証券発行信託又は一定の法人課税信託の委託者が金銭以外の資産の信託をした場合の資産の移転等

(ホ) 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）

(ヘ) 不特定多数の者の受信目的である無線通信の送信で、法律による契約に基づき受信料を徴収して行われるもの

ロ 土地収用法等

土地収用法等の規定に基づいてその所有権等を収用され、その権利取得者から補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

ハ 付随行為

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

(3) 特定仕入れ（法4①）

事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。

(4) 国内取引の判定（法 4 ③④、令 6 ③）

① 資産の譲渡等

次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

イ 資産の譲渡又は貸付け

譲渡又は貸付けが行われる時にその資産が所在していた場所（船舶、特許権等で所在していた場所が明らかでないものは、一定の場所）

ロ 役務の提供（ハを除く。）

役務の提供が行われた場所（国際運輸、国際通信等で役務の提供が行われた場所が明らかでないものは、一定の場所）

ハ 電気通信利用役務の提供

電気通信利用役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地

ただし、その所在地がないときは、国外で行われたものとする。

ニ 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

② 特定仕入れ

特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、①ロ又はハの場所が国内にあるかどうかにより行う。

(5) 資産の譲渡とみなす行為（法 4 ⑤）

次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

① 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の事業用資産を家事のために消費又は使用した場合におけるその消費又は使用

② 法人が資産をその役員に対して贈与した場合におけるその贈与

2. 輸入取引

重要度○

(1) 課税の対象（法 4 ②）

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

(2) 引取りとみなす場合（法 4 ⑥）

保税地域において外国貨物が消費又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時にその外国貨物を保税地域から引き取るものとみなす。

ただし、その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合等は、この限りでない。

1-2 国内取引の判定

〔ランクB〕

1. 資産の譲渡等（法4③、令6①～③）

重要度◎

(1) 資産の譲渡又は貸付け（法4③一、令6①）

国内取引の判定は、譲渡又は貸付けが行われる時にその資産が所在していた場所（次の資産は、それぞれの場所）が国内にあるかどうかにより行う。

① 船舶及び航空機

イ 登録のあるもの

登録機関の所在地（注1）

（注1）船舶について、2以上の国で登録している場合にはいずれかの機関の

所在地とし、その他一定の場合にはその譲渡又は貸付けを行う者の住所地

ロ 登録のないもの

譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地

② 鉱業権、租鉱権又は採石権等

鉱区、租鉱区又は採石場の所在地

③ 特許権、実用新案権又は商標権等（これらの権利の利用権を含む。）

登録機関の所在地（注2）

（注2）2以上の国で登録している場合には、権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地

④ 公共施設等運営権

公共施設等の所在地

⑤ 著作権等

著作権等の譲渡又は貸付けを行う者の住所地

⑥ 営業権、漁業権又は入漁権等

これらの権利に係る事業を行う者の住所地

⑦ 次の資産

イ 有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く。） 有価証券が所在していた場所

ロ 登録国債 登録機関の所在地

ハ 出資者持分 持分に係る法人の本店又は主たる事務所の所在地

ニ 金銭債権 金銭債権に係る債権者の譲渡に係る事務所等の所在地

ホ ゴルフ場利用株式等 ゴルフ場等の所在地

⑧ ①～⑦以外で所在していた場所が明らかでないもの

資産の譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地

(2) 役務の提供（(3)を除く。）（法4③二、令6②）

国内取引の判定は、役務の提供が行われた場所（次の役務の提供は、それぞれの場所）が国内にあるかどうかにより行う。

- ① 国内及び国外にわたって行われる旅客、貨物の輸送
出発地、発送地又は到着地
- ② 国内及び国外にわたって行われる通信
発信地又は受信地
- ③ 国内及び国外にわたって行われる郵便、信書便
差出地又は配達地
- ④ 保 険
保険事業を営む者の保険契約に係る事務所等の所在地
- ⑤ 専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案等に係る役務の提供で生産設備等の建設又は製造に関するもの
生産設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所
- ⑥ ①～⑤以外で役務の提供が行われた場所が明らかでないもの
役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

(3) 電気通信利用役務の提供（法4③三）

国内取引の判定は、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地が国内にあるかどうかにより行う。

ただし、その所在地がないときは、国外で行われたものとする。

(4) 金銭の貸付け等（令6③）

国内取引の判定は、貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより行う。

2. 特定仕入れ（法4④）

重要度◎

国内取引の判定は、特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、1
(2)又は(3)の場所が国内にあるかどうかにより行う。

1-3 非 課 税

〔ランクB〕

1. 国内取引（法6①、別表第一、令8）

重要度◎

国内において行われる資産の譲渡等のうち、次のものには、消費税を課さない。

- (1) 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡、貸付け（貸付期間が1月未満の場合及び施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く。）
- (2) 有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く。）、支払手段（収集品及び販売用のものを除く。）その他これらに類するもの（以下「有価証券等」という。）の譲渡
- (3) 利子に対価とする金銭の貸付け、信用の保証としての役務の提供、公社債投資信託等に係る信託報酬に対価とする役務の提供及び保険料に対価とする役務の提供その他これらに類するもの
- (4) 次の資産の譲渡
 - ① 日本郵便株式会社等が行う郵便切手類、印紙の譲渡
 - ② 地方公共団体又は売りさばき人が行う証紙の譲渡
 - ③ 物品切手等の譲渡
- (5) 次の役務の提供
 - ① 国等が行うもので、その料金の徴収が法令に基づくもの
 - ② 裁判所の執行官又は公証人の手数料を対価とするもの
 - ③ 外国為替業務に係るもの

- (6) 健康保険法等に基づく資産の譲渡等
- (7) 次の資産の譲渡等
 - ① 介護保険法に基づく居宅サービス等
 - ② 社会福祉事業、更生保護事業として行われる資産の譲渡等（生産活動に基づくものを除く。）
- (8) 医師等による助産に係る資産の譲渡等
- (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供
- (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付けその他の資産の譲渡等
- (11) 学校教育法等に規定する教育として行う役務の提供
- (12) 学校教育法に規定する教科用図書の譲渡
- (13) 住宅の貸付け（契約において人の居住の用に供することが明らかなものに限るものとし、貸付期間が1月未満の場合等を除く。）

2. 輸入取引（法6②、別表第二）

重要度○

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、次のものには、消費税を課さない。

- (1) 有価証券等
- (2) 郵便切手類
- (3) 印 紙
- (4) 証 紙
- (5) 物品切手等
- (6) 身体障害者用物品
- (7) 教科用図書

5-4 定義

〔ランクC〕

1. 事業者（法2①三、四）

重要度△

個人事業者（事業を行う個人をいう。）及び法人をいう。

2. 国外事業者（法2①四の二）

重要度△

非居住者である個人事業者及び外国法人をいう。

3. 合併法人（法2①五）

重要度△

合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。

4. 被合併法人（法2①五の二）

重要度△

合併により消滅した法人をいう。

5. 分割法人（法2①六）

重要度△

分割をした法人をいう。

6. 分割承継法人（法2①六の二）

重要度△

分割により分割法人の事業を承継した法人をいう。

7. 人格のない社団等（法2①七）

重要度○

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。



参考 人格のない社団等に対する消費税法の適用（法3）

人格のない社団等は、法人とみなして、消費税法の規定を適用する。

8. 資産の譲渡等（法2①八）

重要度◎

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。）をいう。

9. 特定資産の譲渡等 (法2①八の二)

重要度○

事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

10. 電気通信利用役務の提供 (法2①八の三)

重要度○

資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

11. 事業者向け電気通信利用役務の提供 (法2①八の四)

重要度○

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件等からその役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

12. 特定役務の提供 (法2①八の五、令2の2)

重要度○

資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の一定の役務の提供(注1、2)をいう。

(注1) 映画等の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行うもの（不特定多数の者に対して行うものを除く。）とする。

(注2) 電気通信利用役務の提供を除く。

13. 課税資産の譲渡等 (法2①九)

重要度○

資産の譲渡等のうち、国内取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

14. 外国貨物 (法2①十)

重要度△

輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいう。

15. 課税貨物 (法2①十一)

重要度△

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、輸入取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

16. 課税仕入れ（法2①十二）

重要度○

事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（注1）を受けること（注2）をいう。

（注1）所得税法に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。

（注2）他の者が事業としてその資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等（輸出免税等により消費税が免除されるものを除く。）に該当することとなるものに限る。

17. 基準期間（法2①十四）

重要度○

(1) 個人事業者

その年の前々年

(2) 法人

その事業年度の前々事業年度（注）

（注）前々事業年度が1年未満の場合には、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間

18. 棚卸資産（法2①十五、令4）

重要度○

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸をすべきものをいう。

19. 調整対象固定資産（法2①十六、令5）

重要度○

棚卸資産以外の資産で建物、構築物、鉱業権その他の資産のうち、次の金額が一の取引単位につき100万円以上のものをいう。

- (1) その資産に係る課税仕入れに係る支払対価の額の108分の100に相当する金額
- (2) その資産に係る特定課税仕入れに係る支払対価の額
- (3) 保税地域から引き取られるその資産の課税標準である金額

理論ドクター

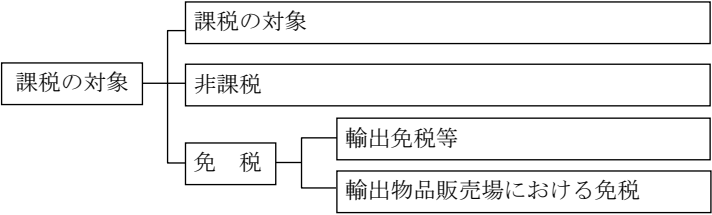
<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

P 2～19、 P156～169

テーマ1 課税の対象

◆ 理論体系

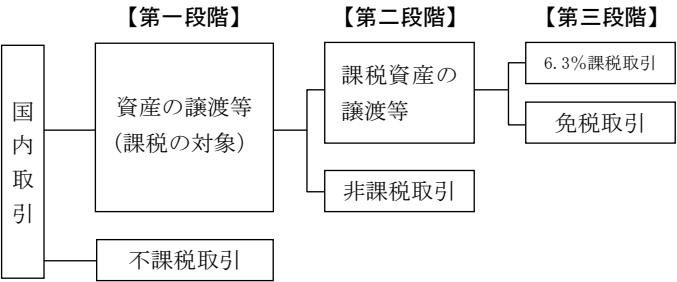


(注) 免 税

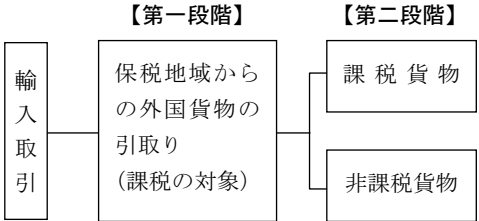
上記の消費税法に規定される免税のほか、租税特別措置法等においても一定の免税措置が設けられている。

◆ 課税関係

(1) 国内取引



(2) 輸入取引



課税の対象（国内取引）

基礎力養成

定義①

--	--	--

消費税法第2条に規定される次の定義について述べなさい。

- (1) 国 内
- (2) 事業者
- (3) 資産の譲渡等（資産の譲渡とみなす行為を含むものとする。）

解 答

- (1) 国 内
この法律の施行地をいう。
- (2) 事業者
個人事業者（事業を行う個人をいう。）及び法人をいう。
- (3) 資産の譲渡等
 - ① 定 義
 - ② 範 囲
 - ③ 資産の譲渡とみなす行為
 - イ 個人事業者
 - ロ 法 人

解 説

本問において「消費税法施行令に規定される部分については触れる必要はない。」旨の指示が与えられた場合、資産の譲渡等に類する行為については、代物弁済による資産の譲渡のみ述べればよい。

消費税法施行令に規定される部分は、次頁で確認してほしい。

テーマ1 課税の対象

消費税法施行令

(資産の譲渡等)

資産の譲渡等のうち、消費税法施行令に規定される部分は太枠の部分となる。

① 定義

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

② 範囲

イ 資産の譲渡等に類する行為

(イ) 代物弁済による資産の譲渡

(ロ) 負担付き贈与による資産の譲渡

(ハ) 金銭以外の資産の出資

(ニ) 特定受益証券発行信託又は一定の法人課税信託の委託者が金銭以外の資産の信託をした場合の資産の移転等
(ホ) 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）

(ヘ) 不特定多数の者の受信目的である無線通信の送信で、法律による契約に基づき受信料を徴収して行われるもの

ロ 土地収用法等

ハ 付随行為

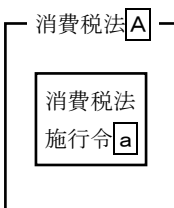
→消費税法施行令

(注) 法律と施行令の関係

消費税法における法律と施行令の関係は次の図のようになる。

試験問題において、次の指示がある場合は、図中の「a」について解答する必要はないので注意してほしい。

解答上、消費税法施行令に規定される部分について触れる必要はない。



基礎力養成

定義②

--	--	--

消費税法第2条第1項第九号に規定される課税資産の譲渡等に該当するかどうかを述べなさい。なお、課税資産の譲渡等の意義について触れる必要はない。

- (1) 海外に所在する建物を譲渡する行為
- (2) 海外に所在する土地を譲渡する行為
- (3) 国内に所在する建物を譲渡する行為
- (4) 国内に所在する土地を譲渡する行為
- (5) 国内で発行された有価証券を譲渡する行為
- (6) 海外で発行された有価証券を譲渡する行為

解 答

〔(1)について〕

国外における課税資産の譲渡等に該当する。

〔(2)について〕

国外における課税資産の譲渡等に該当する。

〔(3)について〕

国内における課税資産の譲渡等に該当する。

〔(4)について〕

課税資産の譲渡等には該当しない。

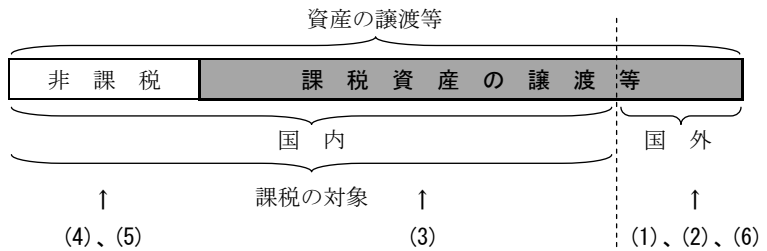
〔(5)について〕

課税資産の譲渡等には該当しない。

〔(6)について〕

国外における課税資産の譲渡等に該当する。

※ イメージ



テーマ1 課税の対象

質疑応答

内外判定①

--	--	--

甲社（国外に支店等は有していない。）が行った株式の譲渡に係る次の取引が、国内取引に該当するかどうかを述べなさい。

- (1) A株式の譲渡収入 21,700,000円
A株式は、国内で発行されたものである。
- (2) B株式の譲渡収入 49,211,000円
B株式は、外国で発行されたものである。
- (3) C株式の譲渡収入 36,800,000円
C株式について、株券の発行は行われていない。

解 答

(1) A株式の譲渡

A株式は有価証券に該当し、国内で発行されたものであることから、その譲渡が行われる時の所在場所は国内とされ、国内取引に該当する。

(2) B株式の譲渡

B株式は有価証券に該当し、外国で発行されたものであることから、その譲渡が行われる時の所在場所は国外とされ、国内取引に該当しない。

(3) C株式の譲渡

C株式は株券の発行がないことから、有価証券に類するものに該当する。
この場合は、資産の所在場所が明らかでない場合に該当することから、国内取引の判定は、譲渡を行う者のその譲渡に係る事務所等の所在地で判定する。

甲社の事務所等は国内に所在することから、国内取引に該当する。

解 説

有価証券の譲渡についての内外判定は、原則として「有価証券が所在していた場所」で行う。有価証券の所在場所は原則として発行場所となる。

質疑応答

内外判定②

--	--	--

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る国内取引の判定について、考え方を述べなさい。

また、次の(1)及び(2)の場合の国内取引の判定について説明しなさい。

- (1) 外国の会社(賃貸人)と電子計算機の所有権移転外ファイナンス・リース契約を結んだ国内の甲社(賃借人)が、保税地域内においてそのリース取引の目的となる未通関の資産(以下「リース資産」という。)の引渡しを受けた場合
- (2) 国内の甲社(賃貸人)と電子計算機の所有権移転外ファイナンス・リース契約を結んだ外国のY社(賃借人)が、外国に所在するリース資産の引渡しを外国の本社で受けた後、改めて賃貸人と賃借人の合意に基づき、国内の支社で使用するものとした場合

解 答

[考え方]

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、資産の売買取引として取扱われることから、リース資産の譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内であるかどうかにより国内取引の判定をする。

[(1)の場合]

保税地域内においてリース資産の引渡しを受ける行為は、リース資産の譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内のため国内取引に該当する。

[(2)の場合]

外国の本社においてリース資産を引き渡す行為は、リース資産の譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外のため国外取引に該当する。

解 説

なお、(1)は、外国の会社(賃貸人)にとって外国貨物の譲渡として輸出免税の対象となる。

また、本問は、単純に国内取引の判定について問うたものであるが、それぞれの引渡しを受けた後に、外国貨物であるリース資産を通関する際には、保税地域から引き取る課税貨物として引取りに係る消費税が課され、引取る者(甲社)において仕入税額控除の対象とされる。

テーマ1 課税の対象

質疑応答

割増賃料

--	--	--

甲社は不動産賃貸業を営んでいる。

甲社は、月額700,000円で建物を乙社に事務所として賃貸しているが、この賃貸借契約には、次の事項を定めている。

「賃貸事務所の入居者が契約条件に従わない場合等には退去を求め、期限までに退去しない場合には規定の賃賃料の3倍に相当する額の賃賃料を徴収する。」

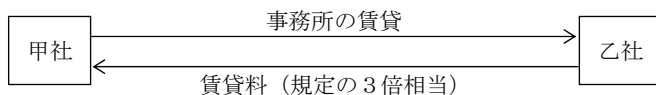
この場合、本契約に基づき、契約に違反した者(乙社)から徴収する賃賃料(月額700,000円×3)は、資産の譲渡等に該当するかどうかを述べなさい。

解 答

規定の賃賃料の3倍に相当する額の賃賃料は、事務所の賃貸借契約に基づき賃貸期間に応じて徴収されるものであり、賃借料の割増料金としての性格を有するものと認められる。

したがって、徴収する賃賃料の全額が「事務所の貸付け対価」に該当し、資産の譲渡等に該当する(基通5-2-5)。

※ イメージ



質疑応答

余剰電力

--	--	--

会社員である甲は、自宅に生活の用に供するための太陽光発電設備を設置している。

甲は、この太陽光発電による電力のうち、使いきれずに余った部分（余剰電力）を固定価格買取制度に基づき、電力会社に売却しているが、この取引が資産の譲渡等に該当するかどうか述べなさい。

解 答

消費税法上、「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡、貸付け、役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいう。

余剰電力の売却は、生活の用に供するための電力が余った場合に販売するものであるため、生活用資産の譲渡として「事業として」には該当しない。

したがって、資産の譲渡等には該当しない。

解 説

固定価格買取制度とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、余剰電力を電力会社が一定期間買い取る制度である。

また、本問とは関係がないが、会社員が自宅で行う太陽光発電による電力の売却であっても課税の対象とされる場合を以下に示すこととする。

（注）全量売電

会社員が自宅で行う太陽光発電であっても、平成24年7月以降、一定規模以上の太陽光発電設備により発電が行われる場合には、その送電された電気の全量について電力会社に売却することが可能とされている。

会社員が行うこの全量売電は、電力会社との間で太陽光発電設備により発電した電気の全量を売却する旨の契約を締結し、その発電した電気を生活の用に供することなく数年間にわたって電力会社に売却するものであることから、会社員が反復、継続、独立して行う取引に該当し、資産の譲渡等に該当する。

補 足

会社員が行う建物の貸付け（不動産の賃貸）は、反復、継続、独立して行われるものであるため、資産の譲渡等に該当する。

課税の対象（輸入取引）

基礎力養成

定 義

--	--	--

消費税法第 4 条第 2 項に規定される輸入取引の課税の対象について述べなさい。
また、消費税法第 2 条に規定される次の定義について述べなさい。

- ① 保税地域
- ② 外国貨物
- ③ 課税貨物

解 答

〔輸入取引の課税の対象〕

- (1) 課税の対象
- (2) 保税地域からの引取りとみなす場合

〔消費税法第 2 条に規定される定義〕

- ① 保税地域の定義
関税法に規定する保税地域をいう。
- ② 外国貨物の定義
輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいう。
- ③ 課税貨物

イ 定 義

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、輸入取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

- ロ 輸入取引の非課税 (M1-3の 2)

実力養成

外国貨物の使用等

--	--	--

保税地域において外国貨物（木材）が消費、使用され、製品として引取られる場合の取扱いについて、次の(1)(2)のケース別に問いに答えなさい。

解答は、法令根拠を示した上で具体的な取扱いを示すこととする。

- (1) その木材を課税貨物（製品）の原材料として消費、使用した場合
- (2) その木材を非課税貨物（製品）の原材料として消費、使用した場合

解 答

〔(1)の場合〕

① 法令根拠

イ 課税の対象

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

ただし、その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合等は、この限りでない。

（みなし引取りの規定は適用されない。）

ロ 非課税

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、一定のものには消費税を課さない。

② 具体的な取扱い

保税地域で木材を消費又は使用した段階ではなく、現実に製品（課税貨物）として保税地域から引き取られる時に課税される。

〔(2)の場合〕

① 法令根拠

イ 課税の対象

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

保税地域において外国貨物が消費又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時にその外国貨物を保税地域から引き取るものとみなす。

ロ 非課税

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、一定のものには消費税を課さない。

② 具体的な取扱い

保税地域において木材が消費又は使用される時に課税され、現実に製品（非課税貨物）として保税地域から引き取られる時には非課税とされる。

非課税（国内取引）

実力養成

土地等

--	--	--

甲社における次の収入が課税取引、非課税取引のいずれに該当するかの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、駐車場はいずれも国内に所在し、賃貸借期間は1年間である。

- (1) 駐車場収入 2,100,000円

甲社がアスファルトを敷設し、区画整備して賃貸している。

- (2) (1)の敷地に隣接した土地の賃貸に係る収入 480,000円

賃借人乙は、賃借したその土地に自らアスファルトを敷設し、駐車場として使用している。

解 答

〔(1)について〕

- ① 解 答

課税取引

- ② 解答の理由

甲社は自らアスファルトを敷設し、区画整備して賃貸していることから、施設の利用に伴う土地の貸付けとして、非課税とされる土地の貸付けから除外される。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引に該当しないものとして課税される。

〔(2)について〕

- ① 解 答

非課税取引

- ② 解答の理由

アスファルトを敷設し、駐車場として使用しているのは賃借人乙であり、甲社は土地を貸付けているだけである。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、土地の貸付けに該当し、非課税とされる。

実力養成

住宅等①

--	--	--

甲社における次の収入が課税取引、非課税取引のいずれに該当するかの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、(1)及び(2)のマンションは国内に所在するものである。

(1) 居住用賃貸マンションに入居した者から入居時に受け取った一時金で返還を要しないもの 1,200,000円

(2) マンションの賃借人Cは、前期以前から甲社との賃貸借契約によりマンションを居住用として賃借していたが、当期首から契約条件を事業所用に用途変更することを申し出て、甲社もこれを承諾した。

当期（契約変更後）の賃貸料 1,036,800円

解 答

〔(1)について〕

① 解 答

非課税取引

② 解答の理由

建物等の賃貸借契約に係る権利金又は一時金等で返還を要しないものは、権利の設定の対価に該当する。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、住宅の貸付けに該当し、非課税とされる。

〔(2)について〕

① 解 答

課税取引

② 解答の理由

非課税とされる住宅の貸付けに該当するかどうかは、契約により判定することとされている。

したがって、契約により事業所用に用途変更した後の賃貸料は、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引とされる住宅の貸付けに該当しないものとして課税される。

テーマ1 課税の対象

実力養成

住宅等②

--	--	--

甲社における次の不動産賃貸事業が課税取引、非課税取引のいずれに該当するかの解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、不動産は国内に所在するものである。

- (1) 居住用マンションの一時貸しの貸室に係る賃貸収入 1,210,000円
賃貸借契約の更新は1週間ごとに行っている。なお、入居期間が1年以上になることが見込まれている入居者Bに係るもの210,000円が含まれている。
- (2) 電力会社の電柱の敷設に係る収入 20,000円
契約による貸付期間は1月以上である。

解 答

〔(1)について〕

① 解 答

課税取引

② 解答の理由

契約による貸付期間は1週間ごとであるため、住宅の貸付けのうち「契約による貸付期間が1月未満」のものに該当し、非課税とされる住宅の貸付けから除外される。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引に該当しないものとして、入居者Bに係る賃貸収入も含めた全額（1,210,000円）が課税される。

〔(2)について〕

① 解 答

非課税取引

② 解答の理由

電力会社の電柱の敷設に係る賃貸収入（道路占用料）は、国内における資産の譲渡等のうち、土地の貸付けに該当し、非課税とされる。

質疑応答

原状回復工事

--	--	--

甲社は、居住用のマンションの賃貸を行っている。

甲社はこのマンションの賃貸に当たっては、保証金100,000円を徴収しておき、賃借人が退去する際に、甲社が原状回復工事を行い、これに要した費用相当額20,000円をその保証金から差し引いて、残額を賃借人に返還することとしている。

この保証金から差し引くこととなる原状回復工事に要した費用の額20,000円が、課税取引、非課税取引のいずれに該当するかを理由とともに説明しなさい。

解 答

賃貸人である甲社が、賃借人に代わって原状回復工事を行うことは、賃借人に対する役務の提供に該当する。

ここで、この原状回復工事に係る役務の提供は、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引に該当しないため、課税取引として取扱われる。

解 説

この賃貸マンションは、居住用のものではあるが、この場合の原状回復工事は家賃の取り扱いではなく、原状回復工事に係る役務の提供対価として取扱われるものであるため、課税される。

テーマ1 課税の対象

実力養成

保険診療

--	--	--

開業医甲における次の休日診療事業が課税取引、非課税取引のいずれに該当するか
の解答を述べた上で、その解答の理由について説明しなさい。

なお、甲は国内において医療業を営んでいる。

- (1) 社会保険診療報酬支払基金から当課税期間に収入すべき医療保険の診療収入
- (2) 国民健康保険団体連合会からの当課税期間に係る医療保険の診療収入
- (3) 診療を受けた患者が負担した上記(1)及び(2)の社会保険等に係る診療収入
- (4) 患者がすべて自己負担で診療費等を支払った自由診療収入

解 答

〔(1)から(3)について〕

① 解 答

非課税取引

② 解答の理由

国内において行われる資産の譲渡等のうち、健康保険法等に基づく資産の譲渡等に該当し、非課税とされる。

〔(4)について〕

① 解 答

課税取引

② 解答の理由

自由診療は非課税とされる「健康保険法等に基づく資産の譲渡等」に該当しない。

したがって、国内において行われる資産の譲渡等のうち、非課税取引に該当しないものとして課税される。

質疑応答

専属使用料

--	--	--

甲社は、乙社が乙社の所有する土地に建設するビルを専属的に賃借（住宅用ではない。）することを条件として、当該ビルの建設期間中に係る地代相当額を支払うこととした。

この場合、甲社が乙社に支払う地代相当額は土地賃貸料として非課税とされるかどうかを理由を付して述べなさい。

解 答

甲社が支払う地代相当額は、完成後のビルを甲社が専属的に利用することを条件として支払われる金銭であることから、ビル賃貸借契約に係る権利金等と同様の性格を有するものと捉えられる。

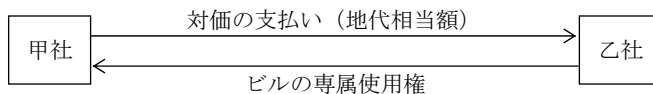
したがって、その地代相当額は土地の使用に係る対価ではないため、非課税とはされず、課税取引として取扱われる。

解 説

甲社はこの地代相当額を支払うことにより、完成後のビルを専属的に利用する権利を取得するものであることから、ビル賃貸借契約に係る権利金等と同様の性格を有するものと捉えられる。

支払対価の額は地代と同程度であるが、土地の使用に係る対価としての実質はない。

※ イメージ



テーマ 1 課税の対象

質疑応答

未経過自動車税等

--	--	--

自動車販売業を営む甲社は、中古車を販売する際に、車両本体価格と未経過分の自動車税相当額、リサイクル預託金相当額を区分して表示している。

この場合に未経過分の自動車税相当額とリサイクル預託金相当額が、課税されるかどうかを、その理由とともに説明しなさい。

解 答

(1) 未経過分の自動車税相当額

自動車税の未経過期間相当額は、自動車税として都道府県に対して支払うものではなく、中古車の譲渡代金の一部として収受するものである。

したがって、この自動車税相当額は資産の譲渡等の対価に含まれ、非課税とはされないため課税される。

(2) リサイクル預託金相当額

リサイクル預託金相当額は、中古車として転売する際の甲社から買主への預託金の譲渡である。

したがって、有価証券等（金銭債権）の譲渡として非課税取引に該当し、課税されない。

解 説

(1) 未経過分の自動車税相当額

自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税される税（道府県税）であり、買主が支払う自動車税の未経過期間に対応する金額は、自動車税そのものとして都道府県に対して支払うものではなく、その未経過の期間内に継続して乗用できる中古車の購入代金の一部として支払うものである。

したがって、車両本体価格と区分表示したとしても、自動車税相当額は資産の譲渡等の対価に含まれ、課税される。

（注）未経過分の自賠責保険料相当額を区分して表示する場合も、自動車税相当額と同様、資産の譲渡等の対価の額に含まれる。

(2) リサイクル預託金相当額

リサイクル預託金相当額については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき資金管理法に預託されているものであり、中古車として転売する際のリサイクル預託金相当額は、売主から買主への預託金の譲渡と（金銭債権の譲渡）として非課税とされる。

非課税（輸入取引）

質疑応答

記念金貨

--	--	--

甲社は、外国の記念金貨を国内で販売するために輸入している。

甲社がこの記念金貨を輸入する時に消費税が課税されるかどうかを述べなさい。

解答は、課税されるかどうか述べた上で、法令根拠を述べることとする。

解 答

(1) 課税されるかどうか

通貨たる金貨は支払手段に該当し、非課税の対象とされているが、そのうち販売用のものは、非課税の対象から除かれている。

したがって、保税地域からの引き取りの時に課税される。

(2) 法令根拠

① 課税の対象

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

② 非課税

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、支払手段（収集品及び販売用のものを除く。）には、消費税を課さない。

解 説

M1-3の2（輸入取引の非課税）の「(1) 有価証券等」は、1（国内取引の非課税）の(2)でいう（以下「有価証券等」という。）を指すものである。

したがって、国内取引と同様に販売用のものは非課税範囲から除かれ、課税される。

テーマ10 国境を越えた役務の提供の見直し等

電気通信利用役務の提供（国税庁ホームページより）

◆ 「電気通信利用役務の提供」と内外判定の見直し

(1) 改正前後の取扱い

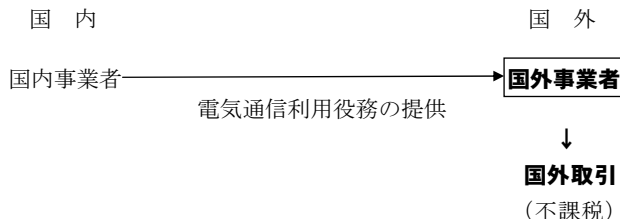
電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判定基準が、役務の提供を行う者の事務所等の所在地から「役務の提供を受ける者の住所等」に見直しが行われた。

電気通信利用役務の提供について、その役務の提供を行う者及び当該役務の提供を受ける者に応じた改正前及び改正後の課税関係は、次のとおりとなる。

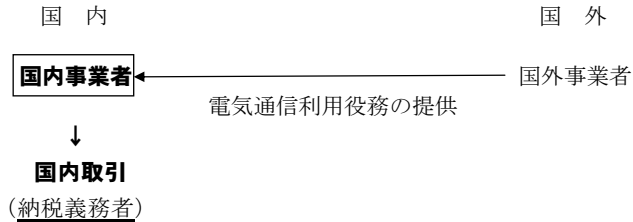
取引	改正前	改正後
図①	国内取引：課 税（又は免税）	国外取引：不課税
図②	国外取引：不課税	国内取引：課 税
図③	国内取引：課 税（又は免税）	国外取引：不課税
図④	国外取引：不課税	国内取引：課 税

※ イメージ

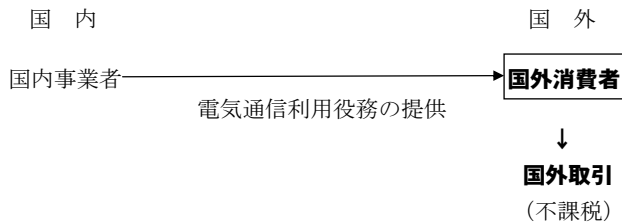
【図①】



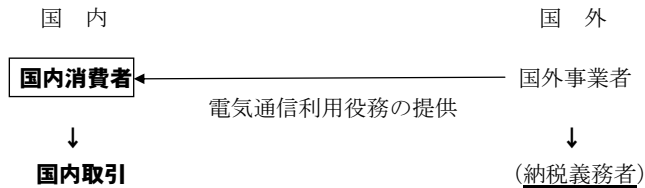
【図②】



【図③】



【図④】



(2) 適用開始時期

平成27年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用される。なお、登録国外事業者の登録申請は平成27年7月1日から行うことができる。

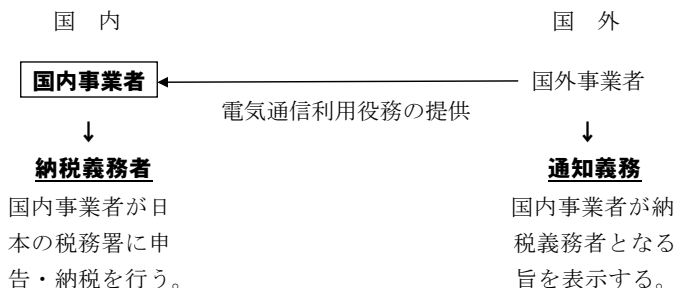
◆ 課税方式の見直し

(1) 事業者向け電気通信利用役務の提供（リバースチャージ方式）

国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」について、その役務の提供を受けた国内事業者に申告納税義務を課す方式（対象取引例：広告の配信）をいう。

（注）「事業者向け電気通信利用役務の提供」とは、役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件などから、その役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

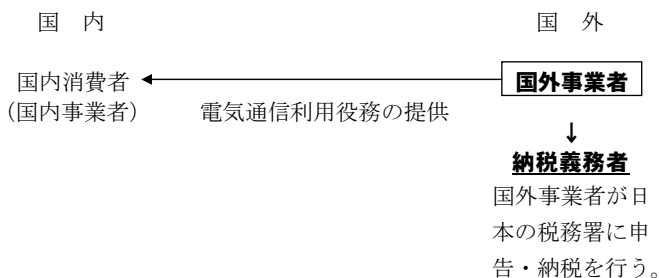
※ イメージ



(2) (1)以外の電気通信利用役務の提供（国外事業者申告納税方式）

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについて、国外事業者に申告納税義務を課す方式（対象取引例：電子書籍・音楽の配信）をいう。

※ イメージ



参考 特定資産の譲渡等を行う事業者の義務

国内において特定資産の譲渡等（国内取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。）を行う事業者は、その特定資産の譲渡等の際し、あらかじめ、その特定資産の譲渡等に係る特定課税仕入れを行う事業者が、消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。

テーマ10 国境を越えた役務の提供の見直し等

基礎力養成

電気通信利用役務の提供の判定

--	--	--

次の各取引が電気通信利用役務の提供に該当するかどうかを判定しなさい。

なお、いずれも対価の授受は行われているものとする。

- (1) インターネット等を介して行われる電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェア（ゲームなどの様々なアプリケーションを含む。）の配信
- (2) インターネット等を通じた広告の配信・掲載
- (3) インターネット上のショッピングサイト・オークションサイトを利用させるサービス（商品の掲載料金等）
- (4) インターネット上でゲームソフト等を販売する場所を利用させるサービス
- (5) インターネットを介して行う宿泊予約、飲食店予約サイト（宿泊施設、飲食店等を経営する事業者から掲載料等を徴するもの）
- (6) インターネットを介して行う英会話教室 など
- (7) 電話、FAX、電報、データ伝送、インターネット回線の利用など、他者間の情報の伝達を単に媒介するもの（いわゆる通信）
- (8) 著作物の制作を国外事業者に依頼し、その成果物の受領や制作過程の指示をインターネット等を介して行うサービス
- (9) 国外に所在する資産の管理・運用等（ネットバンキングを含む。）
- (10) 国外事業者に依頼する情報の収集・分析等の結果報告をインターネット等を介して行うもの
- (11) 他の事業者の依頼によらずに自身が収集・分析した情報について対価を得て閲覧に供したり、インターネットを通じて利用させるもの
- (12) 国外の法務専門家等が行う国外での訴訟遂行等についての状況報告等をインターネット等を介して行うもの
- (13) インターネットを介して行う著作権の譲渡・貸付け

解 答

〔(1)から(6)について〕

電気通信利用役務の提供に該当する。

〔(7)について〕

電気通信利用役務の提供には該当しない。

（通信そのものは該当しない。）

〔(8)について〕

電気通信利用役務の提供には該当しない。

（著作物の製作という他の資産の譲渡等に付随してインターネット等を介し

テーマ10 国境を越えた役務の提供の見直し等

て行われているものとして、電気通信利用役務の提供には該当しない。)

[(9)について]

電気通信利用役務の提供には該当しない。

(資産の運用、状況、結果報告等についてインターネット等を介して連絡が行われても資産の管理、運用等という他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているものであるため、電気通信利用役務の提供には該当しない。)

[(10)について]

電気通信利用役務の提供には該当しない。

(情報の収集、分析等を行った結果報告等についてインターネット等を介して連絡が行われたものは、情報の収集、分析等という他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているものであるため、電気通信利用役務の提供には該当しない。)

[(11)について]

電気通信利用役務の提供に該当する。

(他の事業者の依頼によらずに自身が収集、分析等した情報について対価を得ているものは、上記(10)と異なり、他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されるものではないため、電気通信利用役務の提供に該当する。)

[(12)について]

電気通信利用役務の提供には該当しない。

(訴訟の状況報告、それに伴う指示等について、インターネット等を介して連絡が行われたとしても、国外における訴訟遂行という他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているものであるため、電気通信利用役務の提供には該当しない。)

[(13)について]

電気通信利用役務の提供には該当しない。

(著作物に係る著作権の所有者が、著作物の複製、上映、放送等を行う事業者に対して、その著作物の著作権等の譲渡・貸付けを行う場合に、その著作物の受け渡しがインターネット等を介して行われたとしても、著作権等の譲渡・貸付けという他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているものであるため、電気通信利用役務の提供には該当しない。)

テーマ10 国境を越えた役務の提供の見直し等

基礎力養成

事業者向け電気通信利用役務の提供

--	--	--

「事業者向け電気通信利用役務の提供」の範囲について、次の枠内を埋めなさい。

「事業者向け電気通信利用役務の提供」とは、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その電気通信利用役務の提供に係る ① からその役務の提供を受ける者が ② に限られるものをいう。

解 答

[①について]

役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件等

[②について]

通常事業者

解 説

【国外事業者の意義】

国外事業者とは、所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法第2条第4号に規定する外国法人をいう。

○ 法人税法

① 内国法人

国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

② 外国法人

内国法人以外の法人をいう。

したがって、国内に支店等を有する外国法人も、国外事業者に該当する。

基礎力養成

消費者向け電気通信利用役務の提供

--	--	--

「消費者向け電気通信利用役務の提供」の範囲について、次の枠内を埋めなさい。

「消費者向け電気通信利用役務の提供」とは、「電気通信利用役務の提供」のうち、

① をいう。

ただし、このような役務の提供であっても、インターネット上のデータベース等を企業内で広く活用するために、その役務の提供を受けている事業者と利用範囲、利用人数、利用方法等について個別に交渉を行って、一般に提供されている取引条件等とは別に、その事業者間で固有の契約を締結しているようなものなど、その取引条件等から事業者間取引であることが明らかな場合には、「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当する。

解 答

[①について]

事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しないもの

解 説

具体的には、対価を得て行われるもので、消費者も含め広く提供される以下のような取引が該当する（基通5－8－4（注））。

- インターネット等を通じて行われる電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェア（ゲームなどの様々なアプリケーションを含む。）の配信
- 顧客に、クラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるサービス
- 顧客に、クラウド上で顧客の電子データの保存を行う場所の提供を行うサービス
- インターネット上のショッピングサイト・オークションサイトを利用させるサービス（商品の掲載料金等）

テーマ10 国境を越えた役務の提供の見直し等

実力養成

内外判定①

--	--	--

平成27年10月1日以後に、国外に住所又は居所を有する者にインターネットにより電子書籍等を配信した場合の課税関係はどのようなになるか、理由とともに述べなさい。

解 答

本取引は、電気通信利用役務の提供に該当する。

この場合、国内取引の判定はその役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるかどうかにより行うこととされているが、本問では、役務の提供を受ける者の住所等が国外にあるため、国外取引に該当し、消費税の課税関係は生じない。

解 説

平成27年10月1日前行われたものについては、国内取引に該当し、法令に定められた要件を満たす場合には、輸出免税の規定が適用されることとなる。

実力養成

内外判定②

--	--	--

平成27年10月1日以後に、国内に旅行に来ている外国人旅行者（国内に住所又は居所がない者）に対して、インターネットにより電子書籍等を提供した場合の課税関係はどのようなになるか、理由とともに述べなさい。

解 答

本取引は、電気通信利用役務の提供に該当する。

この場合、国内取引の判定はその役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるかどうかにより行うこととされているが、本問では、役務の提供を受ける者の住所等が国外にあるため、国外取引に該当し、消費税の課税関係は生じない。

解 説

本問とは逆に、国内に住所又は居所を有する者が海外旅行先で同様の役務の提供を受けた場合には、その役務の提供を行った者が、国内事業者又は国外事業者のいずれであっても、国内取引として消費税が課税（6.3%課税）される。

実力養成

内外判定③

--	--	--

平成27年10月1日以後に、内国法人の海外支店に対して行う、インターネットを介した電子書籍の提供は国内取引に該当するかどうかを説明しなさい。

解 答

本取引は、電気通信利用役務の提供に該当する。

この場合、国内取引の判定はその役務の提供を受ける者の住所等（本店又は主たる事務所）が国内にあるかどうかにより行うこととされているが、内国法人の本店は国内に所在することから、国内取引に該当する。

解 説

本問とは逆に、外国法人の国内支店にインターネットを介して電子書籍の提供が行われた場合には、国外取引に該当することになる。

外国法人の本店は国外に所在するためである。

芸能・スポーツ等の役務の提供（国税庁ホームページより）

◆ 「芸能・スポーツ等に係る役務の提供」の見直し

(1) 従来の取扱い

国内で音楽の実演やスポーツ競技大会等への出場などの役務の提供を行えば、役務の提供を行った事業者が国外事業者であっても消費税法上の国内取引とされ、役務の提供を行う国外事業者が課税事業者であれば、その国外事業者に消費税の申告・納税義務が課されていた。

(2) リバースチャージ方式の導入

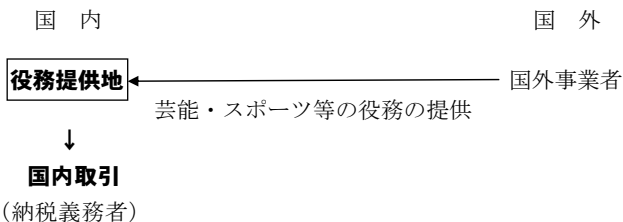
平成27年度の税制改正で、国外事業者が行う、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、その国外事業者が他の事業者に対して行うものを「特定役務の提供」と位置付け、「リバースチャージ方式」が導入された。

したがって、「特定役務の提供」については、納税義務者が役務の提供を行う国外事業者から「役務の提供を受けた事業者」に変わるることとなる。

(注) 不特定多数の者に対する役務の提供の除外

不特定かつ多数の者に対する役務の提供は「特定役務の提供」には含まれない。

※ イメージ



(3) 適用開始時期

平成28年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用される。

◆ 特定役務の提供の範囲

(1) 意義

「特定役務の提供」とは、国外事業者が映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行うもので、その国外事業者が不特定かつ多数の者に対して行う役務の提供以外のものをいう。

(2) 特定役務の提供の具体例

国外事業者が、対価を得て他の事業者に対して行う次の行為等がこれに該当する。この場合、国外事業者が個人事業者で、その個人事業者自身が①から③の役務の提供を行う場合も含まれる。

① 芸能人として行う映画の撮影、テレビへの出演

例えば、国外事業者であるプロスポーツ選手が、映画やCM等の撮影を行って演技、出演料等を受領する場合も芸能人としてここに含まれる。

② 俳優、音楽家として行う演劇、演奏

③ スポーツ競技大会等への出場

例えば、国外事業者がアマチュア、ノンプロ等と称されている者であっても、スポーツ競技等の役務の提供を行うことにより報酬・賞金等を受領するものであれば、ここに含まれる。

(注) 不特定多数の者に対する役務の提供の除外

①～③のような役務の提供であっても、国外事業者が不特定かつ多数の者に対して行うものは、「特定役務の提供」から除かれる。

テーマ10 国境を越えた役務の提供の見直し等

実力養成

特定役務の提供①

--	--	--

平成28年4月1日以後に、非居住者であるスポーツチームの監督やコーチが国内で行う監督・コーチとしての役務の提供は「特定役務の提供」に該当するか述べなさい。

解 答

「特定役務の提供」は、国外事業者である職業運動家が行うスポーツ競技等への出場等が該当する。

したがって、国内のスポーツチーム等が非居住者である監督、コーチ等から競技指導などの役務の提供を受けた場合であっても、監督、コーチ等は職業運動家に該当しないため、その役務の提供は「特定役務の提供」には該当しない。

実力養成

特定役務の提供②

--	--	--

平成28年4月1日以後に、国外の音楽家A（非居住者）に国内で演奏してもらうために、Aを仲介する国外の事業者B（非居住者）に仲介手数料を支払っているが、この行為が「特定役務の提供」に該当するか述べなさい。

解 答

本問のように、「演奏者」又は「演奏者を雇用等している国外事業者」以外の者に支払う仲介手数料は、仲介という役務の提供に対する対価と認められるため「特定役務の提供」の対価には該当しない。

実力養成

特定役務の提供③

--	--	--

A社は、音楽家を雇用して各国でコンサートを実施している国外事業者である。
平成28年4月1日以後にA社は、日本の会場を借りて、直接、日本の観客にチケットを販売してコンサートを開催しようと考えているが、このコンサートの開催が「特定役務の提供」に該当するか述べなさい。
なお、日本のプロモーター等は一切関与しない。

解 答

「特定役務の提供」には該当しない。
「特定役務の提供」には、本問のように、国外事業者がコンサート等を開催し、直接、不特定かつ多数の者に対して行う役務の提供は含まれない。

解 説

この行為は、「特定役務の提供」に含まれないため本問においては、この国外事業者（A社）において消費税の納税義務を負うことになる。
なお、仮に、このようなコンサートの観客の中に、国内の事業者が事業に関連して購入したチケットにより来場した者がいたとしても、これら費用についてリバースチャージ方式による申告は必要なく、これまで同様に役務の提供を受けた事業者の仕入税額控除の対象となる。

テーマ10 国境を越えた役務の提供の見直し等

(MEMO)